

調査・分析研究

知的財産紛争の現況についての調査研究

- 韓国国内特許ライセンス実態調査 -

A Study on Survey and Analysis

A Study on the Survey of Intellectual Property Dispute

(仮訳)

2017. 12



(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「知的財産紛争の現況についての調査研究（2017年12月）」をジェットロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user_ip_info.others.BoardApp&board_id=others&cp=3&pg=1&npp=10&catmenu=m04_02_05&state=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=16192&gubun=)

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

提出文

特許庁長 殿

本報告書をインフラ事業の基礎研究活性化課題のうち、「調査・分析研究 - 知的財産紛争の現況についての調査研究(韓国国内特許ライセンス実態調査)」の最終報告書として提出します。

2017年12月31日

- 主管研究機関名：韓国知識財産研究院
- 研究期間：2017年1月1日～12月31日
- 参加研究員
 - ・ 研究責任者：イム・ソジン(韓国知識財産研究院 副研究委員)
 - ・ 参加研究員：シム・ミラン(韓国知識財産研究院 副研究委員)
 - キム・ソンイ(韓国知識財産研究院 研究員)
 - キム・ギュファン(韓国知識財産研究院 委嘱研究員)

要約文

第1章 序論

□ 研究の必要性及び目的

- (ライセンスの概念)特許ライセンスとは、特許権を有している者が当該の特許を実施、又は使用できる権利を第三者に許与することを意味
 - ライセンス契約により、特許発明を業として実施できる権利(実施権)が発生
- 特許ライセンスの契約及び実施過程で多くの複雑な 이슈が発生
 - ライセンスによる特許権の消尽理論(又はファースト・セール・ドクトリン;first sale doctrine)の適用と条件付契約の問題、不爭合意の問題、標準特許の「FRAND」ライセンス条件、グラントバック(grant-back)ライセンス条件などの問題が発生
 - このような 이슈は競争法との衝突や国家間の意見差のために論争になっており、実際に特許紛争の原因になっている
- 特許ライセンスの関連制度を整備し支援政策を策定するためには、韓国国内での特許ライセンス及びその実施過程における紛争について正確な現況把握が先行せねばならない
 - 特許ライセンス契約は一般的に契約当事者間で秘密を保持するという条件の下に非公開で行なわれる場合が多いため、ロイヤルティ率などの実施契約条件や紛争の実態把握は難しい
- 産業別ロイヤルティ率は、特許価値評価の方法論のうちマーケット・アプローチを用いるのに必要不可欠な情報であり活用性が高い
 - 海外の特許取引仲介業者及び協会は、参考になるロイヤルティ率を算出するために産業別特許取引事例DBを構築・運営
 - (英国) RoyaltyRange、(日本)アンケート調査を通したロイヤルティ率の統計(2010)等
 - 韓国の場合、特許技術の取引件数自体が不足しており取引情報も所管部処ごとに分散しているため、体系的なDB管理及び活用が十分でなく、国内の産業別ロイヤルティ情報を定期的にアップデートして一般に提供するには限界がある
- (研究の目的)韓国国内で結ばれる特許ライセンス契約の実態を把握して関連政策の効果的な設計に必要な基礎資料を作成し、特許ライセンス契約時に民間企業が参考にできるような産業別ロイヤルティ率及び紛争情報を提供
 - そのために、韓国国内で特許ライセンス契約の経験がある企業を対象にロイヤルティ率、制限事項、制約条件及び紛争の有無などを調査

□ 特許ライセンス及びロイヤルティの種類

○ ライセンスの種類

- (専用実施権)契約した範囲内で特許発明を業として独占排他的に実施できる権利。同一の範囲内で重複して設定することはできず、特許権者であっても、ひとたび専用実施契約を締結すれば専用実施権者の許諾がない専用実施権の権利範囲内では特許発明を実施できない
- (通常実施権)ライセンス契約の締結後に特許権者自身も実施することができ、第三者に同一の通常実施権を再び許与することができる

○ ロイヤルティの種類及び決定要因

- 前払金(initial payment):技術取引契約の成立時に、契約期間中に発生するロイヤルティの一部を予め支払う契約金形態
- 継続実施料(running royalty):技術導入者が当該の技術を用いて製品の製造・販売などを行う場合、一定周期ごとに売上高、又は販売価格、販売利益などにつき一定の比率で支払う実施料で、出来高払い実施料ともいう
- 最低実施料:移転技術の使用による効果を問わず、契約期間、又は契約期間内の一定期間に対して支払うロイヤルティの最低限度を規定
- 最大実施料:技術導入者の立場を考慮して決定されるもので、移転技術の商品市場は移転当時とは把握しにくい部分があるため、技術市場が大きい場合に最大実施料を低く適用すると技術提供者に損失が発生することがある
- 定額実施料(fixed royalty):契約製品の販売額に関係なく技術に対する対価を固定金額で規定する方法

□ 特許ライセンスをめぐる紛争と争点

○ 特許権の消尽と条件付契約

- 当事者間で条件付契約により特許権消尽の排除を約定した場合、その内容で第三者を拘束できるかどうかをめぐる紛争が起こる可能性がある
- 条件付販売契約(conditional sales)とは特許権者が、特許技術の実施権者ではない、特許技術適用製品の購入者又は利用者の使用について制限を加えることで、当該特許製品に対する特許権消尽理論を無力化させることができる手段
- しかし商品の販売後にその特許商品に加えられる制限は、権利消尽の原則に基づく特許権の正当な

保護範囲を逸脱するものであるため、競争制限性があれば競争法違反になる可能性がある

- ライセンスと不爭合意
 - 特許ライセンス契約時に、特許権者が実施権者に特許権の有効性をめぐって争わないことを条件として加える場合があるが、これは講学上「不爭合意」ともいい、当該の契約条項を不爭条項という
 - このような契約が締結される過程で公序良俗に反する行為があった場合は特約が無効となり、不爭条項の内容が市場での競争秩序に悪影響を及ぼすと判断される場合には、不正取引行為に当該する可能性がある
- 標準技術と「FRAND」ライセンス条件
 - ライセンス拒絶などの行為が競争事業者の市場退去や市場参入阻止を目的に行われたり、不当共同行為や不正行為を目的になされる場合には、反競争的な特許権濫用行為だと判断される
- グラントバック (grant-back) ライセンス条件
 - グラントバック条項は改良技術に対する利用権を特許権者にだけ排他的に帰属させる場合と、実施権者が特許権者以外の他企業に対しても改良技術の実施を許諾できる場合のような非排他的な場合がある
 - 特許権者に改良技術に対する特許取得という補償をすることにより初期革新を促進することが可能で、改良技術に対するリスクを特許権者と実施権者が共有することができ、実施が許諾された技術に基づくさらなる革新が可能になる

第2章 実態調査の概要

□ 実態調査の内容、対象及び方法

- 調査内容
 - (一般事項)企業名、産業分類、企業の類型
 - (ライセンス契約の細部事項)契約者の類型、技術分類、実施の類型及び契約期間、契約の特性、制限事項、紛争関連の合意事項、ロイヤルティ算定基準、ロイヤルティ率
 - ライセンス紛争の有無及び発生段階
- 調査対象
 - 直近5年(2012～2016)間に通常及び専用実施権が設定登録された特許及び実用新案権の実施企業6,365社からランダムに選んだ5,400社の企業

- 調査方法
 - 電話、ファックス、Eメールによるアンケート調査
- 調査結果
 - 703社(13%)の企業から合計1,053件のライセンス契約についての調査を完了
- 回答企業の特徴
- 回答企業(実施権者)の類型としては、中小企業が1,018件(96.7%)で最も高い割合
 - 中堅企業と大企業はそれぞれ25件、10件と低い割合
 - 契約相手(特許権者)の類型としても、中小企業が全体の59.4%と最も高い割合を占めており、個人と大学及び公共(研)はそれぞれ18.7%、13.1%
- 回答企業(実施権者)が中小企業の場合、他の中小企業とライセンス契約を締結した割合が60.6%と最も高く、個人と大学及び公共(研)がそれぞれ18%、13.2%
- 回答企業(実施権者)が属している産業別に区分すると、建設業が全体の42.2%で最も高い割合

第3章 実態調査の結果

- ライセンス契約の特徴
- 実施権の類型別に見ると、通常実施権が605件と最も高い割合(57.5%)を占め、専用実施権は431件(40.9%)、独占的通常実施権は17件(1.6%)
 - 建設業の場合、通常実施権契約割合が78.4%と非常に高い
 - 大規模な投資費用が必要なため独占的IP戦略が重要な代表的産業である医療及び精密、化学、電子、医薬産業の場合、専用実施権の契約割合が高い
 - 特許権者が大企業、中小企業、中堅企業の場合、他の類型に比べて通常実施権の契約割合がより高い一方で、特許権者が個人や海外企業の場合は専用実施権の契約割合が高い
 - 独占的通常実施権の契約割合は特許権者が大学及び公共研究機関の場合に相対的に高い
- ライセンス契約期間を特許の存続期間に合わせた場合は全体の48%で、特定の期間を設定した場合が50%と両者の割合は近似
 - 契約期間については企業の類型によって大きな差があり、実施企業が大企業の場合は100%が存続

期間を基準にしていた一方で、中堅企業と中小企業の場合はそれぞれ44%と47.5%と相対的に低い

- 専用実施権の場合、特許存続期間を基準に契約する割合が55%と特定期間を設定した割合より高い一方、通常実施権と独占的通常実施権の場合は特定期間を定めて契約した割合がそれぞれ55%、64.7%と存続期間基準よりも高い
 - 医療、医薬、化学技術の場合、特許権存続期間を基準として契約した割合がそれぞれ86.7%、77.8%、61.8%と非常に高い
- 特定の期間を定めて契約した場合、契約期間は平均4.6年
- 専用実施権の場合は5.9年で、通常実施権の平均3.7年より契約期間が長い
 - 医療用物質及び医薬品製造業、非金属鉱物製造業、事業施設管理及び事業支援サービス業の平均契約期間はそれぞれ10年、9.5年、9.1年と平均より長い
 - 専門科学及び技術サービス業、電気・ガス・蒸気及び水道事業はそれぞれ2.2年、3.2年と、産業間で大きく差が開いた
- ライセンス契約の類型は単一特許ライセンスが大部分で全体の86%
- パッケージライセンスは6.9%、相互実施許諾は5.2%、特許プールとハイブリッドライセンスはそれぞれ1.7%、0.9%と非常に低い割合を示した
 - 専用実施権の場合、パッケージライセンスの割合が約7%と通常実施権・独占的通常実施権に比べて高い割合を示した
 - 生命工学及び農林と、医薬、そして電気及び電子技術の場合、パッケージライセンスの割合がそれぞれ19.2%、16.7%、14.3%と他の技術分野に比べて高い割合を示した

□ 実施料の種類及び実施料率

- 大企業が実施権者の場合は継続実施料で契約した割合が50%である反面、大企業が特許権者の場合には同割合は100%
- 大企業は実施料を支払う場合は定額実施料を、実施料を受け取る場合は継続実施料を好む傾向あり
 - 大学及び公共(研)が特許権者の場合は定額実施料を受け取った割合が24.3%で、他企業及び個人に比べて定額実施料の割合が相対的に高い
- 継続実施料の場合、その19.2%は最大実施料や最低実施料、前払金といったその他の実施料規定を設けている
- 中堅企業(実施権者)の場合、その33.3%は前払金を支払っており、大企業(0%)と中小企業(7.5%)に比べて高い割合を示した

- 特許権者が大企業の場合、その他の実施料規定を明示していた割合が最大の27.8%で、その中でも特に最低実施料規定を設けていた割合は22.2%と最も高く、実施料の交渉において大企業が優位にあることを示している
- その他の実施料がある割合は、独占的通常実施権と専用実施権がそれぞれ33.3%、24.6%と通常実施権よりも高い
- 継続実施料の算定基準は売上高が72.4%と最も一般的
 - 医療、医薬、基礎科学、生命工学及び農林、化学及び化学工程分野で、売上高基準の割合が高い
 - 産出単位(製品)を基準にしている割合は電子部品などの製造業で高い
- ロイヤルティ率の平均は5.5%
 - 5~10%に当たる場合が28.2%と最も多く、次いで3~5%、3%未満の順
 - 大企業(実施権者)の場合は平均2.4%、中堅企業(実施権者)は3.2%、そして中小企業(実施権者)は5.5%と、実施企業の規模が小さいほどロイヤルティ率が高い
 - 実施権の種類別に見ると通常実施権の実施料率が専用実施権より多少高く、独占的通常実施権の場合が7%と最も高い
 - 海洋及び航空、環境、基礎科学、生命工学及び農林分野の平均実施料率はそれぞれ9.0%、8.5%、6.9%、6.4%と比較的高い
 - 電気及び電子、家庭、医薬分野はそれぞれ3.3%、3.3%、3.5%と他の技術分野に比べて低い

□ 制限事項及びライセンス紛争

- ライセンス契約全体のうち49.6%が制限事項を設けており、その中では実施範囲を制限している割合が最も高い
 - その他に再実施権許与制限、取引制限、価格制限を設けた割合がそれぞれ6.9%、5.8%、5.2%
 - 大企業(実施権者)の場合は制限事項を設けた割合が20%と非常に低く、この点から大企業が実施企業の場合は比較的有利な条件でライセンス契約を締結する傾向があると解釈することができる
 - 制限事項を設けた割合については、専用実施権の場合に42.7%だったのに対し、通常実施権と独占的通常実施権の場合はそれぞれ54.2%、58.8%と高かった
 - 実施範囲に制限を設けた割合は、通常実施権の場合が35.2%で専用実施権及び独占的通常実施権に比べてはるかに高く、グラントバック条項と再実施権許与制限は独占的通常実施権において高い割合を示した
- ライセンス契約全体の53.8%が、上記のような紛争関連の合意事項をライセンス条件として明示

- 特許保証条項を明示した割合が32.9%と最も高く、不爭義務、免責、実施料不返還条項の割合はそれぞれ10.4%、9.4%、8.2%と近似
 - 大企業(実施権者)の場合、このような合意規定を設けたのは20%のみ
 - 紛争関連の合意事項を明示した割合は独占的通常実施権の場合に70.6%と、専用実施権と通常実施権に比べて高い割合を示した
 - 食料品製造業(90%)、医療用物質及び医薬品製造業(78.9%)、専門科学及び技術サービス業(71.4%)、電子部品・コンピュータ・映像・音響及び通信装備製造業(68%)は他産業に比べて紛争関連の合意事項を設けた割合が高い
- ライセンス紛争の原因については特許保証関連が38件で最も多く、次いでロイヤルティ算定基準関連、実施料支払い関連がそれぞれ17件、11件であった
- この他に不爭義務違反、実施料返還、グラントバック関連が原因の場合もそれぞれ5件、5件、1件あった
 - 専用実施権の場合、紛争発生割合は7.9%と通常実施権の場合の6.3%より多少高い
 - 紛争発生頻度は建設及び交通分野(合計72件中39件)で最も高いが、ライセンス契約中の紛争発生割合は生命工学・農林分野で19.2%と最も高い
 - 医薬と環境分野の紛争発生割合はそれぞれ11.1%、9%と他の技術分野に比べて高く、機械と電気及び電子分野の紛争発生割合はそれぞれ3.4%、3.1%と相対的に低い

□ 実施料率決定要因の分析

- 契約相手(特許権者)によるロイヤルティ率の差は統計的に有意
- ロイヤルティ率は契約相手が中堅及び中小企業である場合に最も高く、次いで個人、大企業、大学及び研究所、海外の順に低くなる
- 技術分類による実施料の差は通常実施権契約において有意
- 実施料率は通常実施権契約の場合、環境分野で最も高く、次いで基礎科学、海洋及び航空、化学、建設・交通、医療分野の順に低くなる
- ロイヤルティ率は契約期間によって異なっており、なかでも特許存続期間を基準にした時より特定の期間が設定された場合のほうがロイヤルティ率がより高い
- このような差は、専用実施権の場合にのみ統計的に有意
- 平均ロイヤルティ率は、純利益が基準となる場合に9.77%と最も高く、次いで工事契約金基準、製造原価基準、製品単位基準の順

調査・分析研究 - 知的財産紛争の現況についての調査研究(韓国国内特許ライセンス実態調査)

- 売上高が基準となる場合、平均ロイヤルティ率は4.75%と最も低い
 - このような差は、専用実施権と通常実施権のどちらの場合においても統計的に有意
- 実施範囲制限、取引制限を設けた場合にロイヤルティ率はさらに高く、
- ここから、経済的に価値のある技術の場合は実施にかかる制限事項を設ける可能性が高く、この場合ロイヤルティ率も高く設定されると解釈することができる

第1章 研究の背景	1
第1節 研究の必要性及び目的	2
第2節 特許ライセンス及びロイヤルティの種類	7
I. ライセンスの概念、類型及び目的	7
II. ロイヤルティの種類及び決定要因	9
第3節 特許ライセンス紛争と争点	11
I. 特許権の消尽と条件付契約	11
II. ライセンスと不争合意	13
III. 標準技術と「FRAND」ライセンス条件	14
IV. グラントバック (grant-back) ライセンス条件	16
第2章 実態調査の概要	17
第1節 実態調査の内容、対象及び方法	18
第2節 回答企業の特徴	23
第3章 実態調査の結果	26
第1節 ライセンス契約の特徴	27
I. 実施権の種類	27
II. 契約期間	28
III. 契約の種類	33
第2節 実施料の種類及び実施料率	36
I. 実施料の種類	36
II. 実施料率及び算定基準	42
第3節 制限事項及びライセンス紛争	48
I. 制限事項及びその他の合意事項	48
II. 紛争関連の合意事項及び紛争発生の原因	50
第4節 実施料率決定要因の分析	57
第4章 結果の要約及び示唆点	63
付録	67
付録1 ライセンス実態調査表	68
付録2 統計表	73

表の目次

第1章

<表1-1> AUS Consultants royaltySource®データベースの取引事例分析.....	4
<表1-2> Les nouvellesの業種別ロイヤルティ率の事例.....	4
<表1-3> 日本経済産業省「アンケート調査を通じたロイヤルティ率の統計」.....	5
<表1-4> 実施権の種類別特性.....	8
<表1-5> 継続実施料の算定方式とそのメリット・デメリット.....	10

第2章

<表2-1> 実態調査の内容.....	18
<表2-2> 実施権及び契約者の類型(設定登録された実施契約).....	19
<表2-3> 特許権者の類型別に見た実施権の種類(設定登録された実施契約).....	19
<表2-4> 実施権者の類型別に見た実施権の種類(設定登録された実施契約).....	20
<表2-5> 特許権者の類型別に見た実施権者の類型(設定登録された実施契約).....	20
<表2-6> 実施権契約の対象となる特許の技術分類別割合.....	21
<表2-7> 質問の回収結果.....	21
<表2-8> 契約者の類型.....	23
<表2-9> 実施権者の類型別に見た特許権者の類型.....	23
<表2-10> 産業分類(全体).....	25
<表2-11> 産業分類(製造業).....	25

第3章

<表3-1> 産業分類別に見た実施権種類の割合.....	27
<表3-2> 契約相手別に見た実施権の種類割合.....	28
<表3-3> 特許実施契約の算定基準.....	28
<表3-4> 技術分類別に見た契約期間の算定基準.....	29
<表3-5> 産業分類別に見た契約期間の算定基準.....	30
<表3-6> 契約期間(存続期間を基準とした場合).....	30
<表3-7> 主要産業別に見た契約期間(特定期間を設定した場合).....	32
<表3-8> 実施契約の特性(複数回答、%).....	33
<表3-9> 実施権の種類別に見た契約の特性(複数回答、%).....	34
<表3-10> 技術分類別に見た実施契約の特性(複数回答、%).....	34
<表3-11> 産業分類別に見た実施契約の特性(複数回答、%).....	35
<表3-12> 契約者の類型別に見た実施料の種類.....	36
<表3-13> 実施権別に見た実施料の種類.....	36

<表3-14>技術分類別に見た実施料の種類.....	37
<表3-15>産業分類別に見た実施料の種類.....	38
<表3-16>その他の実施料項目がある割合(継続実施料の場合).....	39
<表3-17>実施権の種類別に見た、その他の実施料項目がある割合(継続実施料の場合).....	39
<表3-18>産業分類別に見た、その他の実施料項目がある割合(複数回答).....	41
<表3-19>実施権者の種類別に見たロイヤルティ率算定基準(継続実施料の場合).....	42
<表3-20>特許権者の種類別に見たロイヤルティ率算定基準(継続実施料の場合).....	42
<表3-21>技術類型別に見たロイヤルティ率算定基準(継続実施料の場合).....	43
<表3-22>産業分類別に見たロイヤルティ率算定基準(継続実施料の場合).....	44
<表3-23>契約者及び実施権の種類別に見た平均実施料率.....	45
<表3-24>技術類型別に見た平均実施料率.....	45
<表3-25>産業分類別に見た平均実施料率.....	46
<表3-26>ロイヤルティ率の比較(%、件).....	47
<表3-27>実施権者の種類別に見た制限事項の割合(重複許可).....	48
<表3-28>実施権の種類別に見た制限事項の割合.....	48
<表3-29>技術別に見た制限事項の割合.....	49
<表3-30>産業別に見た制限事項の割合.....	50
<表3-31>紛争関連の合意事項(複数回答、%).....	51
<表3-32>実施権の種類別に見た紛争関連の合意事項(複数回答、%).....	51
<表3-33>技術別に見た紛争関連の合意事項(複数回答、%).....	52
<表3-34>産業別に見た紛争関連の合意事項(複数回答、%).....	53
<表3-35>実施権者の種類別に見た紛争発生件数及び原因.....	54
<表3-36>特許権者の種類別に見た紛争発生件数及び原因.....	54
<表3-37>実施権の種類別に見た紛争発生件数及び原因.....	54
<表3-38>技術別に見た紛争発生件数及び原因.....	55
<表3-39>産業別に見た紛争発生件数及び原因.....	55
<表3-40>ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果(実施権者及び特許権者の種類別).....	57
<表3-41>ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果(技術類型別).....	58
<表3-42>ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果(産業分類別).....	59
<表3-43>ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果(実施権の種類別).....	59
<表3-44>ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果(契約期間の基準、実施権の種類別).....	60
<表3-45>ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果(契約期間別).....	60
<表3-46>ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果(契約の特性別).....	60
<表3-47>ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果(その他の実施料別).....	61
<表3-48>ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果(ロイヤルティ算定基準、実施権の種類別).....	61
<表3-49>ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果(制限事項別).....	62
<表3-50>ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果(その他合意事項別).....	62

第1章 研究の背景

- 第1節 研究の必要性及び目的
- 第2節 特許ライセンス及びロイヤルティの類型
- 第3節 特許ライセンス紛争と争点



第1節

研究の必要性及び目的

特許ライセンスとは、特許権を有している者が当該の特許を実施又は使用できる権利を第三者に許与することを意味し、ライセンス契約を通して特許発明を業として実施できる権利(実施権)が発生する。

企業戦略の側面で見ると、特許技術を保有している企業が当該の技術を現在や未来において自社で事業化しない場合には第三者にライセンスすることが合理的な選択になりうる(Arora & Ceccagnoli, 2006)。すなわち、特許を保有している企業よりも当該の特許を事業化するために必要な資源や実行力を持つ企業に当該の特許をライセンスすることは、製品の需要を高めるのにより効率的な戦略となりうる。このような理由から、発明を事業化するために必要な資源が足りないバイオベンチャー企業は当該の特許を大手製薬会社にライセンスするケースが頻繁にある。また、特許保有企業にとっては権利性が弱い特許に対する挑戦(有効性を問う審判請求)を避け、無駄な特許競争を防ぐことができるというメリットがある。

一方、特許実施企業はライセンスを通して侵害紛争リスクを減らすことができ、代替技術(回避技術)の開発に必要な時間を削減することで製品の市場での発売を前倒しすることができる。また、標準化技術が適用された製品の生産が可能になり、ネットワーク効果を得ることができる。

このような特許ライセンスの契約及び実施過程では、多くの複雑な 이슈が発生する。ライセンスにともなう特許権の消尽理論(又はファースト・セール・ドクトリン; first sale doctrine)の適用と条件付契約の問題、不爭合意の問題、標準特許の「FRAND」ライセンス条件、グラントバック(grant-back)ライセンス条件などの問題は競争法との衝突や国家間の意見差のために論争になっており、実際に特許紛争の原因となっている。このような問題の解決に必要な特許ライセンス関連制度を整備し支援政策を策定するためには、韓国国内での特許ライセンス及びその実施過程で起こる紛争についての正確な現況把握が先行せねばならない。しかし、特許ライセンス契約は一般的に契約当事者間で秘密を保持するという条件の下に非公開で行なわれる場合が多いため、ロイヤルティ率などの実施契約条件及び紛争実態を把握するのは難しい。

特に産業別ロイヤルティ率は、特許価値評価方法論のうちマーケット・アプローチを用いるのに欠かせない情報であり、活用性が高い。技術価値評価の方法論のうちマーケット・アプローチとは、過去に取引された類似特許のロイヤルティ率を参考にする方法で、比較的客観的であり適用しやすいというメリットがある。マーケット・アプローチは特許取引事例に関する情報が多い場合には最適な技術評価方法であり、ロイヤルティ算定において非専門家らも利用しやすいため活用性が非常に高い。しかしマーケット・アプローチの活用性は、市場での知識及び技術の価値形態や傾向の流れを把握できるだけの、信じるに値する知識及び特許取引の存在を前提としている。また、信頼できるロイヤルティ率を算出するためには過去の取引類型、産業及び業種、制限事項別に細分化した時に業種を代表できるだけの十分な取引事例が存在していなければならない。

しかし、個人及び企業がロイヤルティ率の算出に必要な類似技術の取引事例を収集することは難しく、現実的な適用には限界がある。そこで、ロイヤルティ率算出時に参考になるよう、海外の特許取引仲介業者及

び協会は産業別特許取引事例DBを構築・運営している。なかでも英国に基盤を置くRoyaltyRangeの場合、EUから資金支援(850,000 EUR)を受けてヨーロッパ各国の取引事例を収集し、現在約15万件に及ぶ膨大な取引情報DBを構築している。日本の経済産業省はライセンス契約を締結した3,006社の企業を対象にロイヤルティ率を調査して最終的に680件の契約事例を収集し、これを基に「アンケート調査を通じたロイヤルティ率の統計(2010)」を出版した。

海外の特許ロイヤルティ率DB

- RoyaltyRange (英国)
 - :Practica CapitalとEuropean Union Structural Fundsから資金支援を受けて運営(850,000 EUR)、約15万件の契約情報を保有
- 日本の社団法人発明協会「実施料率」
 - :社団法人 発明協会研究センター「実施料率(第5版)」、2003(2961件)
- 日本経済産業省「アンケート調査を通じたロイヤルティ率の統計」
 - :経済産業省知的財産政策室『ロイヤルティ料率データハンドブック(特許権、商標権、プログラム著作権、技術ノウハウ)』、2010.8
 - :2009.11～2010.2の出願件数上位企業及びライセンス契約実施企業3006社を対象にロイヤルティ率の調査を行い、680件のロイヤルティ率を収集
- 日本特許庁のロイヤルティ率統計(2009)
 - :日本の特許庁による産業財産権の制度問題についての調査研究報告書「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書 - 知的財産(資産)価値及びロイヤルティ率に関する実態把握」、2009(1106件のロイヤルティ率を収集)
- この他に、ktMINEのRoyalty Rate Finder™ Database、AUS consultantsのRoyaltySource®DB、Pricewaterhouse Coopersの業種別ロイヤルティ率、Intellectual Property Research Associates Database、IP Transaction Database、RoyaltyStatなどがある

ロイヤルティ率のDBを構築してサービスを提供している海外の機関は、次の表のようにロイヤルティ率(売上高基準)を分析して産業別ロイヤルティ率を提供している。

＜表1-1＞ AUS Consultants royaltySource®データベースの取引事例分析

産業分野	ロイヤルティ率				当該件数
	平均	中央値	最高	最低	
化学	4.8	4.5	25	0.1	103
医薬、バイオ	7.7	5	90	0.1	965
一般機械	5.3	4.5	25	0.5	103
自動車	4.8	4	20	0.5	77
医療機器	5.8	5	50	0.1	491
電子機器	4.4	4.1	20	0.5	160
半導体	5.1	4	30	0	93
PC、OA機器	5.3	4	25	0.2	85
ソフトウェア	11.6	6.8	77	0.1	259
食品加工	3.9	3	30	0.3	58
小売り、レジャー	6	5	40	0.1	157
通信サービス	5.5	4.9	50	0.4	116
インターネット	13.5	10	80	0.3	115
メディア、娯楽	12.7	8	70	0.1	43
エネルギー、環境	5.3	4.6	75	0.1	190
全体	7.04	-	-	-	3,015

資料: AUS Consulting, Licensing Economic Review, December 2007

＜表1-2＞ Les nouvellesの業種別ロイヤルティ率の事例

分野	ロイヤルティ率の範囲						
	0-2%	2-5%	5-10%	10-15%	15-20%	20-25%	25%以上
航空		40.0%	55.0%	5.0%			
自動車	35.0%	45.0%	20.0%				
化学	18.0%	57.4%	23.9%	0.5%			0.1%
コンピュータ	42.5%	57.5%					
電子		50.0%	45.0%	5.0%			
エネルギー		50.0%	15.0%	10.0%		25.0%	
食品/消費	12.5%	62.5%	25.0%				
一般製造業	21.3%	51.5%	20.3%	2.6%	0.8%	0.8%	2.6%
政府/大学	7.9%	38.9%	36.4%	16.2%	0.4%	0.6%	
健康/治療装備	10.0%	10.0%	80.0%				
医薬品	1.3%	20.7%	67.0%	8.7%	1.3%	0.7%	0.3%
通信				100.0%			
その他	11.2%	41.2%	28.7%	16.2%	0.9%	0.9%	0.9%

注: 提示された資料は郵便調査への回答に基づいたものである。

資料: McGavock, et. al., "Factors affecting royalties rates," Les nouvelles, June, 1992, p.107 (Association of university technology managers, technology transfer practicum manual, volume III, 2002, X-2-Page14 から再引用)

＜表1-3＞日本経済産業省「アンケート調査を通じたロイヤルティ率の統計」

技術分類	件数	平均(%)	最大値(%)	最小値(%)
全体	680	3.7	32.5	0.5
農業	10	3	4.5	0.5
食料品、タバコ	4	3.8	5.5	1.5
個人用品	13	3.5	7.5	0.5
健康;人命救助;娯楽	54	5.3	14.5	0.5
分離;混合	23	3.2	9.5	1.5
成形	76	3.4	9.5	0.5
印刷	10	3.3	4.5	1.5
輸送	49	3.7	6.5	0.5
マイクロ、ナノ	14	4.1	9.5	1.5
化学	103	4.3	32.5	0.5
冶金	26	3.2	5.5	0.5
コンビナトリアル(調合)技術	1	4.5	4.5	4.5
繊維、材料	5	3.3	5.5	0.5
紙	3	3.2	5.5	1.5
建造物	55	3.8	15.5	0.5
岩石の削孔、採鉱	4	1.8	3.5	0.5
機関、ポンプ	16	3.1	5.5	0.5
工学一般	17	3.3	9.5	0.5
照明、加熱	16	3.9	9.5	1.5
機械	63	3.5	9.5	0.5
原子核工学	1	2.5	2.5	2.5
電気	97	2.9	9.5	0.5
コンピュータ	12	3.1	7.5	0.5
精密機器	37	3.5	9.5	0.5
バイオ、製薬	64	6	32.5	0.5

注：アンケート調査期間：2009～2010

アンケートの対象：出願件数が上位の企業及びライセンス契約実施企業3006社

しかし、韓国の場合は特許技術取引件数自体が不足しているうえに取引情報が所管部処別に分散しているため体系的なDB管理及び活用が不十分で、国内の産業別ロイヤルティ情報を定期的にアップデートし一般に提供するのには限界がある。また、いくつかの民間の技術仲介企業が取引事例を収集して活用しているが、かなりの部分を海外のロイヤルティDB運営企業から購入している事例が多く、これを国内の状況に適用するのは現実的に難しい。

ゆえに、本研究の目的は韓国国内で行われる特許ライセンス契約の実態を把握して関連政策を効果的に組み立てるために必要な基礎資料を作成し、特許ライセンス契約の際に民間企業が参考にできるような産業別ロイヤルティ率及び紛争情報を提供することにある。そのため、韓国国内で特許ライセンス契約の経験があ

る企業を対象に、ロイヤルティ率、制限事項、制約条件及び紛争の有無などについて調査を行った。



第2節

特許ライセンス及びロイヤルティの類型

I. ライセンスの概念、類型及び目的

特許ライセンス(license又はlicence)とは、特許権を有している者が当該の発明に対する実施、又は使用の権利を第三者に許与することを意味する。ライセンス契約が成立するためには特許権者の「許諾」又は「同意」が法的要件となっており、対価の有無はライセンスの成立要件ではない。しかし、系列会社間の契約など特殊な場合を除いては、ライセンスに対する対価(ロイヤルティ)が契約締結において重要な要件として作用する。

特許法上の実施権には専用実施権と通常実施権がある。専用実施権とは、契約した範囲内で特許発明を業として独占排他的に実施できる権利である。そのため、専用実施権は同一の範囲内で重複して設定することはできず、ひとたび専用実施契約を締結すれば、特許権者であっても専用実施権者の許諾なく専用実施権の権利範囲内で特許発明を実施することはできない。

通常実施権は専用実施権とは異なり、ライセンス契約締結後に特許権者自身も実施することができ、第三者に同一の通常実施権を再び許与することも可能である。通常実施権は法律上の規定や行政庁の処分によって一定の範囲内で発生する場合もあるが、一般的にライセンス契約によって発生する。

ライセンス登録に関連して、特許法第118条第1項は「通常実施権を登録した時は、その登録後に特許権又は専用実施権を取得した者に対してもその効力が発生する」と規定している。この規定により、特許権の通常実施権は特許原簿に実施権登録をしてはじめて第三者に対抗することができる。したがって権利者がライセンス対象の特許権を移転した場合、未登録の通常実施権者は当該の特許権を譲渡された者に対抗することができず、新たな権利者から損害賠償請求、又は禁止請求をされる恐れがある。このように通常実施権者の立場では実施権登録をしてはじめて安定的に特許発明を実施することができるにもかかわらず、韓国ではライセンス登録制度が十分に活用されていないという問題点がある(ノ・ギョンソプ、2012)。

これに対して専用実施権は、「登録」をしてはじめて専用実施権の効力が発生するため(特許法第101条第1項第1号)未登録の専用実施権は特許法上では存在し得ない。ただし、当事者間で実施権者が特定の範囲内で独占排他的に実施権を行使する権利を保障する契約はしたものの登録を行っていない場合があり、講学上これを「独占的通常実施権」と呼ぶこともある。

＜表1-4＞実施権の種類別特性

区分	専用実施権	通常実施権
許諾者	特許権者	特許権者、 専用実施権者(特許権者同意の上)
発生	約定によってのみ	約定、法定、強制
内容	・特許権者と同一の独占実施権 ・独自の訴権、登録請求権が発生	・特許権者の禁止権のみ排除 ・独自の訴権、登録請求権などは無し
自己実施	特許権者の自己実施権留保無し	特許権者の自己実施権留保有り
権利の変動	・移転:特許権者同意の上 ・登録:効力発生要件、重複設定は不可	・移転:特許権者同意の上 ・登録:対抗要件、重複設定が可能
同意権	・利害関係人として特許料を納付、審判及び訴訟への参加が可能 ・訂正審判請求、特許権の放棄時に同意権を持つ	

企業が自社で保有していない技術を最初から開発して商品化するには多くの費用が必要であり失敗するリスクもある。そのため、ある程度検証された技術のライセンスを取って使用する必要がある場合は、合理的なロイヤリティを支払って必要な技術のライセンス許諾を受けることになる。また特許紛争が起こると、特許権者と特許侵害者だと主張された者との間で特許侵害訴訟や無効審判を遂行するために莫大な費用と時間が必要になるので、安定的に事業を進めるために当事者間の合意により損害賠償に代わってライセンス契約を締結することもある。

＜実施権者にとっての特許ライセンスの目的＞

- 開発と商用化にかかる費用負担を回避
- 開発失敗のリスクを回避
- 技術開発の遅延で商品化のタイミングを逃すリスクを回避
- 自己の技術が第三者の特許に抵触する、又は抵触する恐れがある場合に紛争を回避
- 特許侵害訴訟を和解で終結させるため
- 特許プールに参加するため

II. ロイヤルティの種類及び決定要因

前払金(initial payment)とは、技術取引契約が成立した時点で契約期間中に発生するロイヤルティの一部を事前に支払うという契約金形態で、技術移転に必要な技術教育費、出張費、技術文書のコピー費、試作品製作費などの諸費用込みで計上される。これは技術公開への対価という概念であり、技術の使用程度とは関係のない固定金である。

継続実施料(running royalty)とは、技術の導入者が当該の技術を使って製品の製造、販売などを行った場合に、一定の周期で売上高、又は販売価、販売利益などにつき一定の比率を計算して支払う費用で、出来高払い実施料ともいう。そのため、算出方法と評価が比較的難しい。継続実施料の納付周期については、韓国では一般的に年単位で実施料を納付する方法が好まれている。継続実施料の算定方法は<表1-5>のように多様である。

継続実施料の場合、最低実施料(minimum royalty)と最大実施料(maximum royalty)の規定を設ける場合がある。最低実施料の場合、移転技術の使用による効果を問わず、契約期間又は契約期間のうちの一定期間に対して支払う実施料の最低限度を規定するものである。最低実施料は技術提供者の立場で決めるものであり、技術提供者が技術導入者に独占的な実施権を許与したのにもかかわらず技術導入者が事業を断念したり技術を積極的に活用しなかったりすることで実施料が発生しなくなる場合にも補償を受けるための対策である。こういった性格を持つ最低実施料は、頭金がないか又は非常に少ない場合に適用され、非独占的な通常実施権を許与する場合に適用すると技術導入者側にとって不利になるため、その他諸々の技術移転条件と絡めて決定する方法が望ましい。一方、最大実施料は一般的に技術導入者の立場を考慮して決定するもので、技術提供者にとっては、移転技術の商品市場が移転時点では把握しにくく技術市場が大きい場合に、最大実施料を低くすると損失をもたらす場合がある。

＜表1-5＞継続実施料の算定方式とそのメリット・デメリット

算出方式	メリット	デメリット（問題点）
総売上高方式 (総売上高×料率)	<ul style="list-style-type: none"> 算出が簡単 検証が容易 	<ul style="list-style-type: none"> 部分品などそれ自体としては売上が出ない場合には算出が不可能 技術使用に関係のない金額も実施料計算に含まれてしまう
純売上高方式 (純売上高×料率)	<ul style="list-style-type: none"> 技術を使用することへの対価であるという概念に忠実 最もよく使われる方式 	<ul style="list-style-type: none"> 算出と検証が困難、客観性が不足 時間と費用を過剰に要する 純売上高に使用する公式について別途の合意が必要
純利益配分方式 (純利益×料率)	<ul style="list-style-type: none"> 技術導入者のリスクを排除 (純利益がある場合にだけ合意した配分で支払う) 	<ul style="list-style-type: none"> 純利益算出が困難 技術導入が原価削減につながる特殊な場合
削減額配分方式 (削減額×料率)	<ul style="list-style-type: none"> 技術導入者のリスクを排除 (純利益がある場合にだけ合意した配分で支払う) 	<ul style="list-style-type: none"> 削減額算出が困難 技術導入が原価など削減につながる特殊な場合に使用
単位当たり定額方式 (産出単位×金額)	<ul style="list-style-type: none"> 算出と検証が容易 自社で使用する部分品の技術導入や無償譲渡などの売上高がない場合にも使用可能 事後管理費用を画的に節減可能 	<ul style="list-style-type: none"> 技術の使用程度と比例関係にある産出単位の選定が困難 産出単位に掛け算する単位当たり実施料金額の決定が困難
国産化金額方式 (国産化金額×料率)	<ul style="list-style-type: none"> 技術の使用(国産化)料率に比例する技術対価が発生 算出と検証が容易 	<ul style="list-style-type: none"> 部品や原材料などが技術提供者から供給される場合にのみ使用可能 資材明細書上の比率と金額の事前決定が必要

定額実施料(fixed royalty)とは、契約製品の販売額に関係なく技術に対する対価を固定額で規定する方法で、当該技術の使用対価を支払う方法は一括払い(lump sum payment)と分割払い(down payment)に分類される。この時、通常は頭金と継続実施料は区分せずに統合して支払う。

ライセンス契約時、ロイヤルティ率は前払金、最低・最大実施料、グラントバック条件の有無、対象技術の価値、実施権の種類(専用実施権、通常実施権、独占的通常実施権)、実施地域、制限事項(輸出制限、再実施権許与の制限、競争技術の取扱い制限など)等により影響を受ける。



第3節

特許ライセンス紛争と争点

I. 特許権の消尽と条件付契約

当事者間において条件付契約で特許権消尽の排除を約定した場合、その内容で第三者を拘束できるのかをめぐって紛争が起こる可能性がある。これについて裁判所の立場は、特許権消尽理論を適用する場合と適用を排除する場合とに分かれている。

特許権消尽理論(又はファースト・セール・ドクトリン) (Patent Exhaustion Theory、又はFirst Sale Doctrine)とは、特許製品に対する適法な販売が成立すると特許権者の権利は消尽し、購入者は購入した特許製品を自由に使用及び譲渡できるという原則である。

特許技術に関する取引において国内的には特許権の消尽が認められるという考えが通説であるが、国際的にも消尽理論が認められるかどうかは国によって意見が異なる。WTOのTRIPs協定第6条では特許権の消尽について言及しているものの特許権消尽の原則に関する具体的な内容は扱っていない。このような理由から、特許権の消尽が国際的にも認められるかどうか、及び認める根拠は各国が選択的に決定してきた。

条件付きライセンス契約に特許権消尽理論を適用した代表的な事件は、QuantaとLG電子の事件である(553 U.S. 617 (2008))。1999年、原告であるLG電子は自社で取得した特許と買収した特許をIntelにライセンスングした。LG電子はIntelに広範囲な権利を付与するライセンスを許与する他に、「Master Agreement」という付属契約書において「LG電子から取得したライセンスは、特許技術を利用して生産したIntelの製品とIntelの製品以外の製品を組み合わせる第三者が生産する全ての製品には明示的又は暗黙的に拡張されない」という事項を顧客に書面で告知することに相互同意していたが、これは適法な販売に必要な事前条件に該当していた。被告であるQuantaが、IntelからLG電子の特許技術を利用して生産したマイクロプロセッサとチップセットを購入してIntel製品でない他の部品(メモリ、バス)と組み合わせる製品を製造したところ、LG電子はIntelの部品とIntel以外の部品との結合品を販売したとしてQuantaにロイヤルティを要求した。これに対してQuantaは、自社はライセンスを持つIntelから合法的に購入したので特許権消尽理論により特許権者は特許権を主張できないと反論した。

この事件は方法特許の特許権消尽を契約によって制限できるかどうかの問題になったもので、これに対して合衆国控訴裁判所は条件付契約の効力を認め、特許権消尽理論がIntelの部品とIntel以外の部品とを組み合わせる生産された全ての製品に拡張されないという判決を下した。すなわち、Intelの販売は条件付販売であって、特許権消尽理論は条件付販売には適用されないという意味である。しかし合衆国最高裁判所はこのような控訴裁判所の判断とは逆に、方法特許は製品や装置のように販売されなくてもその方法が製品に具現化された(embodied)ことで特許権が消尽すると判決を下した。もしも方法特許に特許権消尽理論が適用さ

れないとなれば、特許の消尽を回避するために特許請求項を簡単に方法クレームに変えて記述するケースが出てくることをその理由として挙げている。

一方、2008年のQunataへの判決をめぐる各控訴裁判所の判決が一致していなかった状況で、合衆国最高裁判所が種子の特許に関する条件付販売に特許権の消尽を認めなかった事例としてMonsantoとBowmanの事件がある(133 S. Ct. 1761 (2013))。種子企業のMonsantoは、「Roundup Ready」という除草剤への抵抗力を持つ遺伝子組み換え大豆の種子の特許権者である。「Roundup Ready」の種子の抵抗力は種子から刈り取った大豆に伝わって次世代にも連続して遺伝するという特質を持つ。Monsantoは、単に播種するだけで簡単に複製される抵抗力を技術として保護するために「Technology Agreement」というライセンス契約を通じて種子の購入者が播種することを1回のみ許し、刈り取った大豆を再播種する用途で保管したり、同様の目的で他人に提供するなどの行為を禁止した。一方、米国インディアナ州の農夫である被告Vernon Bowmanは「Roundup Ready」種子を穀物倉庫から買い取って栽培した後、種を保管して翌年に播種して収穫する行為を8年間続けた。これに対してMonsantoは、農夫を相手取って特許権侵害訴訟を提起し、農夫はMonsantoが穀物倉庫に合法的に販売した以上、大豆に対する特許権は既に消尽したと反論した。

これに対し、合衆国控訴裁判所は「Roundup Ready」の技術が含まれる商品用種子を播種して次世代の種子が生まれた場合、新たな侵害製品が誕生すると判断した。また、種子の中に次世代の種子も全て内在しているというBowmanの主張に対して、商品用種子の合理的かつ意図された唯一の用途は再播種ではなく、食用、飼料用といった他の用途が明確に存在する以上、特許技術を増殖させて新たな侵害製品を生産することはできないとして特許権の消尽を認めなかった。合衆国最高裁判所も、特許権者は実際に販売された製品に対してのみ補償を受けただけで、後の再創造物(recreations)に対しては補償を受けられなかったため、特許権の消尽は販売された特定の製品にのみ適用され、再生産物又は再創造物に対しては適用されないとして特許権者の主張を認めた。

2016年、米国の合衆国控訴裁判所はLexmarkの事件において、多くの批判にもかかわらず、明示的に特許商品の適法な販売条件を約定した場合には、その条件が満たされる前まで権利は消尽しないとの判断を下した(816 F.3d 721,726 (Fed. Cir. 2016))。しかし、これに対する上告審で2017年5月30日、合衆国最高裁判所は特許権者が自ら又は実施権者を通して物品を販売することで適法な販売(authorized sale)が発生した場合、販売当時にどんな制限を加えたのかに関係なく、またその販売が特許登録された国家で行われたかどうかに関わらず、当該の物品に対してはそれ以上米国の特許権を主張できなくなると判示した(Impression Products, Inc. v. Lexmark International, Inc. (05/30/2017))。契約法に基づき、当初加えた制限条件に反しているという主張は可能であるが、契約の当事者にのみ効力があるということである。

このような条件付販売(conditional sales)は、特許権者が特許技術について、実施権者ではなく特許技術が適用された製品の購入者又は利用者の使用に制限を加え、当該特許製品に対する特許権消尽理論を無力化させることができる手段となる。しかし、商品が販売された後でその特許商品に対して加えられる制限は権利消尽の原則による特許権の正当な保護範囲を逸脱するものであることから競争制限性があれば競争法違反になる可能性があり、競争企業間で市場を分割する目的でライセンス契約時に利用分野を制限する場合も競争法違反となる(324 U.S. 570 (U.S. 1945))。さらに最近では合衆国最高裁判所がLexmarkの事件で権利消

尽の原則を制限する条件付きライセンス契約について、第三者に対する侵害主張は認めず、当事者間での契約上の効力のみを認める判示をしたことから、ライセンス契約時にはこの点に注意する必要がある。

II. ライセンスと不争合意

特許ライセンス契約時に特許権者が実施権者に特許権の有効性をめぐって争わないことを条件に加える場合があるが、これは講学上「不争合意」ともいい、当該の契約条項を「不争条項」という。場合によってはその範囲を拡張し、実施権者に、ライセンス対象の特許の効力をめぐって第三者に争わせたり第三者が争うことに協力することをしないという義務まで盛り込んで規定することもある。特許侵害及び無効訴訟において実施権者が特許権者に協力する義務を規定する場合もあり、不争義務違反時の措置として契約の解除を規定する場合もある。

不争条項の有効性については、i) 私的自治を尊重して実施権者に不争条項の拘束力を認めても、実施権者以外に利害関係がある第三者はいつでも無効審判を請求できることから、結果的には公共の利益に与える損失が少ないという点、ii) 実務上、特許侵害訴訟において特許権者が相手側に対して特許権の侵害を主張せず、相手側も特許の無効主張をしないことにするという和解が成立する場合があります、不争条項に拘束力を認めることに実益がある点、iii) 不争条項の有効性を認めることによって特許実施契約の締結が円滑になり、権利の利用を促進することができる点などを考慮してその有効性を認めることが妥当だという見解がある(チョ・ヨンソン、2015)。ただし、そのような契約が締結される過程で公序良俗に反する行為があった場合には特約は無効となり、不争条項の内容が市場での競争秩序に悪影響を及ぼすと評価される場合には不公正取引行為に該当する可能性がある。

訴訟法的には不提訴特約に当たるものなので、特約が有効ならば登録無効審判は訴える利益がないと見る見解もある(竹田稔、2007)。

日本の判例は有効説の立場に立ったものが多数あり(最高裁・昭和61年(1986)4月22日判決;東京高裁・昭和56年(1981)6月11日判決、東京高裁・昭和58年(1983)3月30日判決、東京高裁・平成14年(2002)1月31日判決など)、韓国の場合は商標権を争わないものとする契約条項の有効性に対して「審判請求人が商標使用許諾契約に従って商標を使用してきた途中で取消審判を請求することは信義誠実の原則に反する感があるとしても、その事実だけで制裁的規定であり公益に関する規定である登録取消審判に対する商標法規定の適用が排除されてはならない」と判示した大法院の判例がある(大法院1987. 10. 26宣告、86フ(辛)78. 79. 80判決)。

韓国公正取引委員会の「知的財産権の不当な行使についての審査指針(公正取引委員会例規第247号、2016. 3. 23、一部改正、以下「公取委指針」)では「無効な特許の存続のために、実施権者が関連特許の効力をめぐって争うことを不当に禁止する行為」は特許権の正当な範囲を逸脱する行為だと判断できると規定している。ただし、当該特許権の侵害事実を特許権者に通知させる場合、特許関連訴訟を代行させたり訴訟において特許権者に協力させる場合は除外されうる(公取委指針III. 3. 라(라). (6))。

Ⅲ. 標準技術と「FRAND」ライセンス条件

近年、技術標準に対する関心の高まりとともに標準技術に関する紛争も増加しており、特に標準必須特許(Standard Essential Patent, SEP)のライセンス拒絶に関する紛争に注目が集まっている。ライセンス拒絶などの行為が競争事業者の市場退去や市場参入阻止の目的で行われたり、不当な共同行為や不公正行為を目的としてなされる場合は、反競争的な特許権濫用行為だと判断される。韓国の公取委指針では、不当に実施許諾の対価を要求する行為、不当に実施許諾を断る行為などを特許権の正当な権利範囲を逸脱するものだと規定している(公取委指針III. 3.)。

標準技術は技術間の互換性を高めて経済的効率を高め、関連技術の利用と開発を促進するという点で産業政策的にその必要性が強調されている。また、標準技術は関連市場で莫大な影響力を行使できるようになり、ひとたび標準に選ばれた技術を他の技術に変えるためには、かなりの転換費用が必要とされる。このような影響力は長期間持続可能で、特に標準技術が排他的・独占的特性を持つ特許権で保護されている場合は、関連市場に深刻な競争制限効果を招く可能性もある。このような問題を解決するために標準化機構は標準技術の選定に先立って、関連する特許情報を事前に公開するようにしている。一般的に標準技術選定のための協議と標準必須特許権の行使は、関連技術の利用を促進して効率を高めることで消費者の厚生増大に寄与するという点で競争親和的な効果を生み得る。しかし標準化手続きを悪用したり、標準技術に採択された後で不当な条件を提示するなどの行為は特許権の正当な権利範囲を逸脱していると見なすことができる。

標準化機構は、標準技術に選ばれる技術が特許権で保護されている場合には「公正で、合理的かつ非差別的な(Fair, Reasonable, and Non-Discriminatory, FRAND)」条件でライセンスングすることを確約させている。標準特許権者によるFRAND条件の確約を違反した非合理的で差別的な実施料請求行為は、標準技術へのアクセスを妨害して標準の拡散を制限することで共同標準開発の効率を下げる結果をもたらす。しかし、FRAND実施料は個別の技術や市場の状況によってそれぞれ異ならざるを得ず、個別の事件において直接合理的な実施料を算定するのは現実的に難しいという問題がある。

標準特許権に対する実施料が合理的なのかどうかは、主に標準特許権に対する侵害訴訟時の損害賠償額算定において議論される。実施料算定をめぐる契約上の紛争において、公正取引委員会などの競争当局が合理的な実施料を算定しなければならないわけではなく、標準特許権者がこれを超過する実施料を課したからといって、直ちに競争法違反が認められるわけではない。

合理的な実施料の水準は、現在の産業参加者が期待する合理的な水準に照らして判断されるものであるため、以前の世代の標準における実施料水準や、同一の特許権者が異なる標準に含まれる他の特許に対して策定した実施料水準、そして現在の標準において他の特許権者が策定する実施料水準など、産業の慣行及び予想を考慮して決定されなければならない(イ・ファン他4人、2014)。

具体的な「FRAND条件に基づく技術実施料水準の意味」をめぐり、Microsoft Corp. v. Motorola Inc.,

事件で合衆国連邦裁判所は、2012年に Motorola が要求した最終商品単価の2.25パーセントに当たる技術実施料が FRAND 義務に違反しているのかどうかを判断するために直接、FRAND 実施料を算定した (Microsoft Corp. v. Motorola Inc., (W.D. Wash. Apr. 25, 2013))。連邦裁判所が用いた FRAND 実施料の算定方式は既に米国競争当局をはじめとする多数の学者が主張していた通り、特許侵害訴訟で算定される「両当事者が仮想で合意した合理的実施料」の算定方法を参考にしたもので、裁判所は Georgia-Pacific 事件 (318 F. Supp. 1116 (S.D.N.Y. 1970)) で提示した仮想の合理的実施料算定のための15種類の基準を、FRAND 確約特許権に合うようにいくつかの要素を修正して適用した。

代表的な事件は2009年のQualcomm社による市場の支配的地位濫用事件である。QualcommはCDMA(符号分割多元接続方式)の基礎固有技術を保有する特許権者であり、CDMAの携帯電話に装着される主要部品であるモデムチップなどを製造・販売する業者として長期にわたり韓国の携帯電話モデムチップ市場を独占し、約10兆ウォンほどの売上を上げていた。公正取引委員会は、Qualcommが自社のモデムチップ装着の有無によって韓国の携帯電話メーカーに課すロイヤルティに差を付け、条件付きでリベートを提供して独占を維持してきたという理由により、是正命令及び2,731億ウォンを越える課徴金を課した(公取委2009.12.30.議決2009知識0329)。これに対しQualcommは、ロイヤルティの差別化は韓国企業との契約締結時における標準技術導入契約書上の合意に基づく措置で、韓国携帯電話メーカーと協議した購入量によるインセンティブ制度はリベートと見なすことはできないとしてソウル高等法院に上記の処分に対する取消訴訟を提起した。

ソウル高等法院は「Qualcommによるロイヤルティ差別賦課行為は、自社製造・販売したCDMAモデムチップを携帯電話メーカーが装着した場合とそうでない場合とを分けて別のロイヤルティを適用したものであることから、明白な価格差別行為であり市場支配的事業者としての地位の濫用行為」であると判決を下し、携帯電話メーカーが一旦本来の価格を支払ってモデムチップを購入した後で、全体の需要量のうち「一定比率以上を購入する」というリベート支払い条件を満たした場合に遡及的にリベートを提供する「条件付きリベートは韓国の携帯電話メーカーに対して事実上の拘束力として作用しており、取引相手が競争事業者と取引しないことを条件とするケースに該当」するため、明白に自由な市場競争を制限する違法な行為であると判示した(ソウル高法2013.6.19宣告2010ヌ(午)3932判決)。

その後の2016年12月、韓国の公取委は全員会議にてQualcommの市場支配的地位の濫用行為に対して是正命令と共に課徴金1兆300億ウォンを課すことを決定した(2015年2月に調査着手、2015年11月にQualcommに審査報告書発送、2016年7月以降に同意議決審議を含む計7回の全員会議を開催)。公取委の決定によると、問題となったQualcommの行為は、i) 競争関係にあるモデムチップセット企業の要請にもかかわらず、チップセットの製造・販売に欠かせない移動通信の標準必須特許のライセンス提供を断ったり制限したりする行為、ii) チップセットの供給と特許ライセンス契約を関連付けて、チップセットの供給を条件にFRAND確約をすり抜けて不当なライセンス契約の締結・履行を強制した行為、iii) 携帯電話社に包括的ライセンスのみを提供して正当な対価の算定手順を踏まずに一方的に決めたライセンス条件を強制する一方で、携帯電話社の特許を自社に無償でライセンスさせるなどの不当な契約を強要した行為と、iv) 各行為が有機的に結合して一つの不当な事業モデルを完成させていたということである(公取委2017.1.20.議決2015市監2118)。このよ

うな公取委の決定に対してQualcomm側は関連ライセンスの類型は業界の古い慣行であり公取委の決定は市場の現実を考慮しておらず競争制限性に関する証拠も不足していると反論して2017年2月、ソウル高等法院に公取委の処分取消訴訟及び執行停止の申立てを提起した。2017年9月、ソウル高等法院がQualcommによる執行停止の申立てを棄却し、Qualcommはこれに対して大法院に再抗告を提起したが、大法院は2017年11月にQualcommの再抗告を棄却した。Qualcommによる公取委の決定に対する取消訴訟は2017年12月現在、ソウル高等法院で係属中だ。

IV. グラントバック (grant-back) ライセンス条件

特許権のライセンス契約を締結するにあたって、実施権者に実施品目への改良事項を特許権者に報告又は通知させたり、技術を改良する場合に特許権者に譲渡又は実施許諾をさせるようにしたり、特許権者を共同発明者として登録させるようにグラントバック (grant-back) 条件を課す場合がある。グラントバックによって特許権者はライセンシーの技術開発によって自身が市場で排除されるリスクを負担することなく自身の技術をライセンスできることになる。

グラントバック条項は、改良技術に対する利用権を特許権者にだけ排他的に帰属させる場合と、実施権者が特許権者以外の他の企業に対しても改良技術の実施を許諾できる場合のような非排他的な場合がある。このようなグラントバックは、特に非排他的な場合に競争親和的な効果を生むことがある。すなわち、特許権者に改良技術に対する特許の取得という補償をすることによって初期の革新を促進することができ、改良技術に対するリスクを特許権者と実施権者が共有することができ、実施許諾された技術に基づいた追加的な革新を可能にすることができる(公取委指針III. 1. ナ(4).)。しかし、特許権者に全ての権利を帰属させて実施権者が将来の技術改良や革新から何も得ることができない排他的グラントバックの場合には、研究開発のインセンティブがなくなるため革新が阻害されうる。そのため、排他的グラントバック条項は非排他的グラントバック条項に比べて競争制限行為と見なされる可能性がより高い。

ライセンス契約にグラントバック条項を含めるのは、大部分は事業上の必要による。例えば、グラントバック条項がなければ、特許権者は実施権者に改良発明の基礎を提供したのにもかかわらず、改良発明による利益は全く共有されないまま自社の特許が旧式になってしまうリスクにさらされうる。

一方、公取委指針では、グラントバックが特許権の正当な権利範囲を逸脱しているかどうかを判断する際に、i) グラントバックが排他的なのか非排他的なのか、ii) 排他的である場合、実施権者が改良技術に対する使用権限を保有しているのかどうか、iii) グラントバックの範囲が実施許諾された特許技術と関係のない部分まで含んでいるのかどうか、iv) グラントバックの存続期間、v) グラントバックに対する実施料が無料なのかどうか、vi) 両当事者の市場支配力の程度、及び両当事者が競争事業者関係なのかどうか、vii) グラントバックが研究開発のインセンティブに及ぼす効果について考慮できると規定している(公取委指針III. 1. ナ(4).)。

第2章 実態調査の概要

- 第1節 実態調査の内容、対象及び方法
- 第2節 回答企業の特徴



第1節

実態調査の内容、対象及び方法

本研究では特許ライセンスの現況を調査するために<表2-1>のような内容を基に調査表を作成した(付録1. 参照)。

<表2-1>実態調査の内容

区分	調査項目	細部事項
一般事項	基本事項	企業名、産業分類(KSIC)、主要事業製品名
	企業の類型	研究所、大学、大企業、中堅企業、中小ベンチャー企業、個人、海外企業
ライセンス 契約の 細部事項	契約者の類型	特許権者(許与者)、実施権者 契約相手の類型(大企業、中堅企業、中小企業、公共、個人、海外企業)
	技術分類	実施権設定の対象となる特許技術の分類
	実施類型 及び契約期間	専用実施権、通常実施権、独占的通常実施権 存続期間が基準の場合と特定期間を設定した場合に分類
	契約の特性	一つの特許技術に対する契約、パッケージライセンス、特許プール、相互 実施許諾、ハイブリッドライセンス、標準特許に対するライセンス
	制限事項	価格制限、生産量制限、実施範囲制限(輸出制限、地域制限、利用分野制 限)、抱き合わせ又はまとめ売り、グラントバック、取引制限、再実施権 制限など
	紛争関連 合意事項	特許保証(性能保証、有効性保証、非侵害保証)、不爭義務条項、特許権者 免責条項、不返還条項
	実施料	前払金、実施料率、定額実施料、最低実施料、最大実施料 (継続実施料の場合)売上高(総売上高、純売上高)基準、純利益基準、産出 単位基準、製造原価基準
ライセンス紛争の有無 及び発生段階	特許保証、不爭義務違反、実施料支払いの有無、改良技術の提供、実施料 算定基準、実施料返還問題、グラントバック問題など	

ロイヤルティ率調査の対象を特定するために過去5年間(2012~2016年)に専用実施権及び通常実施権が設定登録された特許及び実用新案の情報を調べ、その結果合計16,180件のライセンス契約(特許15,584件、実用新案596件)を確認した。当該のライセンス契約について、実施権の類型、特許権者及び実施権者の類型を整理したものが、次の<表2-2>である。

＜表2-2＞実施権及び契約者の類型（設定登録された実施契約）

区分		件数	割合(%)
実施権の種類	専用実施権	6,374	39.4
	通常実施権	9,806	60.6
特許権者の類型	大企業	612	3.8
	中堅企業	439	2.7
	中小企業	8,013	49.5
	公共(公企業、地方自治体など)	1,250	7.7
	大学	622	3.8
	個人	4,464	27.6
	海外	780	4.8
実施権者の類型	大企業	221	1.4
	中堅企業	598	3.7
	中小企業	13,590	84.0
	公共(公企業、地方自治体など)	245	1.5
	大学	22	0.1
	個人	1,158	7.2
	海外	346	2.1
合計		16,180	100

実施権の種類別に見ると、専用実施権(39.4%)より通常実施権(60.6%)の割合が高い。実施権が設定登録されたライセンス契約は、特許権者の類型別に見ると中小企業と個人がそれぞれ49.5%、27.6%と大部分を占めている。大企業と中堅企業の割合はそれぞれ3.8%、2.7%であり、これら企業が出願した特許が全体特許に占める割合¹に比べて低い数値を見せている。実施権者の類型別に見ると中小企業が全体の84%と大部分を占めている。大企業と中堅企業が実施権者である場合はそれぞれ1.4%、3.7%とやはり低くなっている。

ここから、大企業と中堅企業は中小企業に比べて自己の特許を第三者にライセンスしたり、第三者の特許ライセンスを受けたりする傾向が非常に低いと解釈することができる。

＜表2-3＞特許権者の類型別に見た実施権の種類（設定登録された実施契約）

事例数(件)	専用実施権(%)		通常実施権(%)	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)
大企業	225	36.8	387	63.2
中堅企業	228	51.9	211	48.1
中小企業	1,928	24.1	6,085	75.9
公共(公企業、地方自治体など)	683	54.6	567	45.4
大学	540	86.8	82	13.2

¹ 2016年の一年間に韓国で出願された特許のうち、大企業と中堅企業による特許の割合は約29.1%である。

個人	2,413	54.1	2,051	45.9
海外	357	45.8	423	54.2

<表2-3>は、実施権の類型を特許権者の類型別に整理したものである。大学の場合は専用実施権を許与する割合が86.8%と他類型の特許権者に比べて非常に高く、一方で中小企業は通常実施権を許与する割合が75.9%と比較的高い。

<表2-4>は、実施権の類型を実施権者の類型別に整理したものである。有効なサンプルが少ない大企業、公共機関、大学を除いて、中堅企業、中小企業、個人、海外を比較すると、海外の場合は専用実施権を通して実施許諾を受ける場合が75.7%と非常に高く、中小企業の場合は通常実施権の実施許諾を受ける場合が63%と相対的に高かった。すなわち、ライセンス契約が活発な中小企業は主に通常実施権を通して互いに技術移転を行っていると言える。

<表2-4>実施権者の類型別に見た実施権の類型(設定登録された実施契約)

事例数(件)	専用実施権(%)		通常実施権(%)	
	件数	割合(%)	件数	件数
大企業	76	34.4	145	65.6
中堅企業	263	44.0	335	56.0
中小企業	5,034	37.0	8,556	63.0
公共(公企業、地方自治体など)	121	49.4	124	50.6
大学	22	100.0	0	0.0
個人	596	51.5	562	48.5
海外	262	75.7	84	24.3

<表2-5>特許権者の類型別に見た実施権者の類型(設定登録された実施契約)

特許権者	実施権者(件、%)							合計
	大企業	中堅	中小	公共	大学	個人	海外	
大企業	20 (3.3)	65 (10.6)	407 (66.5)	16 (2.6)	-	1 (0.2)	103 (16.8)	612 (100)
中堅企業	1 (0.2)	39 (8.9)	385 (87.7)	2 (0.5)	-	12 (2.7)	-	439 (100)
中小企業	108 (1.3)	144 (1.8)	7,092 (88.5)	172 (2.1)	-	493 (6.2)	4 (0.05)	8,013 (100)
公共	33 (2.6)	31 (2.5)	1,104 (88.3)	19 (1.5)	-	44 (3.5)	19 (1.5)	1,250 (100)
大学	22 (3.5)	28 (4.5)	515 (82.8)	3 (0.5)	21 (3.4)	20 (3.2)	13 (2.1)	622 (100)
個人	24 (0.5)	45 (1.0)	3,780 (84.7)	33 (0.7)	1 (0.02)	579 (13.0)	2 (0.04)	4,464 (100)
海外	13 (1.7)	246 (31.5)	307 (39.4)	-	-	9 (1.2)	205 (26.3)	780 (100)
合計	221	598	13,590	245	22	1,158	346	16,180

<表2-5>は特許権者の類型別に見た実施権者の類型を整理したものである。実施権者が中小企業である割合

は特許権者の全類型において高いことが分かる。しかし、中小企業へのライセンス割合は大企業と海外がそれぞれ66.5%と39.4%と、他の類型の特許権者に比べて相対的に低い。実施権者が大企業の場合、特許権者は大企業と大学がそれぞれ3.3%、3.5%と高いほうで、実施権者が中堅企業の場合は特許権者は海外が31.5%と高い。また、実施権者が個人である割合は、特許権者が個人である時の13%が最も高かった。

権利別に見ると合計11,397件(特許10,941件、実用新案権456件)であり、技術分類コードのIPC分類で大別すると次の<表2-6>のようになる。全体契約件のうち、固定構造物が32.1%（道路、鉄道、橋梁13.2%、建築物8.2%、土砂、基礎など7.4%）と最も高い割合を占めていることが明らかになった。

<表2-6>実施権契約の対象となる特許の技術分類別割合

セクション		割合(%)
A	生活必需品	13.6
B	処理操作	11.3
C	化学、冶金	18.2
D	繊維、紙類	0.8
E	固定構造物	32.1
F	機械工学、照明など	5.8
G	物理学	9.0
H	電気	9.1

本調査の主要目的のうちの一つは国内産業別の参考ロイヤルティ率を示すことなので、調査効率を考慮して、実施権者は売上が発生する企業の場合として調査対象を限定した(公共、大学、個人、海外は除外)。

当該ライセンス契約の実施企業を基準にすると、6,365社の企業が確認できた。これらの企業からランダムに抽出する方法で1次(3,000社)及び2次(2,400社)の企業を選んで最終5,400社の企業を対象に調査を進めた。最終的に703社(13%)の企業から合計1,053件のライセンス契約について調査を行い、これを完了した。

<表2-7>質問の回収結果

結果	全体(社)	比率(%)	
全体	5,400	100.0	
調査票回収	703	13.0	
拒絶	3130	58.0	
	調査自体を拒絶	2652	49.2
	当該の事項なし	475	8.8
欠番*	841	15.6	
非受信**	598	11.1	
休廃業	49	0.9	
担当者不在	46	0.9	
重複	5	0.1	

	その他	28	0.5
--	-----	----	-----

* 欠番は、電話番号などに問題があつて電話がつながらなかった企業

** 非受信は、電話自体はつながつたが連絡をもらえなかった企業



第2節

回答企業の特性

調査が行われた1,053件のライセンス契約を見ると、実施権者の類型としては中小企業が1,018件(96.7%)と最多で、中堅企業と大企業はそれぞれ25件、10件と少なかった。契約相手(特許権者)の類型も中小企業が全体の59.4%と最多の割合で、個人と大学及び公共(研)は各々18.7%、13.1%であった。

<表2-8> 契約者の類型

区分		回答数 (%)
実施権者の類型	大企業	10 (0.9%)
	中堅企業	25 (2.4%)
	中小企業	1018 (96.7%)
特許権者の類型	大企業	38 (3.6%)
	中堅企業	46 (4.4%)
	中小企業(ベンチャー企業を含む)	625 (59.4%)
	大学、公共研究機関	138 (13.1%)
	個人	197 (18.7%)
	海外企業	9 (0.9%)

次の表は実施権者の類型別に特許権者の類型を整理したものである。中小企業の場合、他の中小企業とライセンス契約を締結した割合が60.6%と最も高く、個人、大学及び公共(研)と締結した割合がそれぞれ18%、13.2%であった。また、中小企業が大企業や中堅企業、海外企業とライセンス契約を締結した割合は非常に低かった。

<表2-9> 実施権者の類型別に見た特許権者の類型

特許権者の類型	実施権者の類型(件、%)			
	大企業	中堅企業	中小企業	合計
大企業	2 (20%)	1 (4%)	35 (3.4%)	38 (3.6%)
中堅企業	0	2 (8%)	44 (4.3%)	46 (4.4%)
中小企業	0	8 (32%)	617 (60.6%)	625 (59.4%)
大学、公共研究機関	0	4 (16%)	134 (13.2%)	138 (13.1%)
個人	5 (50%)	9 (36%)	183 (18.0%)	197 (18.7%)
海外企業	3 (30%)	1 (4%)	5 (0.5%)	9 (0.9%)
合計	10 (100%)	25 (100%)	1018 (100%)	1053 (100%)

＜表2-10＞産業分類(全体)

産業分類(全体)	件数	割合(%)
農業、林業及び漁業	1	0.09
製造業	457	43.40
電気、ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	0.76
水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	3.61
建設業	444	42.17
卸売及び小売業	39	3.70
輸送及び倉庫業	1	0.09
情報通信業	21	1.99
金融及び保険業	5	0.47
専門、科学及び技術サービス業	28	2.66
事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	0.95
芸術、スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.09

調査したライセンス事例を契約当事者の企業が属している産業で分類すると＜表2-10＞、＜表2-11＞のようになる。前出の実施契約が設定登録された特許を技術分類別に整理した表では固定構造物の割合が最も高かったが、ライセンス契約をした企業の産業分類においても建設業が全体の42.2%と最も高い割合を占めた。

＜表2-11＞産業分類(製造業)

産業分類(製造業)	件数	産業分類(製造業)	件数
食料品	10	非金属鉱物製品	29
繊維製品	8	第1次金属産業	3
衣服、衣服アクセサリ及び毛皮製品	1	金属加工製品	47
革、カバン及び靴	1	電子部品、コンピュータ、映像、通信装備	50
木材及び木製品	11	医療、精密、光学機器及び時計	10
パルプ、紙及び紙製品	2	電気装備	53
印刷及び記録媒体複製業	3	その他機械及び装備	59
コークス、練炭及び石油精製品	3	自動車及びトレーラー	8
化学物質及び化学製品	23	その他運送装備	9
医療用物質及び医薬品	19	家具	20
ゴム及びプラスチック製品	18	その他製品	70

全体の43.4%を占める製造業を細分化すると、その他製品が70件、機械及び装備製造業が59件、電気装備が53件、電子部品が47件、金属加工製品が47件と高い割合を占め、衣服及びアクセサリ、革製品、紙製品、印刷及び記録媒体複製業などは低い割合を示した。

第3章 実態調査の結果

- 第1節 ライセンス契約の特性
- 第2節 実施料の種類及び実施料率
- 第3節 制限事項及びライセンス紛争
- 第4節 実施料率決定の要因分析



第1節

ライセンス契約の特性

I. 実施権の種類

本調査では実施権の種類を専用実施権²と通常実施権³、独占的通常実施権⁴の3つに分類した。調査が行われた1,053件のライセンス契約を実施権の種類別に見ると、通常実施権が605件と最も高い割合(57.5%)を占め、専用実施権は431件(40.9%)、独占的通常実施権は17件(1.6%)であった。

<表3-1>産業分類別に見た実施権種類の割合

産業	専用実施権		通常実施権		独占的通常
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数
医療、精密、光学機器及び時計製造業	10	100.0	0	0.0	0
家具製造業	19	95.0	1	5.0	0
化学物質及び化学製品製造業	19	82.6	4	17.4	0
食料品製造業	8	80.0	2	20.0	0
電子部品、コンピュータ、映像、音響 及び通信装備	38	76.0	11	22.0	1
繊維製品製造業	6	75.0	2	25.0	0
ゴム及びプラスチック製品製造業	13	72.2	5	27.8	0
医療用物質及び医薬品製造業	13	68.4	6	31.6	0
電気装備製造業	31	58.5	22	41.5	0
出版、映像、放送通信及び情報サービス業	12	57.1	9	42.9	0
その他機械及び装備製造業	33	55.9	22	37.3	4
非金属鉱物製品製造業	16	55.2	13	44.8	0
金属加工製品製造業	23	48.9	23	48.9	1
卸売及び小売業	19	48.7	20	51.3	0
その他製品製造業	30	42.9	39	55.7	1
専門科学及び技術サービス業	10	35.7	18	64.3	0
下水、廃棄物処理、原料再生及び環境復元業	12	31.6	24	63.2	2
建設業	90	20.3	348	78.4	6

² 設定契約で定めた範囲の中で業としてその特許発明を実施する権利を独占するもので、特許権者は同じ内容の権利を第三者に重複して設定することはできず、特約がない限り特許権者であっても同じ範囲内では権利を行使できないのが原則。専用実施権設定登録が必要。

³ 同じ範囲内で複数人に重複して実施権契約を結ぶことが可能で、設定登録は必須ではない。

⁴ 実施権の内容が専用実施権ではなく設定登録がされていない場合で、第三者に重複して実施許諾をしないものとする場合(不完全独占的通常実施権)と、第三者はもちろん特許権者自身も実施しないものとする場合(完全独占的通常実施権)が含まれる。

＜表3-1＞のように実施権類型の割合は各産業ごとに大きな差がある。ライセンス契約において最も高い割合を占める産業である建設業の場合、通常実施権の契約割合が78.4%と非常に高い。一方、大規模な投資費用が必要で独占的IP戦略が重要な代表的産業である医療及び精密、化学、電子、医薬産業の場合、専用実施権の契約割合が高かった。

＜表3-2＞契約相手別に見た実施権の類型割合

事例数(件)	専用実施権(%)	通常実施権(%)	独占的通常実施権(%)	合計
大企業	34.2	65.8	0.0	38
中堅企業	43.5	54.3	2.2	46
中小企業	31.5	66.9	1.6	625
大学、公共研究機関	50.7	46.4	2.9	138
個人	63.5	35.5	1.0	197
海外企業	66.7	33.3	0.0	9
合計	431	605	17	1053

＜表3-2＞は契約相手(特許権者)別の実施権類型の割合を示している。特許権者が大企業、中小企業、中堅企業の場合、他の類型に比べて通常実施権の契約割合がより高くなっている。一方、特許権者が個人や海外企業の場合は専用実施権の契約割合が高い。独占的通常実施権の契約割合は特許権者が大学及び公共研究機関の場合に相対的に高かった。

II. 契約期間

特許ライセンスの契約期間が特許の存続期間である場合は全体の48%であり、特定期間が設定された場合は50%と同程度であった。このような契約期間は企業の類型によって大きく差が開き、実施権者が大企業の場合には100%が存続期間を基準にしていたが、中堅企業や中小企業の場合はそれぞれ44%、47.5%と相対的に低い割合を示した。

＜表3-3＞特許実施契約の算定基準

区分	事例数(件)	存続期間基準(%)	特定期間(%)	無回答(%)	
全体	1,053	48.0	50.0	2.0	
実施企業の 類型	大企業	10	100.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	44.0	36.0	20.0
	中小企業	1,018	47.5	50.9	1.6
実施権の 類型	専用実施権	431	55.0	42.5	2.6
	通常実施権	605	43.3	55.0	1.7

	独占的通常実施権	17	35.3	64.7	0.0
--	----------	----	------	------	-----

実施権の種類別に見ると、専用実施権の場合は特許存続期間を基準として契約する割合が55%で特定期間を設定した割合より高かった一方、通常実施権と独占的通常実施権の場合は特定期間を設定して契約した割合がそれぞれ55%、64.7%と存続期間基準よりも高かった。前出の結果において、医薬、化学、電子産業のように独占IP戦略が重要な産業の場合は専用実施権契約の割合が高かったが、この際の契約基準は特許権満了期間までとする割合が通常実施権の場合よりも高いと解釈することができる。

<表3-4>技術分類別に見た契約期間の算定基準

技術分類	事例数(件)	存続期間基準(%)	特定期間(%)	無回答(%)
機械	118	40.7	57.6	1.7
建設、交通	493	46.2	51.7	2.0
医療	15	86.7	6.7	6.7
医薬	18	77.8	22.2	0.0
材料、金属、資源	91	58.2	41.8	0.0
電気、電子	98	52.0	40.8	7.1
情報、通信	62	56.5	41.9	1.6
基礎科学	10	20.0	80.0	0.0
エネルギー、資源、原子力	23	52.2	47.8	0.0
生命工学、農林	26	57.7	42.3	0.0
化学、化学工程	34	61.8	38.2	0.0
環境	89	32.6	66.3	1.1
家庭	11	36.4	63.6	0.0
海洋、航空	26	11.5	88.5	0.0

<表3-4>は契約期間の基準を技術類型別に示したものである。医療、医薬、化学技術の場合、特許権存続期間を基準として契約した割合がそれぞれ86.7%、77.8%、61.8%と非常に高い。一方、海洋、航空、基礎科学、環境分野の技術の場合、特定期間を設定して契約した割合が他の技術に比べて高かった。

<表3-5>は契約期間の基準を産業別に示したものである。医療、精密、光学機器及び時計製造業と医療用物質及び医薬品製造業は特許権存続期間を基準として契約した割合がそれぞれ90%、79%と高かった。一方、出版、映像、放送通信及び情報サービス業と下水、廃棄水処理、原料再生及び環境産業の場合は特定期間を設けて契約した割合が71%と高かった。

＜表3-5＞産業分類別に見た契約期間の算定基準

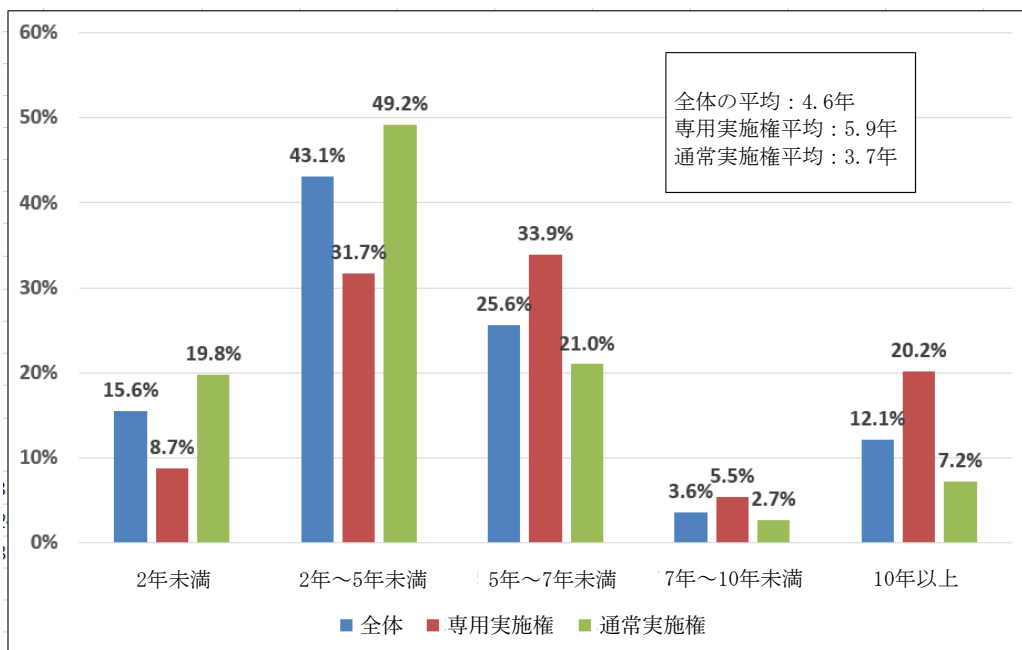
	事例数 (件)	存続期間基準 (%)	特定期間(%)	無回答(%)
下水、廃棄物処理、原料再生及び環境	38	23.7	71.1	5.3
建設業	444	44.1	54.7	1.1
卸売及び小売業	39	61.5	38.5	0.0
出版、映像、放送通信及び情報サービス業	21	28.6	71.4	0.0
専門科学及び技術サービス業	28	75.0	25.0	0.0
化学物質及び化学製品製造業	23	60.9	39.1	0.0
医療用物質及び医薬品製造業	19	78.9	21.1	0.0
ゴム及びプラスチック製品製造業	18	72.2	27.8	0.0
非金属鉱物製品製造業	29	58.6	41.4	0.0
金属加工製品製造業	47	48.9	44.7	6.4
電子部品、コンピュータ、映像、音響 及び通信装備製造業	50	52.0	38.0	10.0
医療、精密、光学機器及び時計製造業	10	90.0	10.0	0.0
電気装備製造業	53	56.6	39.6	3.8
その他機械及び装備製造業	59	37.3	59.3	3.4
自動車及びトレーラー製造業	8	62.5	37.5	0.0
その他運送装備製造業	9	44.4	44.4	11.1
家具製造業	20	40.0	60.0	0.0
その他製品製造業	70	40.0	58.6	1.4

＜表3-6＞契約期間(存続期間を基準とした場合)

		事例数(件)	存続期間 満了まで(%)	存続期間 満了後も支払い(%)
全体		505	95.2	4.8
実施権者の類型	大企業	10	90.0	10.0
	中堅企業	11	100.0	0.0
	中小企業	484	95.2	4.8
実施権の類型	専用実施権	237	95.8	4.2
	通常実施権	262	95.0	5.0
	独占的通常実施権	6	83.3	16.7
特許権者の類型	大企業	14	92.9	7.1
	中堅企業	24	95.8	4.2
	中小企業	290	94.1	5.9
	大学・公共(研)	64	95.3	4.7
	個人	109	98.2	1.8

存続期間を基準として契約したもののうち、特許権消滅後も一定期間実施料を支払うという条件で契約した割合が約4.8%あった。これは一種の不当な権利行使に当たる契約であると見なすことができる。このような割合は独占的通常実施権の場合に約17%と他の類型より高かった。特許権者の類型別に見ると、特許権

者が大企業の場合にこのような契約類型が7.1%と他の類型より高くなっている。



[図3-1] 実施権の種類別に見た契約期間 (特定期間を設定した場合)

特定の期間を設けて契約した場合、契約期間は平均4.6年であった。専用実施権の場合は5.9年で、通常実施権の平均3.7年より契約期間が長かった。

平均契約期間は産業ごとに差があった。医療用物質及び医薬品製造業、非金属鉱物製造業、事業施設管理及び事業支援サービス業の平均契約期間はそれぞれ10年、9.5年、9.1年と全体の平均より長く、専門科学及び技術サービス業、そして電気・ガス・蒸気及び水道事業はそれぞれ2.2年、3.2年と産業間で大きな差があった。

<表3-7> 主要産業別に見た契約期間 (特定期間を設定した場合)

産業	件数	平均契約期間(年)	産業	件数	平均契約期間(年)
ゴム及びプラスチック製品製造業	5	10.8	化学物質及び化学製品製造業	9	4.5
医療用物質及び医薬品製造業	4	10.0	自動車及びトレーラー製造業	3	4.3
非金属鉱物製品製造業	12	9.5	電子部品、コンピュータ、映像、音響及び通信装備製造業	19	4.3
事業施設管理及び事業支援サービス業	5	9.1	下水、廃棄物処理、原料再生及び環境復元業	27	4.0
出版、映像、放送通信及び情報サービス業	15	6.8	金属加工製品製造業	21	3.9
その他機械及び装備製造業	35	6.6	食料品製造業	6	3.8
家具製造業	12	6.4	建設業	243	3.6
その他製品製造業	41	5.7	電気装備製造業	21	3.6
木材及び木製品製造業	5	5.6	電気、ガス、蒸気及び水道事業	6	3.2

卸売及び小売業	15	4.9	専門科学及び技術サービス業	7	2.2
---------	----	-----	---------------	---	-----

Ⅲ. 契約の種類

本調査ではライセンス契約の種類を単一特許ライセンス、特許プールに対するライセンス、パッケージライセンス、相互実施許諾、ハイブリッドライセンスの5つに分類した。特許プールライセンスとは、複数の特許権者がそれぞれ保有している特許を集めて相互に、又は第三者に共同で実施させるもので、相互実施許諾はそれぞれ必要とする相手の特許権に対して個別に特許実施許諾契約を締結することを意味する。パッケージライセンスとは、必要な数件の特許をまとめて一つの契約としてライセンスすることを意味し、ハイブリッドライセンスとは、特許、商標、デザイン、ノウハウなどを全て一緒にまとめて単一のライセンス契約として締結するケースである。

ライセンス契約の種類は、単一特許ライセンスが全体の86%と大部分を占めた。複数の特許をまとめてライセンスするパッケージライセンスは6.9%、相互実施許諾は5.2%となり、特許プールとハイブリッドライセンスはそれぞれ1.7%、0.9%と非常に低い割合であった。

<表3-8>実施契約の特性(複数回答、%)

区分		事例数 (件)	単一特許 ライセンス	パッケージ ライセンス	特許プール	相互実施 許諾	ハイブリッド ライセンス
全体		1,053	86.0	6.9	1.7	5.2	0.9
実施権者の 類型	大企業	10	80.0	10.0	0.0	0.0	10.0
	中堅企業	25	72.0	32.0	4.0	0.0	0.0
	中小企業	1,018	86.4	6.3	1.7	5.4	0.8
特許権者の 類型	大企業	38	57.9	18.4	5.3	23.7	0.0
	中堅企業	46	87.0	13.0	0.0	2.2	0.0
	中小企業	625	86.6	5.3	1.9	6.1	1.0
	大学・公共(研)	138	89.1	5.8	1.4	2.9	0.7
	個人	197	87.8	9.1	1.0	1.5	0.5
	海外企業	9	77.8	11.1	0.0	0.0	11.1

契約の特性は実施権者の類型ごとに差が出たが、中堅企業の場合はパッケージライセンスと特許プールライセンスの割合がそれぞれ32%、4%と他企業の類型に比べて高い割合を見せた。特許権者の類型を見ると、大企業の場合は相互実施許諾とパッケージライセンスの割合がそれぞれ23.7%、18.4%と相対的に高くなっている。特許権者が中堅企業と海外企業の場合もパッケージライセンスの割合が13%と高かった。

<表3-9>は契約の特性を実施権の種類別に分けて示したものである。専用実施権の場合、パッケージライセンスの割合が約7%と、通常実施権と独占的通常実施権に比べて割合が高いことが分かった。

＜表3-9＞実施権の種類別に見た契約の特性(複数回答、%)

区分	事例数 (件)	単一特許 ライセンス	パッケージ ライセンス	特許プー ル	相互実施 許諾	ハイブリッド ライセンス	
全体	1,053	86.0	6.9	1.7	5.2	0.9	
実施権者の 類型	専用実施権	431	83.1	9.3	1.2	5.6	1.2
	通常実施権	605	87.8	5.5	2.1	5.1	0.7
	独占的通常実施権	17	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

技術類型別に見ると、生命工学および農林、医薬、電気および電子技術の場合、パッケージライセンスの割合がそれぞれ19.2%、16.7%、14.3%と、他の技術分野に比べて高い割合を示した。特許プールライセンスの割合は医療と医薬分野でそれぞれ6.7%、5.6%と他の技術分野に比べて高かった。相互実施許諾で契約した割合は生命工学および農林分野が15.4%と相対的に高い割合を示した。

＜表3-10＞技術分類別に見た実施契約の特性(複数回答、%)

区分	事例数 (件)	単一特許 ライセンス	パッケージ ライセンス	特許プー ル	相互実施 許諾	ハイブリッド ライセンス
全体	1,053	86.0	6.9	1.7	5.2	0.9
機械	118	84.7	6.8	2.5	6.8	0.0
建設、交通	493	88.0	6.1	1.2	4.9	0.2
医療	15	86.7	0.0	6.7	0.0	0.0
医薬	18	77.8	16.7	5.6	0.0	0.0
材料、金属、資源	91	91.2	4.4	0.0	3.3	1.1
電気、電子	98	82.7	14.3	1.0	2.0	0.0
情報、通信	62	91.9	4.8	1.6	3.2	0.0
基礎科学	10	80.0	10.0	0.0	0.0	10.0
エネルギー、資源、原子力	23	87.0	8.7	0.0	0.0	4.3
生命工学、農林	26	65.4	19.2	0.0	15.4	0.0
化学、化学工程	34	91.2	2.9	2.9	5.9	2.9
環境	89	77.5	10.1	4.5	11.2	3.4
家庭	11	63.6	0.0	0.0	27.3	9.1
海洋、航空	26	84.6	3.8	3.8	0.0	7.7

＜表3-11＞産業分類別に見た実施契約の特性(複数回答、%)

区分	事例数 (件)	単一特許 ライセンス	パッケージ ライセンス	特許プール	相互実施 許諾	ハイブリッド ライセンス
全体	1,053	86.0	6.9	1.7	5.2	0.9
下水、廃棄物処理、原料再生 及び環境復元業	38	65.8	18.4	2.6	18.4	0.0
建設業	444	89.4	5.0	1.8	4.3	0.0
卸売及び小売業	39	76.9	17.9	2.6	2.6	0.0
出版、映像、放送通信 及び情報サービス業	21	95.2	4.8	0.0	0.0	0.0
専門科学及び技術サービス業	28	71.4	17.9	7.1	0.0	3.6
食品製造業	10	30.0	40.0	0.0	20.0	10.0
木材及び木製品製造業	11	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
化学物質及び化学製品製造業	23	87.0	0.0	0.0	13.0	0.0
医療用物質及び医薬品製造業	19	89.5	5.3	5.3	0.0	0.0
ゴム及びプラスチック製品製造業	18	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0
非金属鉱物製品製造業	29	82.8	0.0	3.4	6.9	6.9
金属加工製品製造業	47	85.1	6.4	4.3	6.4	0.0
電子部品、コンピュータ、映像、 音響及び通信装備製造業	50	88.0	12.0	0.0	2.0	0.0
医療、精密、光学機器 及び時計製造業	10	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気装備製造業	53	86.8	9.4	1.9	1.9	0.0
その他機械及び装備製造業	59	84.7	3.4	0.0	10.2	0.0
自動車及びトレーラー、 その他運送装備製造業	17	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家具製造業	20	80.0	0.0	0.0	15.0	5.0
その他製品製造業	70	82.9	5.7	1.4	8.6	5.7



第2節

実施料の類型及び実施料率

I. 実施料の類型

調査が行われたライセンス契約の実施料の類型を見ると、継続実施料が83.8%で定額実施料の16.2%に比べて高い割合を示している。これは本調査が参考となる実施料率を提示することを目的としているために、継続実施料で契約したライセンス件について、より積極的に回答を促した結果である可能性がある。したがって、本調査が示す実施料の類型割合が実際の韓国国内におけるライセンス契約の現況を反映していると解釈するには無理がある。

＜表3-12＞契約者の類型別に見た実施料の類型

区分		事例数(件)	継続実施料(%)	定額実施料(%)
全体		948	83.8	16.2
実施権者の類型	大企業	10	50.0	50.0
	中堅企業	18	66.7	33.3
	中小企業	920	84.3	15.7
特許権者の類型	大企業	36	100.0	0.0
	中堅企業	40	85.0	15.0
	中小企業	545	84.8	15.2
	大学・公共(研)	136	75.7	24.3
	個人	182	82.4	17.6
	海外企業	9	88.9	11.1

＜表3-13＞実施権別に見た実施料の類型

区分		事例数(件)	継続実施料(%)	定額実施料(%)
全体		948	83.8	16.2
実施権者の類型	専用実施権	395	78.2	21.8
	通常実施権	536	88.1	11.9
	独占的通常実施権	17	70.6	29.4

契約者の類型で分けると、大企業が実施権者の場合に継続実施料で契約した割合は50%である一方、大企業が特許権者の場合には100%となっており、大企業の場合、実施料を支払う時には定額実施料を、実施料を受け取る時には継続実施料を好む傾向があると解釈することができる。大学及び公共(研)が特許権者の場合は定額実施料で受け取った場合が24.3%で、他の企業及び個人に比べて定額実施料の割合が相対的に高かった。

＜表3-14＞技術分類別に見た実施料の類型

区分	事例数(件)	継続実施料(%)	定額実施料(%)
全体	948	83.8	16.2
機械	111	86.5	13.5
建設、交通	434	90.3	9.7
医療	15	93.3	6.7
医薬	18	94.4	5.6
材料、金属、資源	71	80.3	19.7
電気、電子	85	64.7	35.3
情報、通信	53	73.6	26.4
基礎科学	8	75.0	25.0
エネルギー、資源、原子力	18	61.1	38.9
生命工学、農林	22	77.3	22.7
化学、化学工程	28	71.4	28.6
環境	62	79.0	21.0
家庭	7	85.7	14.3
海洋、航空	16	87.5	12.5

技術分野別に分類すると、医療と医薬分野は継続実施料の割合がそれぞれ93.3%、94.4%と高かった一方、エネルギーと電機電子分野は定額実施料の割合が他の技術分野に比べて相対的に高かった。＜表3-15＞は産業ごとに実施料の類型割合を示したものである。専門科学及び技術サービス業、非金属鉱物製造業、建設業は継続実施料の割合が他の産業に比べて高かった。

＜表3-15＞産業分類別に見た実施料の類型

区分	事例数(件)	継続実施料(%)	定額実施料(%)
全体	948	83.8	16.2
電気、ガス、蒸気及び水道事業	7	85.7	14.3
下水、廃棄物処理、原料再生、環境	32	75.0	25.0
建設業	392	91.1	8.9
卸売及び小売業	39	89.7	10.3
出版、映像、放送通信、情報サービス業	18	88.9	11.1
金融、保険	5	0.0	100.0
専門科学及び技術サービス業	26	92.3	7.7
事業施設管理及び事業支援サービス業	9	55.6	44.4
食料品製造業	10	90.0	10.0
繊維製品製造業	8	62.5	37.5
木材及び木製品製造業	11	81.8	18.2
化学物質及び化学製品製造業	22	68.2	31.8
医療用物質及び医薬品製造業	19	94.7	5.3
ゴム及びプラスチック製品製造業	17	35.3	64.7
非金属鉱物製品製造業	24	91.7	8.3
金属加工製品製造業	40	90.0	10.0
電子部品、コンピュータ、映像、音響 及び通信装備製造業	48	54.2	45.8
医療、精密、光学機器及び時計製造業	10	70.0	30.0
電気装備製造業	53	73.6	26.4
その他機械及び装備製造業	59	83.1	16.9
自動車及びトレーラー製造業	4	75.0	25.0
その他運送装備製造業	8	75.0	25.0
家具製造業	12	100.0	0.0
その他製品製造業	61	91.8	8.2

<表3-16>その他の実施料項目がある割合(継続実施料の場合)

区分		事例数(件)	その他の実施料がある割合(%)	その他の実施料項目(%)		
				最大実施料	最低実施料	前払金
全体		794	19.2	3.8	6.8	7.8
回答機関の 類型	大企業	5	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	12	33.3	0.0	0.0	33.3
	中小企業	777	19.1	3.9	7.0	7.5
契約相手の 類型	大企業	36	27.8	2.8	22.2	2.8
	中堅企業	34	20.6	8.8	2.9	8.8
	中小企業	463	16.5	4.1	6.3	6.1
	大学・公共(研)	103	21.4	0.0	7.8	13.6
	個人	150	20.0	4.7	5.3	10.0
	海外企業	8	12.5	0.0	0.0	12.5

<表3-17>実施権の類型別に見た、その他の実施料項目がある割合(継続実施料の場合)

区分		事例数(件)	その他の実施料がある割合(%)	その他の実施料項目(%)		
				最大実施料	最低実施料	前払金
全体		794	19.2	3.8	6.8	7.8
実施権の 類型	専用実施権	309	24.6	4.2	6.1	13.9
	通常実施権	473	15.3	3.6	7.0	3.6
	独占的通常実施権	12	33.3	0.0	16.7	16.7

<表3-16>を見ると、継続実施料の場合は19.2%が最大実施料、最低実施料、前払金といった、その他の実施料規定を設けていることが分かる。継続実施料の場合、前払金、最低実施料、最大実施料を規定した割合はそれぞれ7.8%、6.8%、3.8%となっている。このような割合は実施企業の類型ごとに差があるが、中堅企業の場合は33.3%が前払金を支払っており、大企業(0%)と中小企業(7.5%)に比べて高い割合を示している。一方で特許権者が大企業の場合は、その他の実施料規定を明示している割合が27.8%と最も高かった。特に大企業は特許権者の実施料未回収リスクを軽減できる最低実施料規定を設けている割合が22.2%と最も高く、実施料交渉において優位にあることが分かる。

<表3-17>から分かるように実施権の類型で分けると、その他の実施料がある割合は独占的通常実施権と専用実施権の場合にそれぞれ33.3%、24.6%と通常実施権の場合より高くなっている。さらに細かく見ると、独占的通常実施権は最低実施料と前払金の割合が、専用実施権は前払金の割合が相対的に高かった。

<表3-18>はその他の実施料がある割合を産業別に示したものである。このうち専門科学及び技術サービス業の場合、その他の実施料がある割合が58.3%と最も高い。化学物質及び化学製品製造業と医療用物質及び医薬品製造業も、その他の実施料がある割合がそれぞれ53.3%、33.3%と比較的高いことが明らかになった。

＜表3-18＞産業分類別に見た、その他の実施料項目がある割合(複数回答)

区分	事例数 (件)	その他の 実施料があ る割合(%)	その他の実施料項目(%)		
			最大実施料	最低実施料	前払金
全体	794	19.2	3.8	6.8	7.8
電気、ガス、蒸気及び水道事業	6	0.0	0.0	0.0	0.0
下水、廃棄物処理、原料再生、環境	24	16.7	4.2	8.3	4.2
建設業	357	13.2	4.8	5.6	2.8
卸売及び小売業	35	31.4	2.9	11.4	17.1
出版、映像、放送通信及び情報サービス業	16	18.8	0.0	18.8	0.0
専門科学及び技術サービス業	24	58.3	4.2	25.0	29.2
食料品製造業	9	11.1	0.0	0.0	11.1
繊維製品製造業	5	20.0	0.0	0.0	20.0
木材及び木製品製造業	9	33.3	0.0	0.0	33.3
化学物質及び化学製品製造業	15	53.3	0.0	26.7	26.7
医療用物質及び医薬品製造業	18	33.3	0.0	0.0	33.3
ゴム及びプラスチック製品製造業	6	16.7	0.0	16.7	0.0
非金属鉱物製品製造業	22	4.5	0.0	0.0	4.5
金属加工製品製造業	36	25.0	5.6	11.1	8.3
電子部品、コンピュータ、映像、音響 及び通信装備製造業	26	23.1	3.8	7.7	11.5
医療、精密、光学機器及び時計製造業	7	28.6	0.0	0.0	28.6
電気装備製造業	39	12.8	5.1	5.1	2.6
その他機械及び装備製造業	49	16.3	0.0	4.1	12.2
自動車及びトレーラー製造業	3	33.3	0.0	33.3	0.0
その他運送装備製造業	6	16.7	16.7	0.0	0.0
家具製造業	12	0.0	0.0	0.0	0.0
その他製品製造業	56	21.4	7.1	5.4	8.9

II. 実施料率及び算定基準

継続実施料の場合、実施料の算定基準は様々である。〈表3-19〉と〈表3-20〉は、契約者類型別の実施料算定基準を示したものであるが、売上高を基準とする場合が72.4%と最も一般的であった。その他に、産出単位(製品単位)⁵、製造原価⁶、純利益⁷を基準とする場合は、それぞれ7.8%、6.6%、6.4%とほぼ同程度の割合であった。

〈表3-19〉実施権者の類型別に見たロイヤルティ率算定基準(継続実施料の場合)

企業の類型	事例数 (件)	売上高 (%)	純利益 (%)	産出単 位(%)	製造原 価(%)	工事契 約金 (%)	その他 (%)
全体	794	72.4	6.4	7.8	6.6	4.0	2.8
大企業	5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中堅企業	12	75.0	16.7	0.0	0.0	0.0	8.3
中小企業	777	72.2	6.3	8.0	6.7	4.1	2.7

〈表3-20〉特許権者の類型別に見たロイヤルティ率算定基準(継続実施料の場合)

契約相手の類型	事例数 (件)	売上高 (%)	純利益 (%)	産出単 位(%)	製造原 価(%)	工事契 約金 (%)	その他 (%)
全体	794	72.4	6.4	7.8	6.6	4.0	2.8
大企業	36	75.0	8.3	11.1	0.0	0.0	5.6
中堅企業	34	82.4	2.9	2.9	2.9	8.8	0.0
中小企業	463	67.1	6.9	9.5	8.2	5.4	2.8
大学・公共(研)	103	82.5	1.9	1.9	6.8	1.0	5.8
個人	150	79.3	8.0	6.0	4.0	2.0	0.7
海外企業	8	62.5	12.5	25.0	0.0	0.0	0.0

⁵ 契約製品の数量又は重さ × 一定金額

⁶ 契約製品の製造原価 × 実施料率

⁷ 製品販売による純利益 × 実施料率

＜表3-21＞技術類型別に見たロイヤルティ率算定基準(継続実施料の場合)

技術	事例数 (件)	売上高 (%)	純利益 (%)	産出単 位(%)	製造原 価(%)	工事契 約金 (%)	その他 (%)
全体	794	72.4	6.4	7.8	6.6	4.0	2.8
機械	96	76.0	7.3	11.5	2.1	0.0	3.1
建設、交通	392	69.9	6.4	7.1	6.9	6.9	2.8
医療	14	85.7	7.1	7.1	0.0	0.0	0.0
医薬	17	94.1	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9
材料、金属、資源	57	78.9	5.3	8.8	5.3	1.8	0.0
電気、電子	55	72.7	3.6	7.3	9.1	5.5	1.8
情報、通信	39	61.5	12.8	17.9	5.1	0.0	2.6
基礎科学	6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
エネルギー、資源、原子力	11	54.5	18.2	0.0	0.0	0.0	27.3
生命工学、農林	18	94.1	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0
化学、化学工程	20	85.0	5.0	5.0	5.0	0.0	0.0
環境	49	71.4	6.1	4.1	12.2	2.0	4.1
家庭	6	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
海洋、航空	14	42.9	7.1	7.1	42.9	0.0	0.0

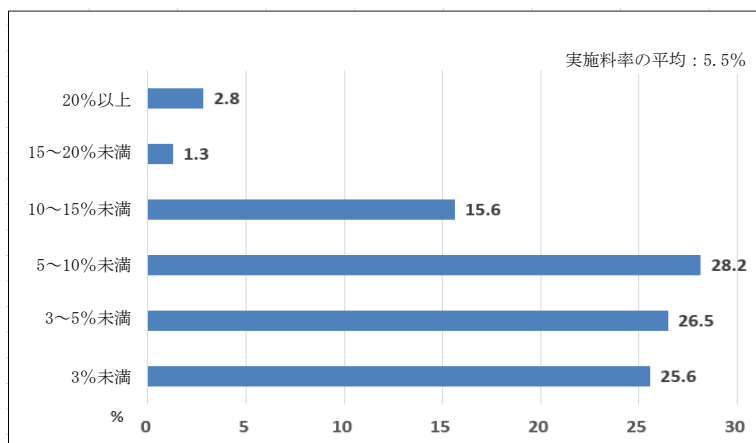
技術類型別に見ると、医療、医薬、基礎科学、生命工学及び農林、化学及び化学工程分野において売上高基準の割合が高く、純利益基準の割合は情報及び通信、エネルギー、資源及び原子力技術分野において相対的に高かった。海洋及び航空技術の場合は、製造原価を基準とする割合が43%と高くなっている。

産業別に見ると、純利益基準の割合は専門科学及び技術サービス業、化学物質及び化学製品製造業において高く、産出単位(製品)基準の割合は電子部品などの製造業で高い。工事契約金を基準とする割合は専門化学及び技術サービス業において相対的に高くなっている。

<表3-22>産業分類別に見たロイヤルティ率算定基準(継続実施料の場合)

産業	事例数 (件)	売上高 (%)	純利益 (%)	産出単位 (%)	製造原価 (%)	工事契約 金(%)	その他 (%)
全体	794	72.4	6.4	7.8	6.6	4.0	2.8
下水、廃棄物処理、原料再生 及び環境復元業	24	70.8	0.0	4.2	16.7	4.2	4.2
建設業	357	67.2	7.8	7.8	8.4	5.9	2.8
卸売及び小売業	35	85.7	5.7	8.6	0.0	0.0	0.0
出版、映像、放送通信、情報	16	75.0	6.3	12.5	0.0	0.0	6.3
専門科学及び技術サービス業	24	66.7	12.5	0.0	0.0	20.8	0.0
食料品製造業	9	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0
木材及び木製品製造業	9	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
化学物質及び化学製品製造業	15	66.7	13.3	0.0	20.0	0.0	0.0
医療用物質及び医薬品製造業	18	94.4	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6
非金属鉱物製品製造業	22	77.3	4.5	13.6	0.0	0.0	4.5
金属加工製品製造業	36	77.8	5.6	11.1	2.8	2.8	0.0
電子部品、コンピュータ、映像、音響 及び通信装備製造業	26	61.5	7.7	19.2	7.7	0.0	3.8
電気装備製造業	39	71.8	7.7	10.3	2.6	7.7	0.0
その他機械及び装備製造業	49	79.6	0.0	12.2	0.0	0.0	8.2
家具製造業	12	75.0	0.0	16.7	8.3	0.0	0.0
その他製品製造業	56	76.8	3.6	1.8	12.5	1.8	3.6

[図3-2]はロイヤルティ率の分布を示している。調査結果の平均ロイヤルティ率は5.5%。区間別の分布を見ると、5~10%に当たる場合が28.2%と最も多く、次いで3~5%、3%未満が多かった。



[図3-2]実施料率の分布

実施企業の類型別に見ると、大企業の場合は平均2.4%、中堅企業は3.2%、そして中小企業は5.5%と、企業規模が小さくなるほどロイヤルティ率が高まることが明らかになった。実施権の類型別に見ると、通常

実施権の実施料率が専用実施権より多少高く、独占的通常実施権が最も高い7%であった。

契約相手の類型別に見ると、特許権者が海外企業、大学及び公共(研)の時に実施料率がそれぞれ2.6%、4.2%と比較的低くなっている。

<表3-23> 契約者及び実施権の類型別に見た平均実施料率

区分		事例数	実施料率平均(%)
全体		774	5.5
実施権者の類型	大企業	5	2.4
	中堅企業	9	3.2
	中小企業	760	5.5
実施権の類型	専用実施権	303	5.2
	通常実施権	458	5.6
	独占的通常実施権	13	7.0
特許権者の類型	大企業	31	4.4
	中堅企業	35	5.9
	中小企業	454	5.8
	大学、公共(研)	100	4.2
	個人	149	5.4
	海外企業	5	2.6

<表3-24> 技術類型別に見た平均実施料率

区分	事例数	実施料率平均(%)
全体	774	5.5
機械	92	5.2
建設、交通	385	5.6
医療	13	4.4
医薬	17	3.5
材料、金属、資源	61	5.5
電気、電子	63	3.3
情報、通信	36	3.7
基礎科学	7	6.9
エネルギー、資源、原子力	12	5.2
生命工学、農林	20	5.2
化学、化学工程	22	6.4
環境	64	8.5
家庭	6	3.3
海洋、航空	24	9.0

<表3-24>は技術類型別に見た平均実施料率を示している。海洋及び航空、環境、基礎科学、生命工学及び農林分野の平均実施料率はそれぞれ9.0%、8.5%、6.9%、6.4%と比較的高く、電気及び電子、家庭、医

薬分野はそれぞれ3.3%、3.3%、3.5%と他の技術分野に比べて低い。

平均実施料率は<表3-25>のように産業によって差があり、食料品製造業が8.1%、その他運送装備製造業が7.7%、下水、廃棄物処理、原料再生及び環境復元業が7.0%と比較的高くなっている。それに対して家具製造業が1.8%、繊維製品製造業が2.4%、卸売及び小売業が3.2%、医療、精密、光学機器及び時計製造業が3.2%と、他の産業よりも低い水準で実施料率が決定されていた。

<表3-25>産業分類別に見た平均実施料率

区分	事例数	実施料率平均(%)
全体	774	5.5
電気、ガス、蒸気及び水道事業	6	3.7
下水、廃棄物処理、原料再生及び環境復元業	26	7.0
建設業	352	6.2
卸売及び小売業	35	3.2
出版、映像、放送通信及び情報サービス業	14	5.0
専門科学及び技術サービス業	24	3.2
事業施設管理及び事業支援サービス業	6	4.0
食料品製造業	9	8.1
繊維製品製造業	5	2.4
木材及び木製品製造業	10	6.9
化学物質及び化学製品製造業	15	5.8
医療用物質及び医薬品製造業	18	5.0
ゴム及びプラスチック製品製造業	5	4.7
非金属鉱物製品製造業	20	5.3
金属加工製品製造業	33	6.4
電子部品、コンピュータ、映像、音響及び通信装備製造業	23	4.2
医療、精密、光学機器及び時計製造業	7	3.2
電気装備製造業	38	3.0
その他機械及び装備製造業	47	5.6
その他運送装備製造業	6	7.7
家具製造業	12	1.8
その他製品製造業	54	5.1

次の<表3-26>は、本調査で明らかになった主要産業別のロイヤルティ率の平均を旧技術取引所(韓国)、デルタテック코리아及びAUS consulting(海外)が提示する数値と比較した表である。技術取引所の結果とは標準産業分類基準が一致しているが、デルタテック(国内技術取引事例、AUS consultingの産業分類基準に基づく)とAUS consultingは、産業分類を再調整しているので一対一で比較することは難しい。

まず、本調査における全体ロイヤルティ率の平均は5.5%と、デルタテック코리아で提示した3.5%より高く、AUS consultingで提示した海外ロイヤルティ率平均の7.04%より低かった。

産業別に見ると、本調査における下水、廃棄物処理、原料再生及び環境復元業の場合は平均ロイヤルティ

率が7%と比較的高い一方で、デルタテックとAUS consultingが提示したエネルギー及び環境分野のロイヤルティ率はそれぞれ2.9%、5.3%と差がある。出版、映像、放送通信及び情報サービス業の場合、本調査での平均ロイヤルティ率は5%であったが、旧技術取引所の情報処理、コンピュータ運営関連業とAUS consultingのインターネットサービス業はそれぞれ12.5%、13.5%と非常に高い数値であった。

食料品製造業の場合、本調査での平均ロイヤルティ率は8.1%で他の調査結果と大きく差が開いた。これは当該の産業に属するライセンスが9件に過ぎないということを考慮すると、今後当該産業の標準ロイヤルティ率を提示するためには追加の調査が必要だと言える。

<表3-26>ロイヤルティ率の比較(%、件)

産業分類	本調査	旧技術取引所 (2005)	デルタテック (2012)	AUSConsulting (2007)
全体	5.5 (774)	-	3.5 (3,320)	7.04 (3,015)
下水、廃棄物処理、原料再生 及び環境復元業	7 (26)	-	2.9 (エネルギー・環境、 119)	5.3 (エネルギー・環境、 190)
出版、映像、放送通信 及び情報サービス業	5 (14)	12.51 (情報処理、コンピ ュータ運営、26)	2.4 (インターネット、35)	13.5 (インターネット、 115)
			2.4 (通信、804)	5.5 (通信、116)
			5.9 (メディア、芸能、 50)	12.7 (メディア、娯楽、 43)
専門科学及び技術サービス業	3.2 (24)	2.84 (5)	-	-
食料品製造業	8.1 (9)	3.18 (飲食品、11)	2.8 (42)	3.9 (58)
化学物質及び化学製品製造業	5.8 (15)	5.51 (78)	3.8 (122)	4.8 (103)
医療用物質及び医薬品製造業	5 (18)	-	5.9 (123)	7.7 (965)
ゴム及びプラスチック製品製造業	4.7 (5)	3.31 (4)	-	-
非金属鉱物製品製造業	5.3 (20)	2.88 (6)	-	-
金属加工製品製造業	6.4 (33)	3.82 (10)	-	-
電子部品、コンピュータ、 映像、音響及び通信装備製造業	4.2 (23)	3.41 (57)	2.6 (電気、電子、419)	4.4 (電子機器、160)
			2.7 (コンピュータ、52)	5.1 (半導体、93)
				5.3 (コンピュータ、85)
医療、精密、光学機器 及び時計製造業	3.2 (7)	5.13 (13)	3.2 (81)	5.8 (医療機器、491)
電気装備製造業	3 (38)	3.03 (32)	4.4 (302)	5.3 (103)
その他機械及び装備製造業	5.6 (47)	2.97 (48)		
その他運送装備製造業	7.7 (6)	3.43 (10)	-	-



第3節

制限事項及びライセンス紛争

I. 制限事項及びその他の合意事項

本調査では、ライセンス契約における制限事項を価格制限、生産量制限、実施範囲制限、抱き合わせ、グラントバック、取引制限、再実施権許与制限に分類して調査した。実施範囲制限には、地域制限、輸出制限、取引相手や利用分野の制限などが含まれる。抱き合わせとは、該当特許発明に対する実施権契約において他の商品又は技術も一緒に購入させることを意味し、グラントバックとは、実施品目に関する改良事項を実施権者が特許権者に報告又は通知するようにさせること、又は技術を改良する場合には特許権者に譲渡又は実施許諾をさせる、あるいは特許権者を共同発明者として登録するようにさせることを言う。取引制限とは、特許権者の特許と競争関係にある特許を使用できなくしたり、競争関係にある特許を使用する際には特許権者の承認を得させたりする場合など、取引を制限する条項である。

<表3-27>はライセンス契約において上記のような制限事項を設けた割合を示している。ライセンス契約全体の49.6%がこのような制限事項を設けており、特に実施範囲制限を設けた割合が最も高くなっている。次いで再実施権許与制限、取引制限、価格制限を設けた割合がそれぞれ6.9%、5.8%、5.2%であった。

実施権者の類型別に見ると、大企業の場合は制限事項を設けた割合が20%と非常に低い。ここから、大企業が実施企業の場合は大企業に有利な条件でライセンス契約を締結する傾向があると解釈できる。

<表3-27>実施権者の類型別に見た制限事項の割合（重複許可）

実施権者の類型	事例数 (件)	制限事項 あり (%)	制限事項の類型 (%)						
			価格 制限	生産量 制限	実施範囲 制限	抱き 合わせ	グラント バック	取引 制限	再実施権 許与制限
全体	1,053	49.6	5.2	0.8	28.1	0.9	2.8	5.8	6.9
大企業	10	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	10.0	0.0	0.0
中堅企業	25	52.0	4.0	0.0	40.0	0.0	0.0	20.0	8.0
中小企業	1,018	49.8	5.3	0.8	27.9	1.0	2.8	5.5	7.0

<表3-28>実施権の類型別に見た制限事項の割合

実施権の類型	事例数 (件)	制限事項 あり (%)	制限事項の類型 (%)						
			価格 制限	生産量 制限	実施範囲 制限	抱き 合わせ	グラント バック	取引 制限	再実施権 許与制限
全体	1,053	49.6	5.2	0.8	28.1	0.9	2.8	5.8	6.9
専用実施権	431	42.7	3.5	0.9	18.8	1.4	2.8	6.7	9.3
通常実施権	605	54.2	6.4	0.7	35.2	0.7	2.6	5.1	5.0
独占的通常実施権	17	58.8	5.9	0.0	11.8	0.0	11.8	5.9	17.6

実施権の種類別に見ると、専用実施権が制限事項を設けた割合は42.7%になっているのに対し、通常実施権と独占的通常実施権はそれぞれ54.2%、58.8%と高くなっている。実施範囲の制限を設けた割合は通常実施権が35.2%と、専用実施権及び独占的通常実施権の場合に比べて遥かに高くなっており、グラントバック条項と再実施権許与制限は独占的通常実施権の場合に割合が高かった。

制限事項を設けた割合は技術ごとに異なる。特に、海洋・航空、建設・交通、医薬、環境分野がそれぞれ80.8%、57.6%、55.6%、55.1%と、他の分野に比べて高くなっている。制限事項の種類を区分すると、価格制限を設けた割合は医薬と化学分野がそれぞれ11.1%、8.8%で高く、実施範囲の制限は海洋・航空、建設・交通分野がそれぞれ69.2%、40%と非常に高くなっている。また、抱き合わせは情報・通信分野において、グラントバック条項は海洋・航空と情報・通信分野において高い割合を示している。

取引制限の場合は生命工学・農林、電気・電子分野がそれぞれ23.1%、14.3%と他の分野に比べて高く、最後に再実施権許与制限は、医療と基礎科学分野において33.3%、20%と高くなっている。

<表3-29>技術別に見た制限事項の割合

技術類型	事例数 (件)	制限事項 あり (%)	制限事項の種類 (%)						
			価格 制限	生産量 制限	実施範囲 制限	抱き 合わせ	グラント バック	取引 制限	再実施権 許与制限
全体	1,053	49.6	5.2	0.8	28.1	0.9	2.8	5.8	6.9
機械	118	39.8	5.9	0.0	18.6	0.0	5.9	5.1	8.5
建設、交通	493	57.6	6.1	0.4	40.0	0.6	2.0	4.7	5.5
医療	15	46.7	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	6.7	33.3
医薬	18	55.6	11.1	0.0	27.8	0.0	5.6	11.1	11.1
材料、金属、資源	91	40.7	5.5	2.2	20.9	1.1	1.1	3.3	7.7
電気、電子	98	43.9	2.0	1.0	21.4	2.0	0.0	14.3	5.1
情報、通信	62	48.4	3.2	1.6	16.1	3.2	9.7	4.8	8.1
基礎科学	10	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	20.0
エネルギー、資源、原子力	23	21.7	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	13.0
生命工学、農林	26	42.3	0.0	0.0	19.2	0.0	3.8	23.1	7.7
化学、化学工程	34	47.1	8.8	0.0	17.6	0.0	5.9	8.8	2.9
環境	89	55.1	6.7	1.1	16.9	2.2	3.4	7.9	15.7
家庭	11	18.2	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	9.1	0.0
海洋、航空	26	80.8	0.0	3.8	69.2	0.0	11.5	0.0	7.7

＜表3-30＞産業別に見た制限事項の割合

産業分類	事例数 (件)	制限 事項 あり (%)	制限事項の類型 (%)						
			価格 制限	生産量 制限	実施範囲 制限	抱き 合わせ	グラント バック	取引 制限	再実施権 許与制限
全体	1,053	49.6	5.2	0.8	28.1	0.9	2.8	5.8	6.9
電気、ガス、蒸気、水道事業	8	50.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	37.5
下水、廃棄物処理、原料再生	38	50.0	2.6	2.6	15.8	0.0	5.3	7.9	10.5
建設業	444	57.7	6.8	0.5	42.3	0.5	1.6	3.4	2.7
卸売及び小売業	39	25.6	5.1	0.0	5.1	0.0	0.0	5.1	12.8
出版、映像、放送、情報サービス	21	38.1	4.8	0.0	19.0	9.5	0.0	0.0	0.0
専門科学及び技術サービス業	28	53.6	7.1	0.0	28.6	0.0	17.9	0.0	14.3
事業施設管理、事業支援サービス	10	50.0	40.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0
食料品製造業	10	70.0	0.0	0.0	50.0	0.0	10.0	30.0	10.0
繊維製品製造業	8	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0
木材及び木製品製造業	11	36.4	0.0	0.0	27.3	0.0	0.0	9.1	0.0
化学物質、化学製品製造業	23	56.5	4.3	0.0	13.0	8.7	4.3	8.7	8.7
医療用物質、医薬品製造業	19	63.2	0.0	0.0	26.3	0.0	0.0	0.0	26.3
ゴム、プラスチック製品製造業	18	61.1	11.1	0.0	11.1	0.0	5.6	27.8	5.6
非金属鉱物製品製造業	29	44.8	0.0	3.4	24.1	0.0	3.4	6.9	17.2
金属加工製品製造業	47	42.6	4.3	2.1	17.0	0.0	4.3	10.6	0.0
電子部品、コンピュータ、映像、 音響及び通信装備製造業	50	52.0	0.0	2.0	20.0	2.0	6.0	18.0	10.0
医療、精密、光学、時計製造業	10	30.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0	10.0
電気装備製造業	53	47.2	7.5	1.9	17.0	1.9	1.9	3.8	13.2
その他機械及び装備製造業	59	32.2	3.4	0.0	11.9	0.0	3.4	1.7	13.6
自動車及びトレーラー製造業	8	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0
その他運送装備製造業	9	33.3	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0	0.0	11.1
家具製造業	20	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他製品製造業	70	55.7	2.9	1.4	30.0	2.9	4.3	12.9	7.1

II. 紛争関連の合意事項及び紛争発生の原因

本調査では紛争関連の合意事項を特許保証、不競争義務、免責条項、実施料不返還条項の4つに分類した。特許保証には特許技術の性能保証、特許権利の有効性保証、第三者特許に対する非侵害保証が含まれる。不競争義務は実施権者に今後、特許権の有効性をめぐって争わないこと（無効審判、又は権利範囲確認審判の請求禁止）をライセンスの条件として加える条項である。免責条項は実施権者が特許技術を実施するに当たって他人の特許侵害などの責任を負うことになる場合にも特許権者はそれに対する責任を負わないことをライセンスの条件に加える条項である。最後に、実施料不返還条項は今後、特許権が無効になっても既に支払った実施料は返還しないということをライセンスの条件に加える条項である。

＜表3-31＞紛争関連の合意事項（複数回答、％）

区分		事例数 (件)	合意事項 あり(%)	合意事項の類型(%)			
				特許 保証	不爭 義務	免責 条項	実施料 不返還
全体		1,053	53.8	32.9	10.4	9.4	8.2
実施権者の類型	大企業	10	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	60.0	44.0	16.0	0.0	24.0
	中小企業	1,018	54.0	32.7	10.3	9.7	7.9
特許権者の類型	大企業	38	78.9	60.5	0.0	7.9	15.8
	中堅企業	46	34.8	23.9	4.3	8.7	8.7
	中小企業	625	54.2	33.6	11.2	7.7	6.6
	大学・公共（研）	138	65.9	36.2	10.9	20.3	14.5
	個人	197	45.2	25.4	11.2	8.1	7.6
	海外企業	9	22.2	22.2	0.0	0.0	0.0

＜表3-31＞からは、全ライセンス契約の53.8％が上記のように紛争関連の合意事項をライセンスの条件にしていることが分かる。なかでも特許保証条項を明示した割合が32.9％と最も高く、その他の不爭義務、免責、実施料不返還条項の割合はそれぞれ10.4％、9.4％、8.2％と相対的に低い。実施権者の類型別に分類すると、大企業の場合は20％のみがこのような合意規定を設けていたことが分かった。特に、実施権者に不利な条項である不爭義務、免責条項、実施料不返還条項を設けた割合は全て0％となっている。これは大企業が実施権者である場合、実施権者に有利な条件でライセンス契約が行われていることを示している。

＜表3-32＞実施権の類型別に見た紛争関連の合意事項（複数回答、％）

区分		事例数 (件)	合意事項 あり (%)	合意事項の類型(%)			
				特許 保証	不爭 義務	免責 条項	実施料 不返還
全体		1,053	53.8	32.9	10.4	9.4	8.2
実施権の類型	専用実施権	431	56.6	32.0	12.3	11.1	10.9
	通常実施権	605	51.4	33.2	9.3	7.6	6.3
	独占的通常実施権	17	70.6	41.2	0.0	29.4	5.9

実施権の類型別に見ると、紛争関連の合意事項を明示した割合は、独占的通常実施権が70.6％と専用実施権と通常実施権に比べて高い。なかでも特許保証と免責条項を設けた割合は独占的通常実施権で41.2％、29.4％と高くなっている。

＜表3-33＞を見ればわかるように紛争関連の合意事項を設けた割合は、技術分類によって差があるが、医薬分野とエネルギー・資源・原子力の分野はそれぞれ77.8％、74.9％と、他の技術分野に比べて高い。特許保証条項を設けた割合は医療と医薬分野が、不爭義務を設けた割合も医療分野が高い。一方、免責条項と実施料不返還条項を設けた割合はエネルギー・資源・原子力分野でそれぞれ34.8％、26.1％と高かった。

＜表3-33＞技術別に見た紛争関連の合意事項（複数回答、％）

区分	事例数 (件)	合意事項 あり(%)	合意事項の類型(%)			
			特許 保証	不 争 義 務	免 責 条 項	実 施 料 不 返 還
全体	1,053	53.8	32.9	10.4	9.4	8.2
機械	118	62.7	37.3	10.2	9.3	14.4
建設、交通	493	47.9	31.0	7.7	7.1	5.3
医療	15	60.0	60.0	40.0	6.7	6.7
医薬	18	77.8	61.1	5.6	11.1	16.7
材料、金属、資源	91	47.3	26.4	15.4	9.9	6.6
電気、電子	98	60.2	37.8	10.2	10.2	15.3
情報、通信	62	56.5	29.0	6.5	12.9	6.5
基礎科学	10	70.0	40.0	30.0	10.0	10.0
エネルギー、資源、原子力	23	73.9	26.1	17.4	34.8	26.1
生命工学、農林	26	69.2	38.5	7.7	11.5	19.2
化学、化学工程	34	55.9	29.4	2.9	14.7	8.8
環境	89	58.4	31.5	13.5	13.5	5.6
家庭	11	63.6	36.4	36.4	0.0	0.0
海洋、航空	26	61.5	50.0	11.5	23.1	15.4

紛争関連の合意事項を設けた割合は、＜表3-34＞を見てわかるように産業ごとに差がある。食料品製造業（90％）、医療用物質及び医薬品製造業（78.9％）、専門科学及び技術サービス業（71.4％）、電子部品・コンピュータ・映像・音響及び通信装備製造業（68％）は、他の産業に比べて紛争関連の合意事項を設けた割合が高くなっている。特許保証の割合は化学物質・化学製品製造業、卸売及び小売業、医療用物質・医薬品製造業で高く、不争義務の割合は自動車及びトレーラー製造業と家具製造業で相対的に高かった。

免責条項を設けた割合は食料品製造業、医療用物質・医薬品製造業、繊維製品製造業で高く、実施料不返還条項は専門科学及び技術サービス業、繊維製品製造業、医療用物質・医薬品製造業で相対的に高くなっている。

＜表3-34＞産業別に見た紛争関連の合意事項（複数回答、％）

区分	事例数 (件)	合意事項 あり(%)	合意事項の類型(%)			
			特許 保証	不 争 義 務	免 責 条 項	実 施 料 不 返 還
全体	1,053	53.8	32.9	10.4	9.4	8.2
電気、ガス、蒸気、水道事業	8	37.5	37.5	0.0	0.0	0.0
下水、廃棄物処理、原料再生	38	63.2	34.2	10.5	21.1	5.3
建設業	444	48.0	31.8	9.7	6.1	3.8
卸売及び小売業	39	51.3	48.7	12.8	0.0	2.6
出版、映像、放送、情報サービス	21	33.3	14.3	0.0	4.8	9.5
専門科学及び技術サービス業	28	71.4	25.0	3.6	17.9	39.3
事業施設管理、事業支援サービス	10	50.0	20.0	0.0	10.0	0.0
食品製造業	10	90.0	40.0	10.0	30.0	20.0
繊維製品製造業	8	50.0	37.5	25.0	25.0	37.5
木材及び木製品製造業	11	54.5	36.4	9.1	9.1	9.1
化学物質、化学製品製造業	23	69.6	52.2	0.0	13.0	13.0
医療用物質、医薬品製造業	19	78.9	42.1	0.0	26.3	36.8
ゴム、プラスチック製品製造業	18	50.0	27.8	5.6	16.7	0.0
非金属鉱物製品製造業	29	31.0	17.2	10.3	0.0	6.9
金属加工製品製造業	47	66.0	38.3	17.0	10.6	6.4
電子部品、コンピュータ、映像、音響 及び 通信装備製造業	50	68.0	38.0	10.0	12.0	20.0
医療、精密、光学、時計製造業	10	60.0	40.0	20.0	20.0	10.0
電気装備製造業	53	64.2	39.6	15.1	18.9	11.3
その他機械及び装備製造業	59	64.4	35.6	8.5	18.6	11.9
自動車及びトレーラー製造業	8	62.5	12.5	50.0	0.0	12.5
その他運送装備製造業	9	33.3	0.0	22.2	11.1	0.0
家具製造業	20	40.0	5.0	35.0	0.0	0.0
その他製品製造業	70	58.6	38.6	8.6	7.1	8.6

本調査ではライセンス紛争が発生した場合の原因を特許保証関連、不競争義務違反、実施料算定基準関連、実施料支払い関連、実施料返還及びグラントバック関連の6つに分類した。

＜表3-35＞を見ると、ライセンス関連紛争の現状が分かる。全ライセンス契約に占める紛争発生割合は6.8％（72件）となっており、72件とも実施企業が中小企業の場合であった。

＜表3-35＞実施権者の類型別に見た紛争発生件数及び原因

実施権者の類型	事例数 (件)	紛争発生 件数	紛争原因 (件)					
			特許 保証	不 争 義 務 違 反	算 定 基 準	実 施 料 支 払 い	実 施 料 返 還	グ ラ ン ト バ ッ ク
全体	1,053	72 (6.8%)	38	5	17	11	5	1
大企業	10	0	0	0	0	0	0	0
中堅企業	25	0	0	0	0	0	0	0
中小企業	1,018	72 (7.1%)	38	5	17	11	5	1

ライセンス紛争の原因に関しては特許保証が38件と最も多くなっており、次いでロイヤルティ算定基準、実施料支払い関連がそれぞれ17件、11件であった。この他、不争義務違反、実施料返還、グラントバックが原因の場合もそれぞれ5件、5件、1件となっている。

＜表3-36＞特許権者の類型別に見た紛争発生件数及び原因

特許権者の類型	事例数 (件)	紛争発生 件数	紛争原因 (件)					
			特許 保証	不 争 義 務 違 反	算 定 基 準	実 施 料 支 払 い	実 施 料 返 還	グ ラ ン ト バ ッ ク
全体	1,053	72(6.8%)	38	5	17	11	5	1
大企業	38	6(15.8%)	5	0	1	0	0	0
中堅企業	46	3(6.5%)	1	0	2	0	0	0
中小企業	625	46(7.4%)	25	4	9	8	4	1
大学・公共(研)	138	9(6.5%)	4	1	3	1	1	0
個人	197	6(3.0%)	3	0	2	1	0	0
海外企業	9	2(22.2%)	0	0	0	1	0	0

＜表3-36＞は紛争発生件数及び原因を特許権者の類型ごとに分けて示したものである。まず、大企業が特許権者である場合、特許保証による紛争が5件、算定基準による紛争が1件で、特許保証による紛争が多いことが分かる。

＜表3-37＞実施権の類型別に見た紛争発生件数及び原因

特許権者の類型	事例数 (件)	紛争発生 件数	紛争原因 (件)					
			特許 保証	不 争 義 務 違 反	算 定 基 準	実 施 料 支 払 い	実 施 料 返 還	グ ラ ン ト バ ッ ク
全体	1,053	72(6.8%)	38	5	17	11	5	1
専用実施権	431	34(7.9%)	22	2	6	3	3	1
通常実施権	605	38(6.3%)	16	3	11	8	2	0

紛争発生の割合を実施権の類型別に見ると、専用実施権の紛争発生割合は7.9%と通常実施権の6.3%よりやや高かった。特許保証が原因の紛争は通常実施権契約より専用実施権契約の方がより多いのに対し、実施料算定基準と実施料支払いが原因の紛争は通常実施権の方が多い。

＜表3-38＞技術別に見た紛争発生件数及び原因

技術類型	事例数 (件)	紛争発生 件数	紛争原因 (件)					
			特許 保証	不 争 義 務 違 反	算 定 基 準	実 施 料 支 払 い	実 施 料 返 還	グ ラ ン ト バ ッ ク
全体	1,053	72(6.8%)	38	5	17	11	5	1
機械	118	4(3.4%)	2	0	2	0	0	0
建設、交通	493	39(7.9%)	17	4	11	6	2	0
医療	15	1(6.7%)	1	0	0	0	1	0
医薬	18	2(11.1%)	2	0	0	0	0	0
材料、金属、資源	91	5(5.5%)	4	0	0	1	0	0
電気、電子	98	3(3.1%)	1	0	2	1	0	0
情報、通信	62	4(6.5%)	2	0	2	1	0	0
基礎科学	10	0	0	0	0	0	0	0
エネルギー、資源、原子 力	23	0	0	0	0	0	0	0
生命工学、農林	26	5(19.2%)	5	0	0	0	0	0
化学、化学工程	34	3(8.8%)	0	0	0	0	2	1
環境	89	8(9.0%)	5	1	1	2	0	0
家庭	11	0	0	0	0	0	0	0
海洋、航空	26	0	0	0	0	0	0	0

紛争発生割合を技術類型別に示すと＜表3-38＞のように、建設及び交通分野における紛争発生頻度（全72件のうち39件）が最も高くなっている。一方でライセンス契約中に発生した紛争の割合は生命工学・農林分野が19.2%と最も高い。この他、医薬と環境分野における紛争の割合はそれぞれ11.1%、9%と他の技術分野に比べて高く、一方で機械と電気・電子分野の割合はそれぞれ3.4%、3.1%と相対的に低くなっている。

＜表3-39＞産業別に見た紛争発生件数及び原因

産業分類	事例数 (件)	紛争発生 件数	紛争原因 (件)					
			特許 保証	不 争 義 務 違 反	算 定 基 準	実 施 料 支 払 い	実 施 料 返 還	グ ラ ン ト バ ッ ク
全体	1,053	72(6.8%)	38	5	17	11	5	1
下水、原料再生	38	3	3	0	0	0	0	0
建設業	444	35	15	4	10	7	2	0
卸売及び小売業	39	2	2	0	0	0	0	0
出版、放送通信	21	2	0	0	1	1	0	0
専門科学	28	3	1	0	0	0	2	0
化学物質、化学製品	23	5	4	0	0	0	0	1
ゴム、プラスチック製品	18	1	0	0	0	0	0	0
金属加工製品製造業	47	5	4	0	0	1	0	0
電子部品、コンピュータ	50	3	2	0	2	0	0	0
医療、精密	10	1	1	0	0	0	1	0

電気装備	53	4	0	0	4	1	0	0
その他製品	70	6	4	1	0	1	0	0

産業別に見ると、化学分野におけるライセンス紛争の割合が 21.7%（5 件）と最も高い。次いで医療及び精密、金属加工製品、専門科学の分野がそれぞれ 10%、10.6%、10.7%と相対的に高くなっている。



第4節

実施料率決定要因の分析

本節では、統計分析の手法を用いて実際に実施料率に影響を与える要因について分析する。

＜表3-40＞は、実施権者及び特許権者の類型で分類した時の実施料率の差が統計的に有意であるかどうかについて分散分析（ANOVA）を行い、その検証結果を示している。

＜表3-40＞ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果（実施権者及び特許権者の類型別）

区分		平均 (%)	頻度数
実施権者の類型	大企業	2.40	5
	中堅企業	3.22	9
	中小企業	5.49	761
	Prob>F	0.1905	
特許権者の類型	大企業	4.43	31
	中堅企業	5.91	35
	中小企業	5.82	454
	大学、研究所	4.20	100
	個人	5.37	150
	海外	2.60	5
	Prob>F	0.0567	

分析結果を見ると、実施権者が中小企業の場合に平均実施料率は5.49%と大企業（2.4%）や中堅企業（3.22%）の場合より高くなっているが、統計的有意性（有意水準10%内）はなかった。その一方で特許権者ごとのロイヤルティ率の差は統計的に有意であり、特許権者が中堅・中小企業の場合にロイヤルティ率が最も高く、次いで個人、大企業、大学及び研究所、海外の場合という順であった。

＜表3-41＞ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果（技術類型別）

技術類型	全体		専用実施権		通常実施権	
	平均 (%)	頻度数	平均 (%)	頻度数	平均 (%)	頻度数
機械	5.23	92	5.58	59	4.61	33
建設、交通	5.60	385	5.67	87	5.60	291
医療	4.42	13	3.94	9	5.50	4
医薬	3.50	17	3.27	13	4.25	4
材料、金属、資源	5.46	56	5.53	40	5.31	16
電気、電子	3.24	54	3.45	27	3.03	27
情報、通信	3.89	32	3.74	17	4.07	15
基礎科学	6.86	7	4.33	3	8.75	4
エネルギー、資源、原子力	5.40	11	-	-	3.68	8
生命工学、農林	3.81	18	3.56	9	4.06	9
化学、化学工程	6.65	19	7.30	11	5.75	8
環境	8.53	50	6.57	21	10.07	26
家庭	3.33	6	3.40	5	3.00	1
海洋、航空	7.53	15	6.50	2	7.69	13
Prob>F	0.0002		0.6624		0.0000	

＜表3-41＞は、技術分類ごとのロイヤルティ率の差が統計的に有意性があるのかどうか分散分析を行い、その結果を示したものである。分析結果を見ると、技術分類ごとの実施料率の差は通常実施権の場合のみ有意であることが分かった。実施料率は通常実施権で契約した場合に環境分野で最も高く、次いで基礎科学、海洋及び航空、化学、建設・交通、医療分野の順であった。また、＜表3-42＞のように、産業分類ごとのロイヤルティ率の差も統計的に有意であることが分かった。

＜表3-42＞ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果（産業分類別）

産業分類	全体		専用実施権		通常実施権	
	平均(%)	頻度数	平均(%)	頻度数	平均(%)	頻度数
農業、林業及び漁業	3.00	1	-	-	3.00	1
電気、ガス、蒸気及び水道事業	3.67	6	5.00	1	3.00	4
下水、廃棄物処理、原料再生及び環境	6.97	26	5.83	9	7.02	15
建設業	6.21	352	6.31	73	6.24	274
卸売及び小売業	3.19	35	3.03	18	3.35	17
出版、映像、放送通信及び情報サービス業	5.04	14	4.81	8	5.33	6
専門科学及び技術サービス業	3.20	24	3.39	9	3.08	15
事業施設管理及び事業支援サービス業	4.00	6	1.00	1	4.60	5
食料品製造業	8.06	9	8.93	7	5.00	2
繊維製品製造業	2.44	5	2.44	5	-	-
革、カバン及び靴製造業	5.00	1	5.00	1	-	-
木材及び木製品製造業	6.85	10	6.50	5	7.20	5
パルプ、紙及び紙製品製造業	5.00	2	5.00	2	-	-
印刷及び記録媒体複製業	5.00	1	-	-	5.00	1
コークス、練炭及び石油精製品製造業	5.00	2	-	-	5.00	2
化学物質及び化学製品製造業	5.80	15	5.75	12	6.00	3
医療用物質及び医薬品製造業	5.00	18	4.00	12	7.00	6
ゴム及びプラスチック製品製造業	4.66	5	3.33	4	10.00	1
非金属鉱物製品製造業	5.32	20	6.67	11	3.67	9
金属加工製品製造業	6.24	34	6.58	20	5.04	13
電子部品、コンピュータ及び通信装備製造業	4.22	23	4.18	19	4.38	4
医療、精密、光学機器及び時計製造業	3.16	7	3.16	7	-	-
電気装備製造業	3.00	38	2.93	19	3.07	19
その他機械及び装備製造業	5.63	47	5.79	24	4.78	20
自動車及びトレーラー製造業	2.50	2	-	-	2.50	2
その他運送装備製造業	7.67	6	13.33	3	2.00	3
家具製造業	1.76	12	1.83	11	1.00	1
その他製品製造業	5.11	54	5.27	22	5.13	31
Prob>F	0.0117		0.3035		0.1336	

＜表3-43＞ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果（実施権の種類別）

実施権の種類	全体		医療用物質及び 医薬品製造業		その他機械及び 装備製造業	
	平均(%)	頻度数	平均(%)	頻度数	平均(%)	頻度数
専用	5.19	303	4.00	12	5.79	24
通常	5.58	459	7.00	6	4.78	20
独占的通常	6.96	13	-	-	10.00	3
Prob>F	0.3547		0.0467		0.0284	

＜表3-43＞は実施権の種類ごとに実施料率に差があるのかについて検証した結果である。全産業について分析したところ、実施権種類ごとの差は統計的に有意性がないことが分かった。ただし、医療用物質及び医薬品製造業と、その他機械及び装備製造業の範囲内については、実施権の種類によって差があった。医薬分野では専用実施権より通常実施権の方が実施料率が高く、機械分野では独占的通常実施権、専用実施権、通常実施権の順に実施料率が高くなっている。

＜表3-44＞ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果（契約期間の基準、実施権の種類別）

契約期間の基準	全体		専用実施権		通常実施権	
	平均 (%)	頻度数	平均 (%)	頻度数	平均 (%)	頻度数
存続期間が基準	4.92	368	4.40	171	5.26	194
特定期間を設定	5.89	393	6.06	126	5.82	257
Prob>F	0.0107		0.0168		0.2142	

ロイヤルティ率の差は契約期間によっても生じ、特許存続期間が基準の場合より特定期間が設定された場合にロイヤルティ率が高いことが分かった。このような差は専用実施権の場合のみ統計的に有意であった。

＜表3-45＞ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果（契約期間別）

契約期間	平均 (%)	頻度数
3年未満	6.45	137
3～5年	5.61	98
5～7年	5.54	97
7～10年	8.13	16
10年以上	4.74	45
Prob>F	0.2058	

＜表3-45＞は契約期間ごとのロイヤルティ率を示している。契約期間が7～10年の場合にロイヤルティ率は最も高くなっているが、このような差に統計的有意性はなかった。

＜表3-46＞ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果（契約の特性別）

契約の特性	有無	平均 (%)	頻度数	契約の特性	有無	平均 (%)	頻度数
単一特許 契約	X	5.58	109	パッケージ ライセンス	X	5.49	723
	0	5.43	666		0	4.94	52
	Prob>F	0.7761			Prob>F	0.47	
特許プール	X	5.44	765	クロス ライセンス	X	5.44	734
	0	6.28	10		0	5.57	41
	Prob>F	0.6191			Prob>F	0.8768	
ハイブリッド ライセンス	X	5.41	768	-			
	0	9.64	7				
	Prob>F	0.0349					

＜表3-46＞は契約の特性によるロイヤルティ率の差が有意であるかどうか分析した結果であるが、単一特許契約の有無、パッケージライセンスの有無、特許プールの有無、クロスライセンスの有無によるロイヤルティの差には統計的有意性はなかった。ただし、ハイブリッドライセンスの場合はそうでない場合に比べてロイヤルティ率が高く、これは統計的に有意性があつた。

＜表3-47＞ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果（その他の実施料別）

契約の特性	有無	平均(%)	頻度数	契約の特性	有無	平均(%)	頻度数
最大 実施料	X	5.39	743	最低 実施料	X	5.44	720
	0	6.75	32		0	5.57	55
	Prob>F	0.155			Prob>F	0.855	
前払い	X	5.47	711	その他 実施料	X	5.40	623
	0	5.17	64		0	5.63	152
	Prob>F	0.6552			Prob>F	0.6381	

＜表3-47＞は、その他の実施料の有無によって実施料率に差が生じるのかどうか検証した結果である。分析の結果、最大実施料と最低実施料など、その他の実施料があればロイヤルティ率はさらに高くなっているが、これは統計的に有意ではない。

＜表3-48＞ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果（ロイヤルティ算定基準、実施権の種類別）

ロイヤルティ算定基準	全体		専用実施権		通常実施権	
	平均(%)	頻度数	平均(%)	頻度数	平均(%)	頻度数
売上高	4.75	573	4.30	240	5.06	327
純利益	9.77	49	12.11	19	8.28	30
製品単位	5.96	48	4.78	18	6.86	29
製造原価	6.07	53	7.62	21	5.15	30
その他	9.35	20	12.87	5	6.61	11
工事契約金	7.20	32	-	-	7.20	32
Prob>F	0		0		0.0008	

＜表3-48＞はロイヤルティ率の算定基準によるロイヤルティ率の差について検証した結果である。分析の結果、純利益が基準の場合に平均ロイヤルティ率は9.77%と最も高く、次いで工事契約金、製造原価、製品単位の順であつた。売上高が基準の場合、平均ロイヤルティ率は4.75%と最も低くなっている。このような差は専用実施権の場合と通常実施権の場合の両方で統計的に有意であることが分かつた。

＜表3-49＞ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果（制限事項別）

制限事項	有無	平均(%)	頻度数	制限事項	有無	平均(%)	頻度数
価格制限	X	5.44	730	生産量制限	X	5.46	768
	0	5.66	45		0	4.00	7
	Prob>F	0.7868			Prob>F	0.4668	
実施範囲制限	X	5.22	538.00	抱き合わせ	X	5.44	770.00
	0	5.97	237.00		0	6.10	5.00
	Prob>F	0.0685			Prob>F	0.7824	
グラントバック	X	5.47	753	取引制限	X	5.35	736
	0	4.84	22		0	7.37	39
	Prob>F	0.5848			Prob>F	0.02	
再実施権許与制限	X	5.47	727	-			
	0	5.13	48				
	Prob>F	0.6619					

＜表3-49＞は制限事項別のロイヤルティ率の差について検証した結果である。分析の結果、実施範囲制限、取引制限を設けた時にロイヤルティ率はより高く、統計的にも有意であった。これは、経済的に価値がある技術であれば実施における制限規定を設ける可能性も高く、ロイヤルティ率も高く設定されるためだと言えるであろう。

＜表3-50＞ロイヤルティ率に関するANOVA分析の結果（その他合意事項別）

制限事項	有無	平均(%)	頻度数	制限事項	有無	平均(%)	頻度数
特許保証	X	5.55	511	不争義務	X	5.36	698
	0	5.26	264		0	6.24	77
	Prob>F	0.472			Prob>F	0.1655	
免責条項	X	5.51	698	実施料不返還条項	X	5.42	711
	0	4.88	77		0	5.76	64
	Prob>F	0.3219			Prob>F	0.6262	

最後に＜表3-50＞は、紛争関連の合意事項によってロイヤルティ率に統計的な差が生じるかどうか検証した結果である。分析の結果、不争義務と実施料不返還条項がある場合には実施料率がより高く設定されている一方で、特許保証と免責条項がある場合は逆に低く設定されていることが明らかになった。しかし、このような合意事項の有無に伴うロイヤルティ率の差には統計的有意性はないことが分かった。

第4章
結果の要約及び示唆点

特許ライセンス契約は一般的に契約当事者間において対外秘で行われることが多いため、ロイヤルティ率、契約条件及び紛争状況などを把握するのは難しい。本課題の目的は特許ライセンス契約を締結した企業を対象にアンケート調査を行って韓国国内における特許ライセンス契約の実態を把握し、関連政策の策定に必要な基礎資料や、特許ライセンス契約時に企業が参考にできるような産業別ロイヤルティ率及び紛争情報を提供することであった。

アンケート調査の結果、計1,053件の特許ライセンス契約事例を収集したが、そのうち中小企業が実施権者である割合は96.7%、中小企業が特許権者である場合は59.4%であった。実施企業が属する産業別に区分すると、建設業が全体の42.2%を占めていた。

ライセンスの類型については、単一特許に対するライセンスが全体の86%と最も多く、パッケージライセンスと相互実施許諾の形がそれぞれ6.9%、5.2%であった。しかし、生命工学、医薬、電気及び電子技術の場合はパッケージライセンスの割合がそれぞれ19.2%、16.7%、14.3%で、先端技術は関連特許をパッケージにしてライセンスする傾向が他の技術に比べて高いということが分かった。

実施料が継続実施料であれば、算定基準が売上高である場合が72.4%と最も高くなっており、ロイヤルティ率の平均は5.5%（純利益基準9.77%、売上高基準4.75%）となっている。実施企業の類型ごとに分類すると、大企業は平均2.4%、中堅企業は3.2%、中小企業は5.5%と、実施企業の規模が小さいほどロイヤルティ率が高くなっていることが分かった。これは、実施企業の予想売上高が大きければロイヤルティ率は低くなるということを意味している。

ロイヤルティ率の差は技術類型によっても生じる。海洋及び航空が9.0%、環境が8.5%、基礎科学が6.9%、生命工学及び農林が6.4%と比較的高く、電気及び電子、家庭、医薬分野はそれぞれ3.3%、3.3%、3.5%と相対的に低くなっている。

ライセンス契約時の制限事項について見ると、全契約のうち49.6%が実施範囲制限、再実施権許与制限、取引制限、価格制限などの制限事項を設けていた。また、全契約の53.8%が紛争関連の合意事項をライセンスの条件として明示しており、そのうち特許保証について明示した割合は32.9%と最も高かった。産業別に見ると、食料品製造業（90%）、医療用物質及び医薬品製造業（78.9%）、専門科学及び技術サービス業（71.4%）、電子部品・コンピュータ・映像・音響及び通信装備製造業（68%）は他の産業に比べて紛争関連の合意事項を設ける割合が高くなっていた。

実際にライセンス紛争が発生したと回答した72件（6.8%）の原因としては、特許保証関連が38件と最も多く、次いでロイヤルティ算定基準、実施料支払い関連がそれぞれ17件、11件であった。この他に、不爭義務違反、実施料返還、グラントバック関連の原因もそれぞれ5件、5件、1件あることが分かった。産業別に見ると、建設及び交通分野における紛争発生頻度（計72件のうち39件）が最も多かったが、ライセンス契約期間中の紛争発生割合は生命工学・農林が19.2%、医薬が11.1%、環境が9%と相対的に高いことが分かった。

本調査は、過去5年間に韓国国内で締結された企業間の特許ライセンス契約について調査したものとして意味がある。公共のR&D技術移転の場合は、企業間のライセンス契約に比べると関係部処が比較的簡単に情

報収集することが可能で、ロイヤルティ率に関するDBを構築することができている。しかし、本調査の結果から分かるように、特許権者の類型によって実施料率には差があるため⁸、企業間の特許ライセンス契約に大学及び公共（研）の技術移転に関する情報を用いるのには無理がある。また、旧技術取引所による「産業業種別平均ロイヤルティ率（2004）」は過去の情報で、現時点で参考にするには限界がある。

そこで、韓国国内の民間技術仲介業者はktMINEやAUS consultingなどの海外の技術仲介機関が提供するロイヤルティ率DBを購入し、技術取引時に参考にしている。しかし、海外の技術取引市場は市場規模、技術水準、市場環境などの面で国内市場とはかなり異なるため、海外市場の平均ロイヤルティ率を韓国国内にそのまま適用することは困難である。実際、本調査での平均ロイヤルティ率は5.5%（売上高基準4.75%）で、AUS consultingが提示した7.04%とは差が大きく開いている。産業分類の基準に差異はあるが、特に環境分野（国内7%、海外5.3%）、食料品製造業（国内8.1%、海外3.9%）、医薬品製造業（国内5%、海外7.7%）は相対的に大きな差があった一方で、電子（国内4.2%、海外4.4%）、機械（国内5.6%、海外5.3%）分野は他の分野に比べて相対的に差が小さかった。

本調査により1,053件のライセンス契約情報を収集したが、信頼性のある平均ロイヤルティ率を提示するには産業ごとにさらに多くのライセンス契約情報が必要である。収集したライセンス契約のうち、衣服、衣服アクセサリ及び毛皮製品製造業（1件）、革、カバン及び靴製造業（1件）、パルプ、紙及び紙製品製造業（2件）、コークス、練炭及び石油精製品製造業（3件）、1次金属産業（3件）などの産業ではサンプル数が少ないため、平均ロイヤルティ率を算出するには無理があった。そのため、今後さらに持続的な調査を行って統計的信頼性を確保しなければならない。

韓国国内は技術取引件数自体が不足しているうえ、技術取引情報が所管部処別に分散（韓国発明振興会、技術保証基金、韓国産業技術振興院など）しており、統合的な産業別ロイヤルティDBの管理及び活用が行われていない。国内の民間技術仲介業者もほとんど零細であるため、独自でロイヤルティ率に関するDBを構築するのは難しいという現状がある。そこで民間及び公共の技術取引機関における情報共有や共同DB構築といった協力システムを構築し、ロイヤルティ率DBの活用性・信頼性向上策について検討する必要がある。

⁸ 調査の結果、特許権者が大学・研究所の場合は平均ロイヤルティ率が4.20%と、個人6.37%、中小企業5.82%、中堅企業5.91%、大企業4.43%に比べて低いことが分かった。実際に統計的有意水準を考慮しても、特許権者の類型によるこのような差は統計的に有意である。



参考文献

- ノ・ギョンソプ、知的財産ライセンス契約におけるライセンシー保護に関する研究、知的財産研究（2012.9）
- チェ・チホ、特許権実施契約における実施権者の不爭義務に関する法的な考察、知的財産研究（2008.6）
- イ・スミ、パク・ヨンス、特許権消尽の原則と条件付販売の間の調和と衝突に関する研究 - 米国でのQuanta判決以後の消耗品販売関連事件を中心に、法学研究（2014.12）
- ペク・ヒョンギ、ライセンス濫用と独占規制法適用の限界 - 米英の事例を中心に、企業法研究（2006.6）
- クォン・ヨングァン、標準必須特許（SEPs）のFRAND実施料算定基準に関する研究、知的財産研究（2016.6）
- キム・スチョル、実施権者の無効審判請求の適格に関する考察、知的財産研究（2010.6）
- イ・ファン、FRAND確約違反と特許威嚇（Hold-up）に対する公正取引法上の規制の基準、ジャスティス（2012.4）
- チョ・ヨンソン、特許法第5版、博英社（2015）
- 竹田稔、知的財産侵害要論（特許・意匠・商標編）第5版、発明協会（2007）536頁
- イ・ファン他4人、知的財産権の不当な行使に関する審査指針改善策の研究、公正取引委員会（2014）

付録

付録1 ライセンス実態調査表

付録2 統計表

付録1 ライセンス実態調査表

企業名		産業分類* (下記の産業分類表から 一つだけ選択)		主な事業製品名**
企業（本社） の所在地	①ソウル特別市 ⑨江原道 ②釜山広域市 ⑩京畿道 ③大邱広域市 ⑪忠清北道 ④大田広域市 ⑫忠清南道 ⑤光州広域市 ⑬慶尚北道 ⑥仁川広域市 ⑭慶尚南道 ⑦蔚山広域市 ⑮全羅北道 ⑧世宗特別自治市 ⑯全羅南道 ⑰済州島			所属部署/肩書
				連絡先
				電子メール

9次標準産業分類（新分類）	
1. 農業、林業及び漁業	23. コークス、練炭及び石油精製品製造業
2. 鉱業	24. 化学物質及び化学製品製造業
3. 電気、ガス、蒸気及び水道事業	25. 医療用物質及び医薬品製造業
4. 下水、廃棄物処理、原料再生及び環境復元業	26. ゴム及びプラスチック製品製造業
5. 建設業	27. 非金属鉱物製品製造業
6. 卸売及び小売業	28. 第1次金属産業
7. 運輸業	29. 金属加工製品製造業
8. 宿泊及び飲食店業	30. 電子部品、コンピュータ、映像、音響及び通信装備製造業
9. 出版、映像、放送通信及び情報サービス業	31. 医療、精密、光学機器及び時計製造業
10. 金融及び保険業	32. 電気装備製造業
11. 不動産及び賃貸業	33. その他機械及び装備製造業
12. 専門科学及び技術サービス業	34. 自動車及びトレーラー製造業
13. 事業施設管理及び事業支援サービス業	35. その他運送装備製造業
14. 食料品製造業	36. 家具製造業
15. 飲料製造業	37. その他製品製造業
16. タバコ製造業	38. 公共行政、国防及び社会保障行政
17. 繊維製品製造業	39. 教育サービス業
18. 衣服、衣服アクセサリ及び毛皮製品製造業	40. 保健業及び社会福祉サービス業
19. 革、カバン及び靴製造業	41. 芸術、スポーツ及び余暇関連サービス業
20. 木材及び木製品製造業	42. 協会及び団体、修理及びその他個人サービス業
21. パルプ、紙及び紙製品製造業	43. 世帯内の雇用活動及び分類外の自己消費生産活動
22. 印刷及び記録媒体複製業	44. 国際及び外国機関

- (例1) 『産業分類』:32. 電気装備製造業 『主な事業製品名』:変圧器
- (例2) 『産業分類』:34. 自動車及びトレーラー製造業 『主な事業製品名』:自動車用エンジン

I. 一般事項

1. 回答機関の類型（該当欄にVを表示）

- ①大企業¹⁾
- ②中堅企業²⁾
- ③中小企業³⁾（ベンチャー企業/INNO-BIZ企業を含む）
- ④大学、公共研究機関
- ⑤個人
- ⑥海外企業

- 1) **大企業**：毎年、公正取引委員会が指定する「相互出資制限企業集団」、資産合計が10兆ウォン以上の企業（2017.5.1時点、31の企業集団を指定）
- 2) **中堅企業**：大企業（相互出資制限企業）と中小企業の間位置する企業
- 3) **中小企業**：『中小企業基本法』第2条第1項及び同法施行令第3条（中小企業の範囲）に基づき、該当企業が営む主な業種と該当企業の平均売上高又は年間売上高（以下、「平均売上高など」）が施行令別表1の業種別基準に適合し（例：衣服製造業 - 平均売上高など1,500億ウォン以下）、資産総額が5千億ウォン未満の企業

II. 特許実施契約関連の細部事項

***特許実施契約**とは、特許技術を保有する所有権者（特許権者）が需要者（実施権者）から一定の実施料金を受け取って該当技術の独占使用あるいは通常使用を認める契約です。本調査は特許実施契約締結時の特許契約の類型及び期間、実施料の支払い及び算定基準などについての質問事項です。**特許実施契約1件**についてお答えください。

1. 回答者が所属する機関（御社）が特許権者・実施権者のどちらであるか、及び相手企業の類型（該当欄にVを表示）

回答機関 (回答者の所属機関)	契約相手の類型	
① 特許権者 (licensor)	①大企業	④大学、公共研究機関
② 実施権者 (licensee)	②中堅企業	⑤個人
	③中小企業（ベンチャー企業/INNO-BIZ企業を含む）	⑥海外企業

2. 実施権設定対象となる特許技術の分類（該当欄にVを表示、実施契約1件に複数の技術が含まれる場合は複数回答可）

技術分類			
①	機械	⑧	基礎科学
②	建設、交通	⑨	エネルギー、資源、原子力
③	医療	⑩	生命工学、農林
④	医薬	⑪	化学、化学工程
⑤	材料、金属、資源	⑫	環境
⑥	電気、電子	⑬	家庭
⑦	情報、通信	⑭	海洋、航空

3. 実施権の種類及び契約期間（該当欄にVを表示）

3.1 実施権の種類		3.2 契約期間		
		存続期間を基準とする場合		特定期間を設定する場合
①	専用実施権 ¹⁾	①	特許権存続期間の満了まで	(年 月)
②	通常実施権 ²⁾	②	特許権存続期間満了後も一定期間ロイヤルティを	
③	独占的通常実施権 ³⁾		支払う	

- 1) **専用実施権**：設定契約で定めた範囲内で業としてその特許発明を実施する権利を独占するもので、特許権者は同一の内容の権利を第三者に重複して設定することはできず、特約がない限り、特許権者であっても同一の範囲内では権利を行使できないことが原則。専用実施権設定登録が必要である。
- 2) **通常実施権**：同一の範囲内で複数人に重複して実施権を契約することができ、設定登録は必須ではない。
- 3) **独占的通常実施権**：実施権の内容が専用実施権ではなく設定登録がされていない場合で、第三者に重複して実施許諾をしないものとする場合（不完全独占的通常実施権）と、第三者はもちろん特許権者自身も実施しないものとする場合（完全独占的通常実施権）が含まれる。

4. 実施権に関する契約の特性（該当欄にVを表示、複数回答可）

- ①一つの特許技術に対する実施権契約
- ②パッケージライセンス (Package License) ¹⁾
- ③特許プール (Patent Pool) ²⁾
- ④相互実施許諾 (Cross License) ³⁾
- ⑤ハイブリッドライセンス (Hybrid License) ⁴⁾
- ⑥FRAND確約⁵⁾した標準必須特許に対するライセンス

- 1) **パッケージライセンス**：関連する多数の特許をまとめてライセンスする場合
- 2) **特許プール**：複数の特許権者がそれぞれ保有している特許を集めて相互に、又は第三者に共同で実施させる場合
- 3) **相互実施許諾**：それぞれ必要とする相手の特許権に対して個別的に特許実施許諾契約を締結する場合
- 4) **ハイブリッドライセンス**：特許、商標、デザイン、ノウハウなどを全てまとめて単一のライセンス契約として締結する場合
- 5) **FRAND確約**：国際標準化機構は、標準技術関連の知的財産権の開示義務とともに、特許権者が公正で、合理的かつ非差別的な (Fair, Reasonable and Non-discriminatory, FRAND) 条件を遵守して第三者に実施許諾をするという自発的な宣言を提出することを要求しており、これに関する特許権者の約束をFRAND確約 (FRAND commitment) という。

5. 実施料支払いの類型及び算定基準（該当欄にVを表示）

実施料支払いの類型				5.3 実施料算定基準		5.4 実施料率	
5.1 継続vs定額		5.2 その他の実施料項目の存在有無（複数回答可）				（定率&変動のいずれかを選択）	
①	継続実施料 ¹⁾	①	最大実施料 ³⁾	①	売上高基準	定率	() %
		②	最低実施料 ⁴⁾	②	純利益基準		変動
②	定額実施料 ²⁾	③	前払金 ⁵⁾	③	製品産出単位基準	()カ月まで() %	
		④	その他実施料項目なし	④	製造原価基準	()カ月まで() %	
				⑤	その他 ()	()カ月まで() %	
<p>（上記の基準を把握することが困難である場合、下に実施料率の算定式を書いてください。）</p>							

- 1) **継続実施料 (Running Royalty)** : 実施権者が当該の特許技術を用いて製品の製造、販売などを行う場合、一定周期で売上高、又は販売価格、販売利益などに対して一定の割合で実施料を支払うこと
- 2) **定額実施料 (Fixed Royalty)** : 技術使用の対価を一括で支払う形態で、通常は頭金 (initial payment) と継続実施料 (running royalty) を区分せずにまとめて支払う契約 (lump sum契約、一括払い) と、一定期間ごとに一回ずつ周期的に定額を支払う契約が含まれる
- 3) **最大実施料** : 一定基準を超える実施料については、当該超過分を支払わないことで合意した実施料
- 4) **最低実施料** : 実際に産出した結果、一定の実施料基準に達していない場合には実際の産出数値を適用せず、予め定めておいた固定の実施料を支払うこと
- 5) **前払金** : 実施権契約の成立時に、契約期間中に発生する実施料の一部を予め頭金 (Initial Payment) として支払う契約金形態

6. 実施権設定契約締結時に設けた制限（又は条件）事項（該当欄にVを表示、複数回答可）

- ①価格制限
- ②生産量制限
- ③実施範囲制限（地域制限、輸出制限、取引相手と利用分野の制限など）
- ④抱き合わせ (Tying) 又はまとめ売り (Bundling) ¹⁾
- ⑤グラントバック (Grantbacks) ²⁾
- ⑥取引制限³⁾
- ⑦再実施権許与制限
- ⑧その他 (_____)

- 1) **抱き合わせ又はまとめ売り** : 当該の特許発明に対する実施権契約時に他の商品又は技術も購入させること
- 2) **グラントバック** : 実施権者に対して、実施品目の改良事項を特許権者に報告又は通知するようにさせる、あるいは技術を改良した場合には特許権者に譲渡又は実施許諾をさせる、あるいは特許権者を共同発明者として登録させること
- 3) **取引制限** : 特許権者の特許と競争関係にある特許を使用できないようにする、あるいは競争関係にある特許を使用したい場合は特許権者の承認を得るようにさせること

7. 実施権設定契約締結時に明示した特許紛争関連の合意事項（該当欄にVを表示、複数回答可）

- ①特許保証（特許技術の性能保証、特許の有効性保証、第三者特許に対する非侵害保証など）
- ②不爭義務¹⁾
- ③特許権者免責条項²⁾
- ④実施料不返還条項³⁾

- 1) **不爭義務** : 実施権者に対し、特許権の有効性をめぐって争わないという条件を課すもの
- 2) **免責条項** : 実施権者が特許技術を実施するに当たって他人の特許侵害などの責任を負うことになっても特許権者はそれに対する責任を負わないという条件を課すもの
- 3) **不返還条項** : 今後、特許権が無効になっても既に支払った実施料は返還しないという条件を課すもの

III. 特許実施関連紛争

8. 特許実施権契約に関して紛争が生じたことがある場合、その原因（該当欄にVを表示、複数回答可）

- ①特許保証関連（特許技術の性能保証、特許の有効性保証、第三者特許に対する非侵害保証など）
- ②不爭義務の違反関連
- ③実施料算定基準関連
- ④実施料支払い関連
- ⑤特許が無効となった場合などにおける既に支払った実施料の返還問題関連
- ⑥改良技術の提供など、グラントバックの関連
- ⑦その他（ ）
- ⑧特許紛争が生じたことがない



付録2 統計表

<表A-1>業種(産業分類)

(単位：件、%)

区分		事例数	農業・ 林業及び 漁業	電気・ ガス・ 蒸気・ 水道	下水廃棄物・ 原料再生・ 環境復元	建設業	卸売 及び 小売業
全体		1,053	0.1	0.8	3.6	42.2	3.7
回答機関の 類型	大企業	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	0.0	0.0	4.0	28.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	1,018	0.1	0.8	3.6	42.9	3.8
実施権の 類型	専用実施権	431	0.0	0.7	2.8	20.9	4.4
	通常実施権	605	0.2	0.7	4.0	57.5	3.3
	独占的通常実施権	17	0.0	5.9	11.8	35.3	2.2
契約相手の 類型	大企業	38	0.0	0.0	10.5	15.8	13.2
	中堅企業	46	0.0	2.2	4.3	54.3	6.5
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	625	0.2	1.0	3.0	51.2	2.6
	大学、公共機関	138	0.0	0.7	5.8	23.2	3.6
	個人	197	0.0	0.0	2.5	31.0	5.1
	海外企業	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	0.0	0.8	1.7	6.8	1.7
	建設、交通	493	0.0	0.6	0.6	79.7	3.4
	医療	15	0.0	0.0	0.0	20.0	33.3
	医薬	18	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1
	材料、金属、資源	91	0.0	1.1	0.0	11.0	8.8
	電気、電子	98	0.0	3.1	0.0	5.1	2.0
	情報、通信	62	0.0	0.0	0.0	3.2	0.0
	基礎科学	10	0.0	0.0	0.0	30.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0
	生命工学、農林	26	3.8	0.0	11.5	0.0	11.5
	環境、化学工程	34	0.0	0.0	2.9	5.9	0.0
	環境	89	0.0	0.0	39.3	15.7	0.0
	家庭	11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	海洋、航空	26	0.0	0.0	0.0	65.4	0.0
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	電気ガス、蒸気及び空調供給業	8	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	建設業	444	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	卸売及び小売業	39	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

<続く>

<表A-1>業種(産業分類)

(単位：件、%)

区分		事例数	運輸業	出版・映像・放送通信及び情報サービス業	金融及び保険業	専門科学及び技術サービス業	事業施設管理及び事業支援サービス業
全体		1,053	0.1	2.0	0.5	2.7	0.9
回答機関の 類型	大企業	10	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/innobiz)	1,018	0.0	2.1	0.0	2.8	1.0
実施権の 類型	専用実施権	431	0.2	2.8	0.0	2.3	0.7
	通常実施権	605	0.0	1.5	0.8	3.0	1.0
	独占的通常実施権	17	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9
契約相手の 類型	大企業	38	0.0	0.0	0.0	18.4	0.0
	中堅企業	46	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/innobiz)	625	0.2	0.8	0.0	1.8	0.6
	大学、公共機関	138	0.0	2.9	0.0	4.3	2.2
	個人	197	0.0	5.1	2.5	1.5	1.5
	海外企業	9	0.0	22.2	0.0	11.1	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	0.0	1.7	0.0	2.5	0.0
	建設、交通	493	0.0	0.2	0.0	1.2	0.2
	医療	15	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医薬	18	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0
	材料、金属、資源	91	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2
	電気、電子	98	0.0	1.0	0.0	3.1	1.0
	情報、通信	62	1.6	24.2	8.1	12.9	0.0
	基礎科学	10	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	生命工学、農林	26	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	環境、化学工程	34	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0
	環境	89	0.0	0.0	0.0	2.2	6.7
	家庭	11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	海洋、航空	26	0.0	0.0	0.0	11.5	0.0
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	444	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	卸売及び小売業	39	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸及び倉庫業	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

<続く>

＜表A-1＞業種(産業分類)

(単位：件、%)

区分		事例数	食料品 製造業	繊維製品 製造業	衣服・衣服 アクセサリ 及び毛皮製品 製造業	革・カバン 及び靴 製造業	木材及び 木製品 製造業
全体		1,053	0.9	0.8	0.1	0.1	1.0
回答機関の 類型	大企業	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	1,018	1.0	0.8	0.1	0.1	1.1
実施権の 類型	専用実施権	431	1.9	1.4	0.0	0.2	1.2
	通常実施権	605	0.3	0.3	0.2	0.0	1.0
	独占的通常実施権	17	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
契約相手の 類型	大企業	38	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	46	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	625	0.6	0.0	0.0	0.0	0.8
	大学、公共機関	138	1.4	2.9	0.7	0.0	1.4
	個人	197	2.0	2.0	0.0	0.5	1.5
	海外企業	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設、交通	493	0.0	0.2	0.0	0.0	1.2
	医療	15	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医薬	18	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	材料、金属、資源	91	0.0	5.5	0.0	1.1	5.5
	電気、電子	98	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報、通信	62	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	基礎科学	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	生命工学、農林	26	19.2	0.0	3.8	0.0	0.0
	環境、化学工程	34	2.9	8.8	0.0	0.0	0.0
	環境	89	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	家庭	11	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1
	海洋、航空	26	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	2.2	1.8	0.2	0.2	2.4
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	444	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	卸売及び小売業	39	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

＜続く＞

<表A-1>業種(産業分類)

(単位: 件、%)

区分		事例数	パルプ・紙及び紙製品製造業	印刷及び記録媒体複製業	コークス・練炭及び石油精製品製造業	化学物質及び化学製品製造業	医療用物質及び医薬品製造業
全体		1,053	0.2	0.3	0.3	2.2	1.8
回答機関の 類型	大企業	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	0.0	0.0	0.0	0.0	16.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	1,018	0.2	0.3	0.3	2.3	1.5
実施権の 類型	専用実施権	431	0.5	0.5		4.4	3.0
	通常実施権	605	0.0	0.0	0.0	0.7	1.0
	独占的通常実施権	17	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
契約相手の 類型	大企業	38	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	46	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	625	0.3	0.3	0.5	1.1	1.3
	大学、公共機関	138	0.0	0.7	0.0	8.0	4.3
	個人	197	0.0	0.0	0.0	2.5	2.0
	海外企業	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設、交通	493	0.0	0.0	0.0	0.6	0.8
	医療	15	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医薬	18	0.0	0.0	0.0	0.0	61.1
	材料、金属、資源	91	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	電気、電子	98	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0
	情報、通信	62	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0
	基礎科学	10	0.0	0.0	0.0	10.1	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	0.0	4.3	0.0	0.0	4.3
	生命工学、農林	26	0.0	0.0	0.0	15.4	11.5
	環境、化学工程	34	0.0	2.9	8.8	29.4	0.0
	環境	89	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0
	家庭	11	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0
海洋、航空	26	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	0.4	0.7	0.7	5.0	4.2
	電気ガス、蒸気及び空調供給業	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	444	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	卸売及び小売業	39	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

< 続 >

＜表A-1＞業種（産業分類）

（単位：件、％）

区分		事例数	ゴム及び プラスチック 製品製造業	非金属 鉱物製品 製造業	1次 金属産業	金属加工 製品 製造業	電子部品・ コンピュータ・ 映像・音響及び 通信装備製造業
全体		1,053	1.7	2.8	0.3	4.5	4.7
回答機関の 類型	大企業	10	0.0	30.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	4.0	0.0	8.0	0.0	24.0
	中小企業（ベンチャー企業/inno-biz）	1,018	1.7	2.6	0.1	4.6	4.3
実施権の 類型	専用実施権	431	3.0	3.7	0.5	5.3	8.8
	通常実施権	605	0.8	2.1	0.2	3.8	1.8
	独占的通常実施権	17	0.0	0.0	0.0	5.9	5.9
契約相手の 類型	大企業	38	0.0	0.0	0.0	5.3	7.9
	中堅企業	46	2.2	0.0	0.0	2.2	2.2
	中小企業（ベンチャー企業/inno-biz）	625	1.9	3.4	0.2	5.6	4.5
	大学、公共機関	138	1.4	1.4	0.7	2.2	3.6
	個人	197	1.0	1.5	0.0	3.0	6.6
	海外企業	9	11.1	33.3	11.1	0.0	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	1.7	4.2	0.0	8.5	0.8
	建設、交通	493	0.85	1.8	0.0	3.2	0.0
	医療	15	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医薬	18	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	材料、金属、資源	91	4.4	9.9	3.3	18.7	1.1
	電気、電子	98	1.0	0.0	0.0	3.1	25.5
	情報、通信	62	0.0	0.0	0.0	0.0	37.1
	基礎科学	10	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	4.3	4.3	8.7	8.7	0.0
	生命工学、農林	26		3.8	0.0	7.7	0.0
	環境、化学工程	34	11.8	5.9	0.0	2.9	2.9
	環境	89	2.2	10.1	0.0	0.0	1.1
	家庭	11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海洋、航空	26	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	3.9	6.3	0.7	10.3	10.9
	電気ガス、蒸気及び空気が調節供給業	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	444	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	卸売及び小売業	39	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

＜続く＞

<表A-1>業種(産業分類)

(単位：件、%)

区分		事例数	医療・精密・光学機器及び時計製造業	電気装備製造業	その他機械及び装備製造業	自動車及びトレーラー製造業	その他運送装備製造業
全体		1,053	0.9	5.0	5.6	0.8	0.9
回答機関の 類型	大企業	10	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	0.0	0.0	0.0	12.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	1,018	1.0	5.2	5.6	0.5	0.9
実施権の 類型	専用実施権	431	2.3	7.2	7.7	0.9	1.2
	通常実施権	605	0.0	3.6	3.6	0.7	0.7
	独占的通常実施権	17	0.0	0.0	23.5	0.0	0.0
契約相手の 類型	大企業	38	0.0	2.6	23.7	2.2	2.6
	中堅企業	46	0.0	10.9	0.0	1.0	2.2
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	625	0.5	4.2	3.8	0.7	0.5
	大学、公共機関	138	1.4	7.2	8.7	0.0	2.9
	個人	197	2.5	5.6	7.1	0.0	0.0
	海外企業	9	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	0.8	5.1	39.8	0.0	2.5
	建設、交通	493	0.0	0.0	0.6	0.0	0.8
	医療	15	40.0	0.0	6.7	0.0	0.0
	医薬	18	0.0	0.0	0.0	3.3	0.0
	材料、金属、資源	91	0.0	6.6	2.2	0.0	0.0
	電気、電子	98	0.0	34.7	2.0	0.0	1.0
	情報、通信	62	0.0	9.7	0.0	0.0	0.0
	基礎科学	10	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	4.3	17.4	26.1	0.0	4.3
	生命工学、農林	26	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	環境、化学工程	34	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	環境	89	1.1	2.2	4.5	0.0	0.0
	家庭	11	0.0	9.1	0.0	9.1	0.0
	海洋、航空	26	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	2.2	11.6	12.9	1.8	2.0
	電気ガス、蒸気及び空気が調節供給業	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	444	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	卸売及び小売業	39	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

<続く>

＜表A-1＞業種(産業分類)

(単位：件、%)

区分		事例数	家具 製造業	その他 製品製造業	芸術・スポーツ 及び余暇関連 サービス業
全体		1,053	1.9	6.6	0.1
回答機関の 類型	大企業	10	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	0.0	4.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	1,018	2.0	6.8	0.1
実施権の 類型	専用実施権	431	4.4	7.0	0.2
	通常実施権	605	0.2	6.4	0.0
	独占的通常実施権	17	0.0	5.9	0.0
契約相手の 類型	大企業	38	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	46	0.0	6.5	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	625	2.1	6.2	0.0
	大学、公共機関	138	0.0	7.2	0.0
	個人	197	3.6	8.6	0.5
	海外企業	9	0.0	11.1	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	0.0	16.1	0.0
	建設、交通	493	0.0	3.9	0.0
	医療	15	0.0	0.0	0.0
	医薬	18	0.0	0.0	0.0
	材料、金属、資源	91	9.9	3.3	0.0
	電気、電子	98	5.1	11.2	0.0
	情報、通信	62	0.0	1.6	0.0
	基礎科学	10	0.0	0.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	0.0	8.7	0.0
	生命工学、農林	26	0.0	7.7	0.0
	環境、化学工程	34	0.0	8.8	0.0
	環境	89	0.0	10.1	0.0
	家庭	11	54.5	9.1	0.0
海洋、航空	26	0.0	15.4	3.8	
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	4.4	15.3	0.0
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	0.0	0.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	0.0	0.0	0.0
	建設業	444	0.0	0.0	0.0
	卸売及び小売業	39	0.0	0.0	0.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	0.0	0.0	0.0
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	0.0	0.0	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	0.0	0.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	100.0

* 回答者ベース：全特許ロイヤルティ率契約件数 (n=1,053)

<表A-2> 企業（本社）の所在地

(単位：件、%)

区分		事例数	ソウル	釜山	大邱	大田	光州	仁川
全体		1,053	16.6	5.2	3.6	4.0	2.8	3.8
回答機関の 類型	大企業	10	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	40.0	0.0	4.0	0.0	0.0	24.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	1,018	15.4	5.4	3.6	4.1	2.8	3.3
実施権の 類型	専用実施権	431	21.3	4.9	5.1	4.9	3.2	7.0
	通常実施権	605	13.1	5.6	2.6	2.8	2.5	1.7
	独占的通常実施権	17	23.5	0.0	0.0	23.5	0.0	0.0
契約相手の 類型	大企業	38	36.8	5.3	0.0	2.6	0.0	0.0
	中堅企業	46	10.9	4.3	6.5	2.2	2.2	4.3
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	625	15.0	4.8	4.2	3.4	3.2	2.7
	大学、公共機関	138	10.9	7.2	1.4	6.5	3.6	2.9
	個人	197	21.8	5.6	3.6	5.1	1.5	8.1
	海外企業	9	44.4	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	10.2	11.0	4.2	9.3	3.4	1.7
	建設、交通	493	14.8	4.7	3.7	2.4	2.6	1.4
	医療	15	53.3	20.0	0.0	0.0	6.7	0.0
	医薬	18	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6
	材料、金属、資源	91	7.7	5.5	2.2	2.2	2.2	9.9
	電気、電子	98	22.4	10.2	5.1	3.1	0.0	13.3
	情報、通信	62	40.3	3.2	3.2	4.8	1.6	3.2
	基礎科学	10	20.0	10.0	0.0	10.0	0.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	13.0	8.7	0.0	17.4	4.3	0.0
	生命工学、農林	26	23.1	0.0	3.8	0.0	0.0	3.8
	環境、化学工程	34	11.8	5.9	0.0	2.9	5.9	11.8
	環境	89	9.0	0.0	3.4	7.9	4.5	1.1
	家庭	11	0.0	0.0	18.2	0.0	27.3	9.1
	海洋、航空	26	0.0	11.5	0.0	0.0	0.0	0.0
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	14.0	5.9	4.6	5.0	2.8	7.0
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	12.5
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	15.8	0.0	7.9	2.6	5.3	0.0
	建設業	444	13.7	5.9	2.9	1.8	2.9	1.4
	卸売及び小売業	39	35.9	0.0	0.0	0.0	2.6	0.0
	運輸及び倉庫業	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	42.9	4.8	0.0	23.8	0.0	4.8
	金融及び保険業	5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	50.0	3.6	0.0	17.9	0.0	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

< 続く >

＜表A-2＞企業（本社）の所在地

(単位：件、%)

区分		事例数	蔚山	世宗	江原	京畿	忠北	忠南
全体		1,053	0.9	0.3	8.0	23.7	3.7	5.2
回答機関の 類型	大企業	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0
	中堅企業	25	0.0	0.0	0.0	20.0	8.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	1,018	1.0	0.3	8.3	24.1	3.6	5.2
実施権の 類型	専用実施権	431	0.2	0.0	4.6	23.9	5.8	4.2
	通常実施権	605	1.3	0.5	10.6	23.6	2.0	6.0
	独占的通常実施権	17	5.9	0.0	0.0	23.5	11.8	5.9
契約相手の 類型	大企業	38	0.0	0.0	0.0	21.1	0.0	23.7
	中堅企業	46	2.2	0.0	4.3	17.4	2.2	2.2
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	625	0.6	0.5	10.6	22.4	2.7	5.6
	大学、公共機関	138	2.2	0.0	8.0	25.4	6.5	5.1
	個人	197	1.0	0.0	2.0	28.9	5.6	1.5
	海外企業	9	0.0	0.0	11.1	22.2	11.1	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	0.0	0.8	5.1	31.4	5.9	7.6
	建設、交通	493	1.0	0.2	8.5	23.7	2.0	5.7
	医療	15	0.0	0.0	0.0	13.3	6.7	0.0
	医薬	18	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0
	材料、金属、資源	91	0.0	0.0	7.7	25.3	13.2	0.0
	電気、電子	98	2.0	0.0	9.2	21.4	2.0	3.1
	情報、通信	62	0.0	0.0	1.6	22.6	3.2	4.8
	基礎科学	10	0.0	0.0	30.0	0.0	20.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	4.3	0.0	0.0	30.4	8.7	0.0
	生命工学、農林	26	3.8	0.0	11.5	30.8	3.8	7.7
	環境、化学工程	34	0.0	2.9	8.8	20.6	2.9	2.9
	環境	89	1.1	0.0	11.2	23.6	2.2	5.6
	家庭	11	0.0	0.0	0.0	27.3	9.1	0.0
	海洋、航空	26	0.0	0.0	3.8	3.8	0.0	30.8
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	0.2	0.4	8.8	24.5	5.0	4.6
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	12.5
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	2.6	0.0	10.5	31.6	2.6	7.9
	建設業	444	1.6	0.2	8.8	22.5	1.8	6.8
	卸売及び小売業	39	0.0	0.0	0.0	38.5	17.9	0.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	0.0	0.0	0.0	3.6	0.0	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	0.0	0.0	0.0	30.0	0.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

＜続く＞

<表A-2> 企業（本社）の所在地

(単位：件、%)

区分		事例数	慶北	慶南	全北	全南	済州
全体		1,053	4.7	4.0	5.7	5.9	1.9
回答機関の 類型	大企業	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	1,018	4.7	4.1	5.9	6.1	2.0
実施権の 類型	専用実施権	431	2.1	3.0	4.9	3.9	0.9
	通常実施権	605	6.6	4.6	6.4	7.4	2.6
	独占的通常実施権	17	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0
契約相手の 類型	大企業	38	2.6	5.3	2.6	0.0	0.0
	中堅企業	46	15.2	15.2	8.7	2.2	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	625	4.8	4.0	5.9	7.5	2.1
	大学、公共機関	138	4.3	2.9	5.8	5.8	1.4
	個人	197	2.5	2.0	5.1	3.0	2.5
	海外企業	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	0.0	3.4	1.7	4.2	0.0
	建設、交通	493	6.9	6.3	7.7	5.5	2.8
	医療	15	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医薬	18	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0
	材料、金属、資源	91	9.9	5.5	4.4	3.3	1.1
	電気、電子	98	0.0	0.0	5.1	1.0	2.0
	情報、通信	62	1.6	0.0	4.8	4.8	0.0
	基礎科学	10	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	0.0	4.3	4.3	4.3	0.0
	生命工学、農林	26	0.0	0.0	3.8	3.8	3.8
	環境、化学工程	34	8.8	2.9	11.8	0.0	0.0
	環境	89	7.9	1.1	2.2	16.9	2.2
	家庭	11	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0
	海洋、航空	26	7.7	15.4	0.0	26.9	0.0
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	2.8	2.0	5.5	6.3	0.4
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	5.3	0.0	2.6	0.0	5.3
	建設業	444	7.4	6.3	6.8	6.1	3.2
	卸売及び小売業	39	2.6	2.6	0.0	0.0	0.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	0.0	0.0	0.0	0.0	9.5
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	0.0	10.7	7.1	7.1	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	0.0	10.0	10.0	40.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

* 回答者ベース:全特許ロイヤルティ率契約件数 (n=1,053)

＜表A-3＞回答機関の類型

(単位：件、%)

区分		事例数	大企業	中堅企業	中小企業（ベンチャー企業/innobizを含む）
全体		1,053	0.9	2.4	96.7
回答機関の 類型	大企業	10	100.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	0.0	100.0	0.0
	中小企業（ベンチャー企業/innobiz）	1,018	0.0	0.0	100.0
実施権の 類型	専用実施権	431	0.7	5.1	94.2
	通常実施権	605	1.2	0.5	98.3
	独占的通常実施権	17	0.0	0.0	100.0
契約相手の 類型	大企業	38	5.3	2.6	92.1
	中堅企業	46	0.0	4.3	95.7
	中小企業（ベンチャー企業/innobiz）	625	0.0	1.3	98.7
	大学、公共機関	138	0.0	2.9	97.1
	個人	197	2.5	4.6	92.9
	海外企業	9	33.3	11.1	55.6
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	3.4	2.5	94.1
	建設、交通	493	0.0	1.4	98.6
	医療	15	0.0	0.0	100.0
	医薬	18	0.0	16.7	83.3
	材料、金属、資源	91	1.1	2.2	96.7
	電気、電子	98	0.0	6.1	93.9
	情報、通信	62	8.1	0.0	91.9
	基礎科学	10	0.0	20.0	80.0
	エネルギー、資源、原子力	23	0.0	8.7	91.3
	生命工学、農林	26	0.0	7.7	92.3
	環境、化学工程	34	0.0	5.9	94.1
	環境	89	0.0	1.1	98.9
	家庭	11	0.0	0.0	100.0
海洋、航空	26	0.0	0.0	100.0	
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	0.0	95.2
	製造業	457	1.1	3.7	100.0
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	0.0	0.0	97.4
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	0.0	2.6	98.4
	建設業	444	0.0	1.6	100.0
	卸売及び小売業	39	0.0	0.0	100.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	100.0
	情報通信業	21	0.0	0.0	100.0
	金融及び保険業	5	100.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	0.0	0.0	100.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	0.0	0.0	100.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	100.0

* 回答者ベース：全特許ロイヤルティ率契約件数（n=1,053）

<表A-4> 回答機関（回答者の所属機関）

(単位：件、%)

区分		事例数	特許権者	実施権者	無回答
全体		1,053	13.2	86.6	0.2
回答機関の 類型	大企業	10	0.0	100.0	0.0
	中堅企業	25	4.0	96.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/innobiz)	1,018	13.6	86.2	0.2
実施権の 類型	専用実施権	431	12.1	87.7	0.2
	通常実施権	605	14.0	85.8	0.2
	独占的通常実施権	17	11.8	88.2	0.0
契約相手の 類型	大企業	38	15.8	84.2	0.0
	中堅企業	46	19.6	80.4	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/innobiz)	625	16.6	83.0	0.3
	大学、公共機関	138	8.0	92.0	0.0
	個人	197	4.6	95.4	0.0
	海外企業	9	0.0	100.0	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	11.9	87.3	0.8
	建設、交通	493	12.8	87.2	0.0
	医療	15	0.0	100.0	0.0
	医薬	18	11.1	88.9	0.0
	材料、金属、資源	91	15.4	83.5	1.1
	電気、電子	98	14.3	85.7	0.0
	情報、通信	62	16.1	83.9	0.0
	基礎科学	10	0.0	100.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	13.0	87.0	0.0
	生命工学、農林	26	11.5	88.5	0.0
	環境、化学工程	34	14.7	85.3	0.0
	環境	89	14.6	85.4	0.0
	家庭	11	9.1	90.9	0.0
	海洋、航空	26	23.1	76.9	0.0
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	100.0	0.0
	製造業	457	13.3	86.2	0.4
	電気ガス、蒸気及び空調節供給業	8	12.5	87.5	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	7.9	92.1	0.0
	建設業	444	13.5	86.5	0.0
	卸売及び小売業	39	12.8	87.2	0.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	100.0	0.0
	情報通信業	21	9.5	90.5	0.0
	金融及び保険業	5	0.0	100.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	21.4	78.6	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	10.0	90.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	100.0	0.0

* 回答者ベース：全特許ロイヤルティ率契約件数 (n=1,053)

＜表A-5＞契約相手の類型

(単位：件、%)

区分		事例数	大企業	中堅企業	中小企業（ベンチャー企業/innobizを含む）	大学、公共研究機関	個人	海外企業
全体		1,053	3.6	4.4	59.4	13.1	18.7	0.9
回答機関の 類型	大企業	10	20.0	0.0	0.0	0.0	50.0	30.0
	中堅企業	25	4.0	8.0	32.0	16.0	36.0	4.0
	中小企業（ベンチャー企業/innobiz）	1,018	3.4	4.3	60.6	13.2	18.0	0.5
実施権の 類型	専用実施権	431	3.0	4.6	45.7	16.2	29.0	1.4
	通常実施権	605	4.1	4.1	69.1	10.6	11.6	0.5
	独占的通常実施権	17	0.0	5.9	58.8	23.5	11.8	0.0
契約相手の 類型	大企業	38	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	46	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中小企業（ベンチャー企業/innobiz）	625	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	大学、公共機関	138	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	個人	197	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	海外企業	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	9.3	1.7	44.1	14.4	28.8	1.7
	建設、交通	493	2.4	5.3	69.6	8.7	13.8	0.2
	医療	15	0.0	0.0	40.0	6.7	53.3	0.0
	医薬	18	0.0	5.6	27.8	33.3	33.3	0.0
	材料、金属、資源	91	1.1	5.5	60.4	13.2	17.6	2.2
	電気、電子	98	4.1	4.1	49.0	11.2	30.6	1.0
	情報、通信	62	8.1	1.6	37.1	22.6	27.4	3.2
	基礎科学	10	0.0	0.0	40.0	30.0	10.0	20.0
	エネルギー、資源、原子力	23	0.0	8.7	43.5	34.8	8.7	4.3
	生命工学、農林	26	0.0	0.0	42.3	46.2	11.5	0.0
	環境、化学工程	34	2.9	2.9	50.0	20.6	23.5	0.0
	環境	89	5.6	3.4	58.4	20.2	12.4	0.0
	家庭	11	0.0	0.0	72.7	0.0	27.3	0.0
海洋、航空	26	7.7	3.8	69.2	3.8	15.4	0.0	
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	3.5	3.3	53.0	17.3	21.7	1.3
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	0.0	12.5	75.0	12.5	0.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	10.5	5.3	50.0	21.1	13.2	0.0
	建設業	444	1.4	5.6	72.1	7.2	13.7	0.0
	卸売及び小売業	39	12.8	7.7	41.0	12.8	25.6	0.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	0.0	0.0	23.8	19.0	47.6	9.5
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	25.0	0.0	39.3	21.4	10.7	3.6
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	0.0	0.0	40.0	30.0	30.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

* 回答者ベース：全特許ロイヤルティ率契約件数（n=1,053）

<表A-6>実施権設定対象となる特許技術の分類

(単位：件、%)

区分		事例数	機械	建設・交通	医療	医薬	材料・金属・資源	電気・電子	情報・通信
全体		1,053	11.2	46.8	1.4	1.7	8.6	9.3	5.9
回答機関の 類型	大企業	10	40.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	50.0
	中堅企業	25	12.0	28.0	0.0	12.0	8.0	24.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/Inno-biz)	1,018	10.9	47.7	1.5	1.5	8.6	9.0	5.6
実施権の 類型	専用実施権	431	17.4	26.7	2.6	3.2	13.2	13.7	7.2
	通常実施権	605	6.9	61.2	0.7	0.7	5.5	6.3	5.1
	独占的通常実施権	17	5.9	47.1	0.0	0.0	5.9	5.9	0.0
契約相手の 類型	大企業	38	28.9	31.6	0.0	0.0	2.6	10.5	13.2
	中堅企業	46	4.3	56.5	0.0	2.2	10.9	8.7	2.2
	中小企業(ベンチャー企業/Inno-biz)	625	8.3	54.9	1.0	0.8	8.8	7.7	3.7
	大学、公共機関	138	12.3	31.2	0.7	4.3	8.7	8.0	10.1
	個人	197	17.3	34.5	4.1	3.0	8.1	15.2	8.6
	海外企業	9	22.2	11.1	0.0	0.0	22.2	11.1	22.2
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	100.0	0.0	0.0	0.0	3.4	3.4	0.0
	建設、交通	493	0.0	100.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.4
	医療	15	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医薬	18	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	材料、金属、資源	91	4.4	5.5	0.0	0.0	100.0	5.5	0.0
	電気、電子	98	4.1	0.0	0.0	0.0	5.1	100.0	3.1
	情報、通信	62	0.0	3.2	0.0	0.0	0.0	4.8	100.0
	基礎科学	10	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	8.7	4.3	0.0	0.0	17.4	0.0	0.0
	生命工学、農林	26	0.0	7.7	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0
	環境、化学工程	34	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0
	環境	89	1.1	2.2	0.0	0.0	5.6	1.1	1.1
	家庭	11	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0
	海洋、航空	26	7.7	19.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	21.8	15.1	1.5	3.1	15.3	18.2	6.8
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	12.5	37.5	0.0	0.0	12.5	37.5	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	5.3	7.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	444	1.8	88.5	0.7	0.0	2.3	1.1	0.5
	卸売及び小売業	39	5.1	43.6	12.8	5.1	20.5	5.1	0.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	情報通信業	21	9.5	4.8	0.0	0.0	0.0	4.8	71.4
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		100.0
	専門科学及び技術サービス業	28	10.7	21.4	0.0	7.1	0.0	10.7	28.6
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	0.0	10.0	0.0	0.0	20.0	10.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

<続く>

＜表A-6＞実施権設定対象特許技術の分類

(単位：件、%)

区分		事例数	基礎科学	エネルギー・資源・原子力	生命工学農林	環境・化学工程	環境	家庭	海洋・航空
全体		1,053	0.9	2.2	2.5	3.2	8.5	1.0	2.5
回答機関の 類型	大企業	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	8.0	8.0	8.0	8.0	4.0	0.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/innobiz)	1,018	0.8	2.1	2.4	3.1	8.6	1.1	2.6
実施権の 類型	専用実施権	431	1.4	2.6	3.5	4.4	8.6	2.1	1.6
	通常実施権	605	0.7	1.5	1.7	2.5	8.1	0.3	3.1
	独占的通常実施権	17	0.0	17.6	5.9	0.0	17.6	0.0	0.0
契約相手の 類型	大企業	38	0.0	0.0	0.0	2.6	13.2	0.0	5.3
	中堅企業	46	0.0	4.3	0.0	2.2	6.5	0.0	2.2
	中小企業(ベンチャー企業/innobiz)	625	0.6	1.6	1.8	2.7	8.3	1.3	2.9
	大学、公共機関	138	2.2	5.8	8.7	5.1	13.0	0.0	0.7
	個人	197	0.5	1.0	1.5	4.1	5.6	1.5	2.0
	海外企業	9	22.2	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	0.0	1.7	0.0	0.0	0.8	0.0	1.7
	建設、交通	493	0.0	0.2	0.4	0.4	0.4	0.0	1.0
	医療	15	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医薬	18	0.0	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	材料、金属、資源	91	2.2	4.4	0.0	0.0	5.5	1.1	0.0
	電気、電子	98	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0
	情報、通信	62	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0
	基礎科学	10	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0
	エネルギー、資源、原子力	23	8.7	100.0	0.0	0.0	4.3	0.0	4.3
	生命工学、農林	26	0.0	0.0	100.0	0.0	11.5	0.0	0.0
	環境、化学工程	34	0.0	0.0	0.0	100.0	5.9	0.0	0.0
	環境	89	0.0	1.1	3.4	2.2	100.0	0.0	0.0
	家庭	11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	海洋、航空	26	3.8	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	0.9	4.8	3.9	6.3	7.0	2.4	0.9
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	0.0	0.0	7.9	2.6	92.1	0.0	0.0
	建設業	444	0.7	0.2		0.5	3.2	0.0	3.8
	卸売及び小売業	39	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	4.8	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	4.8
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	7.1	0.0	0.0	7.1	7.1	0.0	10.7
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

* 回答者ベース：全特許ロイヤルティ率契約件数 (n=1,053)

<表A-7>実施権の種類

(単位：件、%)

区分		事例数	専用実施権	通常実施権	独占的 通常実施権
全体		1,053	40.9	57.5	1.6
回答機関の 類型	大企業	10	30.0	70.0	0.0
	中堅企業	25	88.0	12.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	1,018	39.9	58.4	1.7
実施権の 類型	専用実施権	431	100.0	0.0	0.0
	通常実施権	605	0.0	100.0	0.0
	独占的通常実施権	17	0.0	0.0	100.0
契約相手の 類型	大企業	38	34.2	65.8	0.0
	中堅企業	46	43.5	54.3	2.2
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	625	31.5	66.9	1.6
	大学、公共機関	138	50.7	46.4	2.9
	個人	197	63.5	35.5	1.0
	海外企業	9	66.7	33.3	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	63.6	35.6	0.8
	建設、交通	493	23.3	75.1	1.6
	医療	15	73.3	26.7	0.0
	医薬	18	77.8	22.2	0.0
	材料、金属、資源	91	62.6	36.3	1.1
	電気、電子	98	60.2	38.8	1.0
	情報、通信	62	50.0	50.0	0.0
	基礎科学	10	60.0	40.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	47.8	39.1	13.0
	生命工学、農林	26	57.7	38.5	3.8
	環境、化学工程	34	55.9	44.1	0.0
	環境	89	41.6	55.1	3.4
	家庭	11	81.8	18.2	0.0
海洋、航空	26	26.9	73.1	0.0	
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	100.0	0.0
	製造業	457	61.3	37.2	1.5
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	37.5	50.0	12.5
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	31.6	63.2	5.3
	建設業	444	20.3	78.4	1.4
	卸売及び小売業	39	48.7	51.3	0.0
	運輸及び倉庫業	1	100.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	57.1	42.9	0.0
	金融及び保険業	5	0.0	100.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	35.7	64.3	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	30.0	60.0	10.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	100.0	0.0	0.0

* 回答者ベース：全特許ロイヤルティ率契約件数 (n=1,053)

＜表A-8＞契約期間の区分

(単位：件、%)

区分		事例数	存続期間を 基準とする場合	特定期間を 設定した場合	無回答
全体		1,053	48.0	50.0	2.0
回答機関の 類型	大企業	10	100.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	44.0	36.0	20.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	1,018	47.5	50.9	1.6
実施権の 類型	専用実施権	431	55.0	42.5	2.6
	通常実施権	605	43.3	55.0	1.7
	独占的通常実施権	17	35.3	64.7	0.0
契約相手の 類型	大企業	38	36.8	57.9	5.3
	中堅企業	46	52.2	45.7	2.2
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	625	46.4	52.0	1.6
	大学、公共機関	138	46.4	52.9	0.7
	個人	197	55.3	41.6	3.0
	海外企業	9	44.4	44.4	11.1
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	40.7	57.6	1.7
	建設、交通	493	46.2	51.7	2.0
	医療	15	86.7	6.7	6.7
	医薬	18	77.8	22.2	0.0
	材料、金属、資源	91	58.2	41.8	0.0
	電気、電子	98	52.0	40.8	7.1
	情報、通信	62	56.5	41.9	1.6
	基礎科学	10	20.0	80.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	52.2	47.8	0.0
	生命工学、農林	26	57.7	42.3	0.0
	環境、化学工程	34	61.8	38.2	0.0
	環境	89	32.6	66.3	1.1
	家庭	11	36.4	63.6	0.0
	海洋、航空	26	11.5	88.5	0.0
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	100.0	0.0
	製造業	457	51.9	45.1	3.1
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	25.0	75.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	23.7	71.1	5.3
	建設業	444	44.1	54.7	1.1
	卸売及び小売業	39	61.5	38.5	0.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	100.0	0.0
	情報通信業	21	28.6	71.4	0.0
	金融及び保険業	5	100.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	75.0	25.0	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	50.0	50.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	100.0	0.0

* 回答者ベース：全特許ロイヤルティ率契約件数 (n=1,053)

<表A-9> 契約期間が存続期間を基準とする場合

(単位：件、%)

区分		事例数	特許権存続期間の満了まで	特許権存続期間満了後も一定期間ロイヤルティを支払う
全体		505	95.2	4.8
回答機関の 類型	大企業	10	90.0	10.0
	中堅企業	11	100.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	484	95.2	4.8
実施権の 類型	専用実施権	237	95.8	4.2
	通常実施権	262	95.0	5.0
	独占的通常実施権	6	83.3	16.7
契約相手の 類型	大企業	14	92.9	7.1
	中堅企業	24	95.8	4.2
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	290	94.1	5.9
	大学、公共機関	64	95.3	4.7
	個人	109	98.2	1.8
	海外企業	4	100.0	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	48	95.8	4.2
	建設、交通	228	95.6	4.4
	医療	13	100.0	0.0
	医薬	14	100.0	0.0
	材料、金属、資源	53	96.2	3.8
	電気、電子	51	96.1	3.9
	情報、通信	35	97.1	2.9
	基礎科学	2	100.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	12	100.0	0.0
	生命工学、農林	15	93.3	6.7
	環境、化学工程	21	95.2	4.8
	環境	29	82.8	17.2
	家庭	4	100.0	0.0
	海洋、航空	3	100.0	0.0
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	0	-	-
	製造業	237	95.4	4.6
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	2	100.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	9	100.0	0.0
	建設業	196	94.4	5.6
	卸売及び小売業	24	100.0	0.0
	運輸及び倉庫業	0	-	-
	情報通信業	6	100.0	0.0
	金融及び保険業	5	100.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	21	100.0	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	5	60.0	40.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	0	-	-

* 回答者ベース：全特許ロイヤルティ率契のうち、存続期間を基準とする件数 (n=505)

＜表A-10＞契約期間として特定の期間を設定した場合

(単位：件、%)

区分		事例数	2年未満	2年～ 5年未満	5年～ 7年未満	7年～ 10年未満	10年以上	平均
全体		527	15.6	43.1	25.6	3.6	12.1	55
回答機関の 類型	大企業	9	0.0	22.2	33.3	0.0	44.4	81
	中堅企業	518	15.8	43.4	25.5	3.7	11.6	54
	中小企業(ベンチャー企業 /inno-biz)	0	-	-	-	-	-	-
実施権の 類型	専用実施権	183	8.7	31.7	33.9	5.5	20.2	71
	通常実施権	333	19.8	49.2	21.0	2.7	7.2	45
	独占的通常実施権	11	0.0	45.5	27.3	0.0	27.3	91
契約相手の 類型	大企業	22	27.3	22.7	50.0	0.0	0.0	41
	中堅企業	21	23.8	52.4	9.5	0.0	14.3	41
	中小企業(ベンチャー企業 /inno-biz)	325	14.8	48.9	24.6	2.2	9.5	51
	大学、公共機関	73	11.0	35.6	20.5	12.3	20.5	76
	個人	82	15.9	30.5	32.9	3.7	17.1	61
	海外企業	4	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0	45
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	68	13.2	33.8	32.4	4.4	16.2	64
	建設、交通	255	18.4	49.4	21.2	2.4	8.6	47
	医療	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	120
	医薬	4	0.0	25.0	50.0	0.0	25.0	69
	材料、金属、資源	38	13.2	21.1	34.2	0.0	31.6	86
	電気、電子	40	12.5	30.0	37.5	2.5	17.5	62
	情報、通信	26	11.5	38.5	34.6	3.8	11.5	54
	基礎科学	8	12.5	50.0	0.0	0.0	37.5	67
	エネルギー、資源、原子力	11	0.0	18.2	27.3	0.0	54.5	103
	生命工学、農林	11	27.3	63.6	0.0	0.0	9.1	47
	環境、化学工程	13	7.7	61.5	15.4	7.7	7.7	49
	環境	59	13.6	37.3	23.7	11.9	13.6	71
	家庭	7	0.0	42.9	14.3	14.3	28.6	67
	海洋、航空	23	17.4	60.9	17.4	0.0	4.3	33
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	24
	製造業	206	9.7	35.0	33.5	2.9	18.9	67
	電気ガス、蒸気及び空気調節供 給業	6	16.7	66.7	16.7	0.0	0.0	38
	水道、下水及び廃棄物 処 理、原料再生業	27	22.2	37.0	22.2	11.1	7.4	48
	建設業	243	17.3	53.9	19.8	3.7	5.3	43
	卸売及び小売業	15	46.7	6.7	20.0	0.0	26.7	59
	運輸及び倉庫業	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	36
	情報通信業	15	20.0	13.3	26.7	6.7	33.3	82
	金融及び保険業	0	-	-	-	-	-	-
	専門科学及び技術サービス業	7	28.6	71.4	0.0	0.0	0.0	27
	事業施設管理、事業支援及び賃 貸サービス業	5	0.0	0.0	80.0	0.0	20.0	109
	芸術スポーツ及び余暇関連サー ビス業	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12

* 回答者ベース：全特許ロイヤリティ率契約のうち、契約期間として特定の期間を設定した件数 (n=527)

<表A-11>実施権関連契約の特性（複数回答）

（単位：件、％）

区分		事例数	1件の特許 技術に対する 実施権契約	パッケージ ライセンス	特許 プール	相互実施 許諾	ハイブリッド ライセンス	無回答
全体		1,053	86.0	6.9	1.7	5.2	0.9	0.1
回答機関の 類型	大企業	10	80.0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0
	中堅企業	25	72.0	32.0	4.0	0.0	0.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/innobiz)	1,018	86.4	6.3	1.7	5.4	0.8	0.1
実施権の 類型	専用実施権	431	83.1	9.3	1.2	5.6	1.2	0.0
	通常実施権	605	87.8	5.5	2.1	5.1	0.7	0.2
	独占的通常実施権	17	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
契約相手の 類型	大企業	38	57.9	18.4	5.3	23.7	0.0	0.0
	中堅企業	46	87.0	13.0	0.0	2.2	0.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/innobiz)	625	86.6	5.3	1.9	6.1	1.0	0.2
	大学、公共機関	138	89.1	5.8	1.4	2.9	0.7	0.0
	個人	197	87.8	9.1	1.0	1.5	0.5	0.0
	海外企業	9	77.8	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	84.7	6.8	2.5	6.8	0.0	0.0
	建設、交通	493	88.0	6.1	1.2	4.9	0.2	0.0
	医療	15	86.7	0.0	6.7	0.0	0.0	6.7
	医薬	18	77.8	16.7	5.6	0.0	0.0	0.0
	材料、金属、資源	91	91.2	4.4	0.0	3.3	1.1	0.0
	電気、電子	98	82.7	14.3	1.0	2.0	0.0	0.0
	情報、通信	62	91.9	4.8	1.6	3.2	0.0	0.0
	基礎科学	10	80.0	10.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	87.0	8.7	0.0	0.0	4.3	0.0
	生命工学、農林	26	65.4	19.2	0.0	15.4	0.0	0.0
	環境、化学工程	34	91.2	2.9	2.9	5.9	2.9	0.0
	環境	89	77.5	10.1	4.5	11.2	3.4	0.0
	家庭	11	63.6	0.0	0.0	27.3	9.1	0.0
	海洋、航空	26	84.6	3.8	3.8	0.0	7.7	0.0
業種 (産業分類)	農業、林業及び 漁業	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	85.3	6.3	1.3	6.1	1.8	0.2
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	87.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	65.8	18.4	2.6	18.4	0.0	0.0
	建設業	444	89.4	5.0	1.8	4.3	0.0	0.0
	卸売及び小売業	39	76.9	17.9	2.6	2.6	0.0	0.0
	運輸及び倉庫業	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	95.2	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	金融及び保険業	5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	71.4	17.9	7.1	0.0	3.6	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

* 回答者ベース：全特許ロイヤルティ率契約件数（n=1,053）

＜表A-12＞実施権の支払い類型及び算定基準

(単位：件、%)

区分		事例数	実施料の算定基準に基づく支払い	一時金又は月ごとに一定金額を支払い	相手企業の原材料(資材)購入が条件	特許契約による生産・売上が未発生のため今後協議予定	その他	無回答
全体		1,053	77.1	13.3	6.0	2.3	0.6	0.8
回答機関の 類型	大企業	10	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	48.0	24.0	12.0	12.0	0.0	4.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	1,018	78.1	12.7	5.9	2.1	0.6	0.7
実施権の 類型	専用実施権	431	73.5	18.8	4.6	2.3	0.5	0.2
	通常実施権	605	79.5	9.3	7.1	2.3	0.7	1.2
	独占的通常実施権	17	82.4	17.6	0.0	0.0	0.0	0.0
契約相手の 類型	大企業	38	86.8	7.9	5.3	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	46	76.1	13.0	8.7	2.2	0.0	0.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	625	76.6	10.9	8.5	2.6	0.5	1.0
	大学、公共機関	138	77.5	20.3	0.0	0.0	1.4	0.7
	個人	197	76.1	17.3	2.0	3.6	0.5	0.5
	海外企業	9	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	83.1	11.9	3.4	1.7	0.0	0.0
	建設、交通	493	80.9	7.1	8.1	2.4	0.6	0.8
	医療	15	93.3	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0
	医薬	18	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	材料、金属、資源	91	71.4	16.5	9.9	1.1	0.0	1.1
	電気、電子	98	69.4	27.6	2.0	1.0	0.0	0.0
	情報、通信	62	66.1	32.3	0.0	1.6	0.0	0.0
	基礎科学	10	90.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	60.9	39.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	生命工学、農林	26	80.8	15.4	0.0	0.0	0.0	3.8
	環境、化学工程	34	67.6	23.5	2.9	2.9	0.0	2.9
	環境	89	74.2	11.2	4.5	6.7	2.2	1.1
	家庭	11	54.5	18.2	27.3	0.0	0.0	0.0
海洋、航空	26	92.3	3.8	0.0	3.8	0.0	0.0	
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	72.4	19.0	5.3	1.3	0.4	1.5
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	75.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	71.1	13.2	7.9	7.9	0.0	0.0
	建設業	444	82.2	6.5	7.4	2.7	0.9	0.2
	卸売及び小売業	39	89.7	7.7	2.6	0.0	0.0	0.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	76.	19.0	0.0	4.8	0.0	0.0
	金融及び保険業	5	0.0	100.0	0.0		0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	89.3	3.6	0.0	7.1	0.0	0.0
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	60.0	30.0	10.0	0.0	0.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

* 回答者ベース:全特許ロイヤルティ率契約件数 (n=1,053)

＜表A-13＞実施料の算定基準に基づく支払い - 継続実施料vs定額実施料

(単位：件、%)

区分		事例数	継続実施料	定額実施料
全体		948	83.8	16.2
回答機関の 類型	大企業	10	50.0	50.0
	中堅企業	18	66.7	33.3
	中小企業(ベンチャー企業/innobiz)	920	84.3	15.7
実施権の 類型	専用実施権	395	78.2	21.8
	通常実施権	536	88.1	11.9
	独占的通常実施権	17	70.6	29.4
契約相手の 類型	大企業	36	100.0	0.0
	中堅企業	40	85.0	15.0
	中小企業(ベンチャー企業/innobiz)	545	84.8	15.2
	大学、公共機関	136	75.7	24.3
	個人	182	82.4	17.6
	海外企業	9	88.9	11.1
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	111	86.5	13.5
	建設、交通	434	90.3	9.7
	医療	15	93.3	6.7
	医薬	18	94.4	5.6
	材料、金属、資源	71	80.3	19.7
	電気、電子	85	64.7	35.3
	情報、通信	53	73.6	26.4
	基礎科学	8	75.0	25.0
	エネルギー、資源、原子力	18	61.1	38.9
	生命工学、農林	22	77.3	22.7
	環境、化学工程	28	71.4	28.6
	環境	62	79.0	21.0
	家庭	7	85.7	14.3
海洋、航空	16	87.5	12.5	
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	100.0	0.0
	製造業	417	78.2	21.8
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	7	85.7	14.3
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	32	75.0	25.0
	建設業	392	91.1	8.9
	卸売及び小売業	39	89.7	10.3
	運輸及び倉庫業	1	0.0	100.0
	情報通信業	18	88.9	11.1
	金融及び保険業	5	0.0	100.0
	専門科学及び技術サービス業	26	92.3	7.7
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	9	55.6	44.4
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	100.0

* 回答者ベース：全特許ロイヤルティ契約のうち、実施料の算定基準に基づいて特許ロイヤルティを支払った件数 (n=948)

<表A-14>その他の実施料項目の有無（継続実施料の場合、複数回答）

(単位：件、%)

区分		事例数	最大実施料	最低実施料	前払金	その他 実施料項目なし
全体		794	3.8	6.8	7.8	80.8
回答機関の 類型	大企業	5	0.0	0.0	0.0	100.0
	中堅企業	12	0.0	0.0	33.3	66.7
	中小企業（ベンチャー企業 /inno-biz）	777	3.9	7.0	7.5	80.9
実施権の 類型	専用実施権	309	4.2	6.1	13.9	75.4
	通常実施権	473	3.6	7.0	3.6	84.7
	独占的通常実施権	12	0.0	16.7	16.7	66.7
契約相手の 類型	大企業	36	2.8	22.2	2.8	72.2
	中堅企業	34	8.8	2.9	8.8	79.4
	中小企業（ベンチャー企業 /inno-biz）	463	4.1	6.3	6.1	83.5
	大学、公共機関	103	0.0	7.8	13.6	78.6
	個人	150	4.7	5.3	10.0	80.0
	海外企業	8	0.0	0.0	12.5	87.5
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	96	4.2	5.2	11.5	79.2
	建設、交通	392	4.8	6.4	3.6	85.2
	医療	14	0.0	0.0	50.0	50.0
	医薬	17	0.0	0.0	23.5	76.5
	材料、金属、資源	57	3.5	1.8	7.0	87.7
	電気、電子	55	1.8	10.9	3.6	83.6
	情報、通信	39	2.6	17.9	7.7	71.8
	基礎科学	6	0.0	0.0	0.0	100.0
	エネルギー、資源、原子力	11	0.0	0.0	27.3	72.7
	生命工学、農林	18	5.9	0.0	23.5	70.6
	環境、化学工程	20	0.0	0.0	30.0	70.0
	環境	49	2.0	10.2	6.1	81.6
	家庭	6	0.0	33.3	0.0	66.7
	海洋、航空	14	7.1	21.4	7.1	64.3
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	製造業	326	0.0	5.8	11.7	79.4
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	6	0.0	0.0	0.0	100.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	24	4.2	8.3	4.2	83.3
	建設業	357	4.8	5.6	2.8	86.8
	卸売及び小売業	35	2.9	11.4	17.1	68.6
	運輸及び倉庫業	0	-	-	-	-
	情報通信業	16	0.0	18.8	0.0	81.3
	金融及び保険業	0	-	-	-	-
	専門科学及び技術サービス業	24	4.2	25.0	29.2	41.7
	事業施設管理、事業支援及び貸貸サービス業	5	0.0	0.0	0.0	100.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	0	-	-	-	-

* 回答者ベース：全特許ロイヤルティ契約のうち、継続実施料で契約した件数（n=794）

＜表A-15＞実施料の算定基準（継続実施料の場合）

（単位：件、％）

区分		事例数	売上高 基準	純利益 基準	製品産出 単位基準	製造原価 基準	その他	工事 契約金
全体		794	72.4	6.4	7.8	6.6	2.8	4.9
回答機関の 類型	大企業	5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	12	75.0	16.7	0.0	0.0	8.3	0.0
	中小企業(ベンチャー企業 /inno-biz)	777	72.2	6.3	8.0	6.7	2.7	4.1
実施権の 類型	専用実施権	309	78.0	7.1	6.8	5.8	2.3	0.0
	通常実施権	473	69.5	6.1	8.3	6.8	2.5	6.8
	独占的通常実施権	12	41.7	0.0	16.7	16.7	25.0	0.0
契約相手の 類型	大企業	36	75.0	8.3	11.1	0.0	5.6	0.0
	中堅企業	34	82.4	2.9	2.9	2.9	0.0	8.8
	中小企業(ベンチャー企業 /inno-biz)	463	67.1	6.9	9.5	8.2	2.8	5.4
	大学、公共機関	103	82.5	1.9	1.9	6.8	5.8	1.0
	個人	150	79.3	8.0	6.0	4.0	0.7	2.0
	海外企業	8	62.5	12.5	25.0	0.0	0.0	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	96	76.0	7.3	11.5	2.1	3.1	0.0
	建設、交通	392	69.9	6.4	7.1	6.9	2.8	6.9
	医療	14	85.7	7.1	7.1	0.0	0.0	0.0
	医薬	17	94.1	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0
	材料、金属、資源	57	78.9	5.3	8.8	5.3	0.0	1.8
	電気、電子	55	72.7	3.6	7.3	9.1	1.8	5.5
	情報、通信	39	61.5	12.8	17.9	5.1	2.6	0.0
	基礎科学	6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	エネルギー、資源、原 子力	11	54.5	18.2	0.0	0.0	27.3	0.0
	生命工学、農林	18	94.1	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	環境、化学工程	20	85.0	5.0	5.0	5.0	0.0	0.0
	環境	49	71.4	6.1	4.1	12.2	4.1	2.0
	家庭	6	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	海洋、航空	14	54.2	8.3	4.2	33.3	0.0	0.0
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	326	76.7	5.2	8.3	5.2	3.1	1.5
	電気ガス、蒸気及び空 気調節供給業	6	66.7	0.0	16.7	16.7	0.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処 理、原料再生業	24	70.8	0.0	4.2	16.7	4.2	4.2
	建設業	357	67.2	7.8	7.8	8.4	2.8	5.9
	卸売及び小売業	35	85.7	5.7	8.6	0.0	0.0	0.0
	運輸及び倉庫業	0	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	16	75.0	6.3	12.5	0.0	6.3	0.0
	金融及び保険業	0	-	-	-	-	-	-
	専門科学及び技術サー ビス業	24	66.7	12.5	0.0	0.0	0.0	20.8
	事業施設管理、事業支援 及び賃貸サービス業	5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関 連サービス業	0	-	-	-	-	-	-

* 回答者ベース：全特許ロイヤルティ契約のうち、継続実施料で契約した件数 (n=794)

＜表A-16＞実施料率

(単位：件、%)

区分		事例数	3%未満	3～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20%以上	平均
全体		774	25.6	26.5	28.2	15.6	1.3	2.8	5.5
回答機関の 類型	大企業	5	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4
	中堅企業	9	55.6	11.1	33.3	0.0	0.0	0.0	3.2
	中小企業(ベンチャー企業/Inno-biz)	760	25.0	26.6	28.3	15.9	1.3	2.9	5.5
実施権の 類型	専用実施権	303	31.4	28.1	23.8	11.6	1.0	4.3	5.2
	通常実施権	458	22.1	25.3	31.4	18.1	1.3	1.7	5.6
	独占的通常実施権	13	15.4	30.8	15.4	23.1	7.7	7.7	7.0
契約相手の 類型	大企業	31	41.9	16.1	35.5	3.2	0.0	3.2	4.4
	中堅企業	35	28.6	20.0	31.4	17.1	0.0	2.9	5.9
	中小企業(ベンチャー企業/Inno-biz)	454	20.7	24.9	30.8	19.2	1.8	2.6	5.8
	大学、公共機関	100	35.0	36.0	17.0	9.0	0.0	3.0	4.2
	個人	149	29.5	27.5	26.2	12.1	1.3	2.4	5.4
	海外企業	5	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	92	29.3	27.2	29.3	7.6	2.2	4.3	5.2
	建設、交通	385	22.3	26.0	27.5	20.8	1.6	1.6	5.6
	医療	13	7.7	53.8	30.8	7.7	0.0	0.0	4.4
	医薬	17	29.4	29.4	41.2	0.0	0.0	0.0	3.5
	材料、金属、資源	61	21.3	32.8	29.5	11.5	0.0	4.9	5.5
	電気、電子	63	54.0	14.3	30.2	0.0	0.0	1.6	3.3
	情報、通信	36	47.2	22.2	25.0	2.8	0.0	2.8	3.7
	基礎科学	7	0.0	28.6	28.6	42.9	0.0	0.0	6.9
	エネルギー、資源、原子力	12	33.3	33.3	0.0	25.0	8.3	0.0	5.2
	生命工学、農林	20	10.0	55.0	20.0	5.0	5.0	5.0	5.2
	環境、化学工程	22	27.3	13.6	45.5	9.1	0.0	4.5	6.4
	環境	64	7.8	31.3	26.6	18.8	3.1	12.5	8.5
	家庭	6	50.0	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0	3.3
海洋、航空	24	12.5	20.8	16.7	45.8	0.0	4.2	9.0	
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0
	製造業	331	29.9	22.7	26.6	9.4	2.1	3.2	5.0
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	6	33.3	16.7	50.0	0.0	0.0	0.0	3.7
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	27	7.4	40.7	25.9	11.1	0.0	11.1	7.0
	建設業	365	17.5	26.6	26.3	22.7	0.8	2.5	6.2
	卸売及び小売業	35	48.6	25.7	22.9	2.9	0.0	0.0	3.2
	運輸及び倉庫業	0	-	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	16	31.3	12.5	25.0	18.8	0.0	0.0	-
	金融及び保険業	0	-	-	-	-	-	-	-
	専門科学及び技術サービス業	25	32.0	32.0	32.0	0.0	0.0	0.0	3.2
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	6	16.7	16.7	66.7	0.0	0.0	0.0	4.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	0	-	-	-	-	-	-	-

* 回答者ベース：全特許ロイヤルティ契約のうち、ロイヤルティ率について回答があった件数 (n=774)

＜表A-17＞実施料算定基準に基づく支払い - 実施権設定契約時に設けた制限（又は条件）事項（複数回答）

（単位：件、％）

区分		事例数	価格制限	生産量制限	実施範囲制限	抱き合わせ 又は まとめ売り	グラント バック
全体		1,053	5.2	0.8	28.1	0.9	2.8
回答機関の 類型	大企業	10	0.0	0.0	20.0	0.0	10.0
	中堅企業	25	4.0	0.0	40.0	0.0	0.0
	中小企業（ベンチャー企業 /inno-biz）	1,018	5.3	0.8	27.9	1.0	2.8
実施権の 類型	専用実施権	431	3.5	0.9	18.8	1.4	2.8
	通常実施権	605	6.4	0.7	35.2	0.7	2.6
	独占的通常実施権	17	5.9	0.0	11.8	0.0	11.8
契約相手の 類型	大企業	38	2.6	0.0	21.1	0.0	7.9
	中堅企業	46	4.3	0.0	32.6	2.2	2.2
	中小企業（ベンチャー企業 /inno-biz）	625	6.9	1.3	32.5	0.6	1.8
	大学、公共機関	138	1.4	0.0	25.4	1.4	8.7
	個人	197	3.6	0.0	17.3	0.5	1.5
	海外企業	9	0.0	0.0	11.1	22.2	0.0
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	5.9	0.0	18.6	0.0	5.9
	建設、交通	493	6.1	0.4	40.0	0.6	2.0
	医療	15	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0
	医薬	18	11.1	0.0	27.8	0.0	5.6
	材料、金属、資源	91	5.5	2.2	20.9	1.1	1.1
	電気、電子	98	2.0	1.0	21.4	2.0	0.0
	情報、通信	62	3.2	1.6	16.1	3.2	9.7
	基礎科学	10	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0
	エネルギー、資源、原子力	23	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0
	生命工学、農林	26	0.0	0.0	19.2	0.0	3.8
	環境、化学工程	34	8.8	0.0	17.6	0.0	5.9
	環境	89	6.7	1.1	16.9	2.2	3.4
	家庭	11	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0
	海洋、航空	26	0.0	3.8	69.2	0.0	11.5
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	0.0	100.0	0.0	
	製造業	457	3.3	1.1	18.6	1.3	3.3
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	2.6	2.6	15.8	0.0	5.3
	建設業	444	6.8	0.5	42.3	0.5	1.6
	卸売及び小売業	39	5.1	0.0	5.1	0.0	0.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	情報通信業	21	4.8	0.0	19.0	9.5	0.0
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	7.1	0.0	28.6	0.0	17.9
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	40.0	0.0	10.0	0.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

＜続く＞

<表A-17>実施料算定基準に基づく支払い - 実施権設定契約時に設けた制限（又は条件）事項（複数回答）

(単位：件、%)

区分		事例数	取引制限	再実施権 許与制限	その他	期間制限	制限事項 なし
全体		1,053	5.8	5.9	2.9	0.7	50.4
回答機関の 類型	大企業	10	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0
	中堅企業	25	20.0	8.0	0.0	0.0	48.0
	中小企業（ベンチャー企業 /inno-biz）	1,018	5.5	7.0	3.0	0.7	50.2
実施権の 類型	専用実施権	431	6.7	9.3	2.6	0.5	57.3
	通常実施権	605	2.1	5.0	3.3	0.7	45.8
	独占的通常実施権	17	5.9	17.6	0.0	5.9	41.2
契約相手の 類型	大企業	38	0.0	7.9	7.9	0.0	65.8
	中堅企業	46	2.2	6.5	6.5	2.2	47.8
	中小企業（ベンチャー企業 /inno-biz）	625	6.2	6.9	2.4	0.6	45.6
	大学、公共機関	138	3.6	9.4	2.9	0.7	50.0
	個人	197	8.1	5.1	3.0	0.5	63.5
	海外企業	9	0.0	11.1	0.0	0.0	55.6
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	5.1	8.5	1.7	0.0	60.2
	建設、交通	493	4.7	5.5	2.2	0.8	42.4
	医療	15	6.7	33.3	0.0	0.0	53.3
	医薬	18	11.1	11.1	5.6	5.6	44.4
	材料、金属、資源	91	3.3	7.7	2.2	0.0	59.3
	電気、電子	98	14.3	5.1	3.1	1.0	56.1
	情報、通信	62	4.8	8.1	1.6	1.6	51.6
	基礎科学	10	0.0	20.0	0.0	0.0	70.0
	エネルギー、資源、原子力	23	0.0	13.0	4.3	0.0	78.3
	生命工学、農林	26	23.1	7.7	0.0	0.0	57.7
	環境、化学工程	34	8.8	2.9	11.8	0.0	52.9
	環境	89	7.9	15.7	5.6	0.0	44.9
	家庭	11	9.1	0.0	0.0	0.0	81.8
	海洋、航空	26	0.0	7.7	7.7	0.0	19.2
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	9.0	9.8	2.4	0.7	55.6
	電気ガス、蒸気及び空気調節供 給業	8	0.0	37.5	0.0	0.0	50.0
	水道、下水及び廃棄物 処 理、原料再生業	38	7.9	10.5	10.5	0.0	50.0
	建設業	444	3.4	2.7	3.4	0.9	42.3
	卸売及び小売業	39	5.1	12.8	0.0	0.0	74.4
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	0.0	0.0	4.8	0.0	61.9
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	専門科学及び技術サービス業	28	0.0	14.3	0.0	0.0	46.4
	事業施設管理、事業支援 及び 賃貸サービス業	10	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サー ビス業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

* 回答者ベース：全特許ロイヤルティ率契約件数 (n=1,053)

＜表A-18＞実施権設定契約締結時に明示した特許紛争関連の合意事項（複数回答）

（単位：件、％）

区分		事例数	特許保証	不爭義務	特許権者の免責条項	実施料不返還条項	その他	特許紛争関連の合意事項なし
全体		1,053	32.9	10.4	9.4	8.2	2.1	46.2
回答機関の 類型	大企業	10	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0
	中堅企業	25	44.0	16.0	0.0	24.0	0.0	40.0
	中小企業（ベンチャー企業/innobiz）	1,018	32.7	10.3	9.7	7.9	2.2	46.0
実施権の 類型	専用実施権	431	32.0	12.3	11.1	10.9	1.9	43.4
	通常実施権	605	33.2	9.3	7.6	6.3	2.3	48.6
	独占的通常実施権	17	41.2	0.0	29.4	5.9	0.0	29.4
契約相手の 類型	大企業	38	60.5	0.0	7.9	15.8	0.0	21.1
	中堅企業	46	23.9	4.3	8.7	8.7	2.2	65.2
	中小企業（ベンチャー企業/innobiz）	625	33.6	11.2	7.7	6.6	2.2	45.8
	大学、公共機関	138	36.2	10.9	20.3	14.5	2.9	34.1
	個人	197	25.4	11.2	8.1	7.6	1.5	54.8
	海外企業	9	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	77.8
特許技術の 分類 （複数回答）	機械	118	37.3	10.2	9.3	14.4	0.0	37.3
	建設、交通	493	31.0	7.7	7.1	5.3	2.2	52.1
	医療	15	60.0	40.0	6.7	5.7	0.0	40.0
	医薬	18	61.1	5.6	11.1	16.7	0.0	22.2
	材料、金属、資源	91	26.4	15.4	9.9	6.6	1.1	52.7
	電気、電子	98	37.8	10.2	10.2	15.3	2.0	39.8
	情報、通信	62	29.0	6.5	12.9	6.5	1.6	43.5
	基礎科学	10	40.0	30.0	10.0	10.0	0.0	30.0
	エネルギー、資源、原子力	23	26.1	17.4	34.8	26.1	8.7	26.1
	生命工学、農林	26	38.5	7.7	11.5	19.2	3.8	30.8
	環境、化学工程	34	29.4	2.9	14.7	8.8	0.0	44.1
	環境	89	31.5	13.5	13.5	5.6	4.5	41.6
	家庭	11	36.4	36.4	0.0	0.0	0.0	36.4
	海洋、航空	26	50.0	11.5	23.1	15.4	0.0	38.5
業種 （産業分類）	農業、林業及び漁業	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	34.1	12.3	12.5	11.6	1.3	40.3
	電気ガス、蒸気及び空気調節供給業	8	37.5	0.0	0.0	0.0	0.0	62.5
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	34.2	10.3	21.1	5.3	2.6	36.8
	建設業	444	31.8	9.7	6.1	3.8	2.7	52.0
	卸売及び小売業	39	48.7	12.8	0.0	2.6	0.0	48.7
	運輸及び倉庫業	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	14.3	0.0	4.8	9.5	4.8	66.7
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	専門科学及び技術サービス業	28	25.0	3.6	17.9	39.3	0.0	28.6
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	20.0	0.0	10.0	0.0	20.0	50.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

* 回答者ベース:全特許ロイヤルティ率契約件数 (n=1,053)

＜表A-19＞特許実施権契約に関わる紛争が発生した原因（複数回答）

（単位：件、％）

区分		事例数	特許保証	不爭義務	実施料 算定基準	実施料の 支払い
全体		1,053	3.6	0.5	1.6	1.0
回答機関の 類型	大企業	10	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	25	0.0	0.0	0.0	0.0
	中小企業（ベンチャー企業 /inno-biz）	1,018	3.7	0.5	1.7	1.1
実施権の 類型	専用実施権	431	5.1	0.5	1.4	0.7
	通常実施権	605	2.6	0.5	1.8	1.3
	独占的通常実施権	17	0.0	0.0	0.0	0.0
契約相手の 類型	大企業	38	13.2	0.0	2.6	0.0
	中堅企業	46	2.2	0.0	4.3	0.0
	中小企業（ベンチャー企業 /inno-biz）	625	4.0	0.6	1.4	1.3
	大学、公共機関	138	2.9	0.7	2.2	0.7
	個人	197	1.5	0.0	1.0	0.5
	海外企業	9	0.0	0.0	0.0	11.1
特許技術の 分類 （複数回答）	機械	118	1.7	0.0	1.7	0.0
	建設、交通	493	3.4	0.8	2.2	1.2
	医療	15	6.7	0.0	0.0	0.0
	医薬	18	11.1	0.0	0.0	0.0
	材料、金属、資源	91	4.4	0.0	0.0	1.1
	電気、電子	98	1.0	0.0	2.0	1.0
	情報、通信	62	3.2	0.0	3.2	1.6
	基礎科学	10	0.0	0.0	0.0	0.0
	エネルギー、資源、原子力	23	0.0	0.0	0.0	0.0
	生命工学、農林	26	19.2	0.0	0.0	0.0
	環境、化学工程	34	0.0	0.0	0.0	0.0
	環境	89	5.6	1.1	1.1	2.2
	家庭	11	0.0	0.0	0.0	0.0
	海洋、航空	26	0.0	0.0	0.0	0.0
業種 （産業分類）	農業、林業及び漁業	1	100.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	3.5	0.2	1.3	0.7
	電気ガス、蒸気及び空気調節 供給業	8	0.0	0.0	0.0	0.0
	水道、下水及び廃棄物処理、 原料再生業	38	7.9	0.0	0.0	0.0
	建設業	444	3.4	0.9	2.3	1.6
	卸売及び小売業	39	5.1	0.0	0.0	0.0
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	21	0.0	0.0	4.8	4.8
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0	0.0
	専門科学及び技術サービス業	28	3.6	0.0	0.0	0.0
	事業施設管理、事業支援及び 賃貸サービス業	10	0.0	0.0	0.0	0.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サ ービス業	1	0.0	0.0	0.0	0.0

＜続く＞

<表A-19>特許実施権契約に関わる紛争が発生した原因(複数回答)

(単位: 件、%)

区分		事例数	特許が無効となった 場合など、既に支払っ た実施料の返還問題	改良技術提供 などグラント バックの問題	その他	特許紛争発生 なし
全体		1,053	0.5	0.1	0.2	93.2
回答機関の 類型	大企業	10	0.0	0.0	0.0	100.0
	中堅企業	25	0.0	0.0	0.0	100.0
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	1,018	0.5	0.1	0.2	92.9
実施権の 類型	専用実施権	431	0.7	0.2	0.0	92.1
	通常実施権	605	0.3	0.0	0.3	93.7
	独占的通常実施権	17	0.0	0.0	0.0	100.0
契約相手の 類型	大企業	38	0.0	0.0	0.0	84.2
	中堅企業	46	0.0	0.0	0.0	93.5
	中小企業(ベンチャー企業/inno-biz)	625	0.6	0.2	0.2	92.6
	大学、公共機関	138	0.7	0.0	0.0	93.5
	個人	197	0.0	0.0	0.0	97.0
	海外企業	9	0.0	0.0	11.1	77.8
特許技術の 分類 (複数回答)	機械	118	0.0	0.0	0.0	96.6
	建設、交通	493	0.4	0.0	0.4	92.1
	医療	15	6.7	0.0	0.0	93.3
	医薬	18	0.0	0.0	0.0	88.9
	材料、金属、資源	91	0.0	0.0	0.0	94.5
	電気、電子	98	0.0	0.0	0.0	96.9
	情報、通信	62	0.0	0.0	0.0	93.5
	基礎科学	10	0.0	0.0	0.0	100.0
	エネルギー、資源、原子力	23	0.0	0.0	0.0	100.0
	生命工学、農林	26	0.0	0.0	0.0	80.8
	環境、化学工程	34	5.9	2.9	0.0	91.2
	環境	89	0.0	0.0	0.0	91.0
	家庭	11	0.0	0.0	0.0	100.0
	海洋、航空	26	0.0	0.0	0.0	100.0
業種 (産業分類)	農業、林業及び漁業	1	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	457	0.2	0.2	0.2	94.3
	電気ガス、蒸気及び 空気調節供給業	8	0.0	0.0	0.0	100.0
	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業	38	0.0	0.0	0.0	92.1
	建設業	444	0.5	0.0	0.2	92.1
	卸売及び小売業	39	0.0	0.0	0.0	94.9
	運輸及び倉庫業	1	0.0	0.0	0.0	100.0
	情報通信業	21	0.0	0.0	0.0	90.5
	金融及び保険業	5	0.0	0.0	0.0	100.0
	専門科学及び技術サービス業	28	7.1	0.0	0.0	89.3
	事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業	10	0.0	0.0	0.0	100.0
	芸術スポーツ及び余暇関連サービス業	1	0.0	0.0	0.0	100.0

* 回答者ベース: 全特許ロイヤルティ率契約件数 (n=1,053)